

目 次

第1編 電源三法交付金制度の概要	
I 電源三法交付金制度の概要	2
第2編 電源三法交付金等交付調べ	
1 県内の電源三法交付金等調べ	8
2 平成21年度電源三法交付金等実績一覧	14
3 平成21年度電源三法交付金交付市町村一覧	16
第3編 電源立地地域対策交付金	
制度改正と電源立地地域対策交付金の創設	24
I 電源立地等初期対策交付金相当部分	
制度の概要	27
II 電源立地促進対策交付金相当部分	
制度の概要	28
1 発電用施設周辺地域整備法に基づく電源立地促進対策交付金事業の経過概要	
(1) 整備計画に係る地点指定	29
(2) 整備計画承認	30
(3) 交付金の配分状況	34
2 電源立地促進対策交付金団体・年度別交付実績（昭和49年度～平成21年度）	38
III 原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分〔旧電源立地特別交付金〕	
制度の概要	40
1 原子力立地給付金交付実績	41
2 原子力立地給付金交付図	42
IV 電力移出県等交付金相当部分〔旧電源立地特別交付金〕	
制度の概要	47
1 県内の発電電力量及び消費電力量一覧	48
2 電力移出県等交付金枠事業実績	
(1) 当該年度交付金事業	49
(2) 基金等財源事業	50
(3) 年度別交付金事業の概要	52

V	水力発電施設周辺地域交付金相当部分	
	制度の概要	75
	1 平成21年度水力発電施設周辺地域交付金相当部分に係る市町村所在発電所台帳	76
	2 水力発電施設周辺地域交付金市町村別年度別交付実績（昭和56年度～平成21年度）	84
VI	原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分	86

第4編 石油貯蔵施設立地対策等交付金

	制度の概要	90
I	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付実績（市町村別）	91
II	石油貯蔵施設立地対策等交付金事務フロー	92

第5編 関係資料等

	電源立地地域対策交付金交付規則	96
	福島県発電用周辺地域振興基金条例	162
	福島県企業立地資金貸付基金条例	164
	福島県市町村電源立地地域対策交付金交付要綱	166
	福島県原子力立地給付金交付事業補助金交付要綱	171
	福島県石油貯蔵施設立地対策交付金交付要綱	174

第 1 編

電源三法交付金制度の概要

I 電源三法交付金の概要

1. 電源三法の目的

電気の安定供給を確保するためには、電源立地を計画的に進めていく必要があります。しかし、原子力をはじめとする発電所の立地は、地元との調整の遅れ等により、ますます長期化の傾向を強めています。

このような状況に対応するため、国は昭和49年にいわゆる電源三法交付金を制度化しました。これは、①電力会社から税金（電源開発促進税）を徴収する「電源開発促進税法」、②これを歳入とする特別会計を設ける「特別会計に関する法律」、③この特別会計から発電用施設周辺地域において公共用施設を整備する交付金を地方公共団体等に交付する「発電用施設周辺地域整備法」からなっています。

これらをもとに交付される各種交付金・補助金等により、立地地域住民の福祉の向上や電源立地の円滑化が図られています。

2. 交付金制度の改正と電源立地地域対策交付金の創設

従来の電源三法交付金制度においては、電源地域の公共用施設の設備にあてる電源立地促進対策交付金、雇用の確保を図るための企業導入・産業近代化及び福祉対策事業等にあてる電源立地特別交付金（電力移出県等交付金枠）、原子力発電施設等の所在市町村が行う企業導入・産業近代化及び福祉対策の支援事業にあてる原子力発電施設等立地地域長期発展対策等交付金等がありました。

しかし、これらの交付金は制度が複雑な上に、各交付金や補助金の使途が限定されており、地方自治体にとって真に必要な事業に充当できないなどの問題点がありました。

そこで、国においては、電源三法交付金制度を全面的に見直し、新しい考え方に基づく制度改正を実施しました。制度改正の概要は、以下のとおりです。

(1) 電源立地地域対策交付金の創設

平成15年10月1日に、旧制度の各交付金等が統合され、電源立地地域対策交付金^{※1}が新設されました。

電源立地地域対策交付金においては、旧制度において充当可能な事業は、原則として全ての期間（立地可能性調査期間～運転終了）において実施が可能であり、さらに地域活性化事業が交付対象事業に追加されるなど、幅広い事業の実施が可能となりました。

※1 P24参照

(2) 電源三法の一部改正

電源三法のうち、「発電用施設周辺地域整備法」及び「電源開発促進対策特別会計法」の一部が平成15年10月1日に改正されました。主な改正事項は、以下のとおりです。

① 政策対象となる発電用施設の重点化

旧制度においては、すべての発電用施設の設置の促進が図られてきましたが、改正後は原子力、水力、地熱等の長期固定電源が重点的に支援されます。（※ただし、既存及び計画^{※1}中の火力発電所は引き続き支援対象）

② 発電用施設の支援範囲の拡充

発電用施設の設置段階に加え、従来法律上は明確に位置づけられていなかった運転段階への支援が

明確にされました。

③ 支援対象事業の拡充

従来の公共用施設の整備に加え、地場産業振興や福祉サービス等のソフト的な事業に対しても交付金の交付等による支援が行われます。その一環として、担保力が弱い電源地域の中小企業への資金調達を円滑化するため、中小企業信用保険法の特例措置が新設されました。

3. 福島県における電源三法交付金の交付実績

福島県における交付実績は、平成21年度に約145億円、昭和49年度から平成21年度までの累計で約2,694億円となっています。

平成21年度の交付総額の内訳は、電源立地地域対策交付金（電力移出県等交付金相当部分）が43%、電源立地地域対策交付金（原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分）が18%、電源立地地域対策交付金（水力発電施設周辺地域交付金相当部分）が4%等となっています。

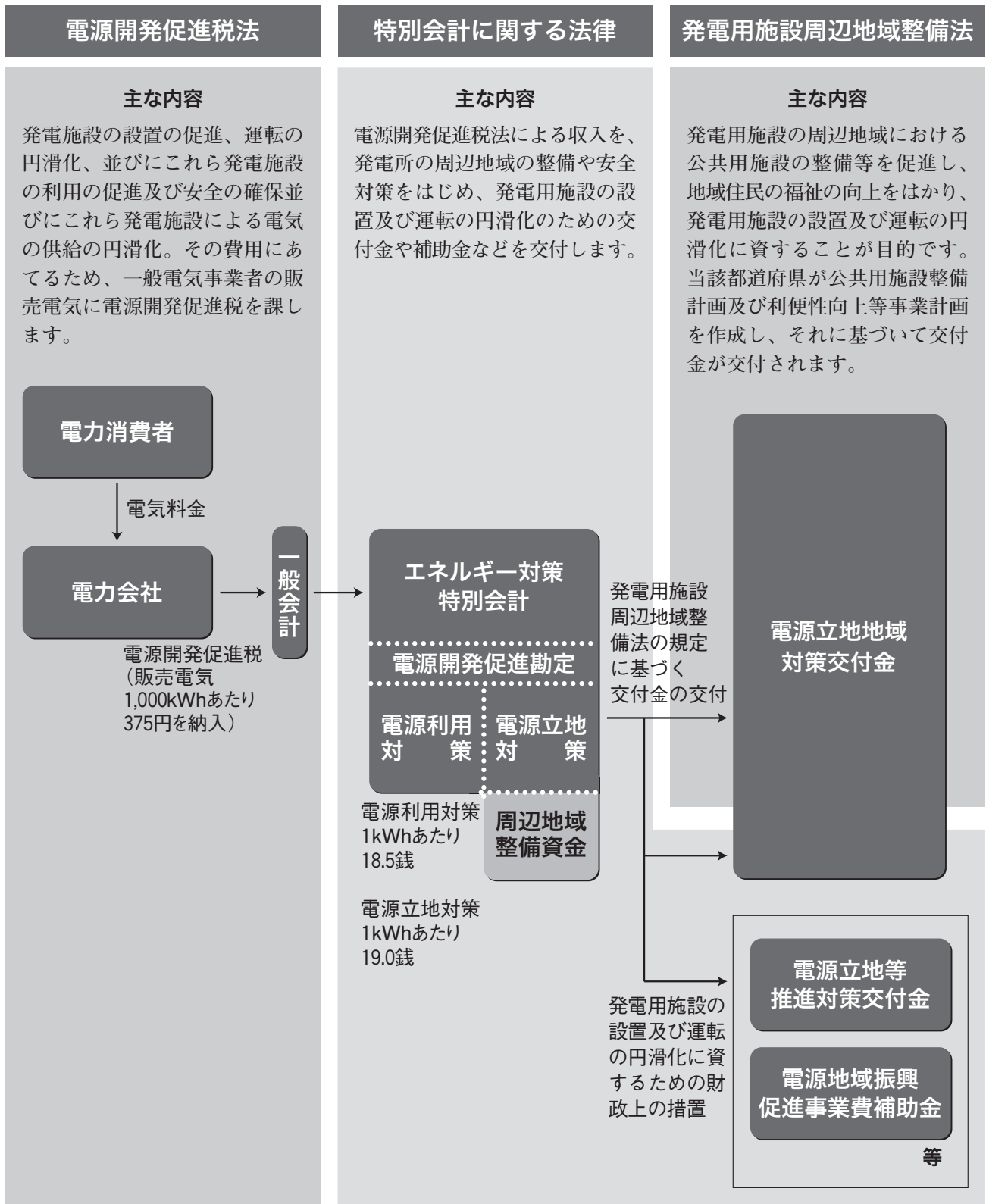
4. 福島県における発電施設及び発電量（いずれも自家用発電を除く）

国内における発電施設は、平成21年度の最大出力の総計が約23,714万kW、総発電量が925,392百万kWhとなっています。

福島県では平成22年12月現在、10基の原子力発電所、88基の水力発電所、13基の火力発電所及び1基の地熱発電所が稼働しており、発電施設の最大出力の総計は約2,254万kW（全国比9.5%）となっています。

また、平成21年度の総発電量は119,101百万kWh（全国比12.9%）で、発電種別の構成割合は、原子力発電所が全体の55.2%、火力発電所が40.2%、水力発電所が4.6%となっています。

電源三法交付金の概要（図解）



「電源立地制度の概要」（編集 経済産業省資源エネルギー庁）より

電源立地地域対策交付金（平成15年10月～）

公共用施設整備などの住民の利便性向上のための事業や地域の活性化を目的とした事業を支援。

電源立地等初期対策交付金相当部分**電源立地促進対策交付金相当部分****原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分（旧電源立地特別交付金）****電力移出県等交付金相当部分（旧電源立地特別交付金）****水力発電施設周辺地域交付金相当部分****原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分****電源立地等推進対策交付金****原子力発電施設立地地域共生交付金****核燃料サイクル交付金****原子力発電施設等立地地域特別交付金****広報・安全等対策交付金****電源地域振興促進事業費補助金**

原子力発電施設等の周辺地域における立地企業への電気料金の割引措置となる補助及び電源地域の産業関連施設等の整備事業に対する補助を行う。

第 2 編

電源三法交付金等交付調べ

1 県内の電源三法交付金等調べ（その1）

年 度 交付金	49	50	51	52	53	54
※1 電源立地促進 対策交付金	353,846,230	1,620,138,444	1,747,336,446	2,674,447,692	3,823,338,243	4,552,899,726
※2 原子力発電施設等 周辺地域交付金	—	—	—	—	—	—
※2 電力移出県等 交 付 金	—	—	—	—	—	—
水力発電施設等 周辺地域交付金	—	—	—	—	—	—
※1 重要電源等立地 推進対策補助金	—	—	—	—	—	—
※1 要対策重要電源立 地推進対策交付金	—	—	—	—	—	—
原子力発電施設 等立地地域長期 発展対策交付金	—	—	—	—	—	—
※1 電源地域産業 育成支援補助金	—	—	—	—	—	—
合 計	353,846,230	1,620,138,444	1,747,336,446	2,674,447,692	3,823,338,243	4,552,899,726

※1 国から市町村に直接交付される分を含む。

※2 平成12年度から電源立地特別交付金に統合。

※3 「重要電源等立地推進対策補助金」及び「要対策重要電源立地推進対策交付金」は、平成11年度から「電源立地等初期対策交付金」に統合。合計欄は、上段…重要電源等立地推進対策補助金（昭和57～平成10年度、中段…電源立地等初期対策交付金（平成11年度～）、下段…要対策重要電源立地推進対策交付金（平成6年度～10年度）

〔参 考〕

年 度 交付金	49	50	51	52	53	54
石油貯蔵施設立 地対策等交付金	—	—	—	—	140,937,000	374,469,000

※ 平成9年度まで千円未満四捨五入による金額。合計欄は各年度記載金額の合計。

(単位：円)

55	56	57	58	59	60	61
5,829,436,757	6,620,367,655	6,826,708,278	4,000,087,521	2,999,263,471	1,596,925,758	1,555,539,620
—	566,504,535	1,224,440,074	1,264,203,192	1,270,981,478	1,294,217,954	1,306,633,749
—	400,000,000	600,000,000	900,000,000	900,000,000	900,000,000	900,000,000
—	223,400,000	281,632,000	282,226,000	290,842,000	289,471,000	289,471,000
—	—	1,100,000	2,000,000	5,000,000	4,100,000	5,100,000
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	23,786,105	45,409,809
5,829,436,757	7,810,272,190	8,933,880,352	6,448,516,713	5,466,086,949	4,108,500,817	4,102,154,178

55	56	57	58	59	60	61
72,447,000	83,934,000	84,372,000	71,154,000	70,928,000	63,397,000	67,664,000

県内の電源三法交付金等調べ（その2）

年 度 交付金	62	63	元	2	3	4
※1 電源立地促進 対策交付金	1,385,871,876	623,107,686	595,649,858	1,555,700,626	2,370,608,461	3,112,091,537
※2 原子力発電施設等 周辺地域交付金	1,332,873,925	1,359,144,387	1,975,178,909	2,111,653,680	2,250,020,249	2,452,366,883
※2 電力移出県等 交 付 金	900,000,000	1,350,000,000	1,350,000,000	1,488,054,005	1,499,999,070	1,499,993,770
水力発電施設等 周辺地域交付金	289,471,000	289,471,000	289,458,000	434,207,000	435,803,000	442,347,000
※1 重要電源等立地 推進対策補助金	4,400,000	4,400,000	4,400,000	9,400,000	10,000,000	10,000,000
※1 要対策重要電源立 地推進対策交付金	—	—	—	—	—	—
原子力発電施設 等立地地域長期 発展対策交付金	—	—	—	—	—	—
※1 電源地域産業 育成支援補助金	20,197,431	6,776,231	36,116,000	48,750,000	69,895,000	85,758,155
合 計	3,932,814,232	3,632,899,304	4,250,802,767	5,647,765,311	6,636,325,780	7,602,557,345

※1 国から市町村に直接交付される分を含む。

※2 平成12年度から電源立地特別交付金に統合。

※3 「重要電源等立地推進対策補助金」及び「要対策重要電源立地推進対策交付金」は、平成11年度から「電源立地等初期対策交付金」に統合。合計欄は、上段…重要電源等立地推進対策補助金（昭和57～平成10年度、中段…電源立地等初期対策交付金（平成11年度～）、下段…要対策重要電源立地推進対策交付金（平成6年度～10年度）

〔参 考〕

年 度 交付金	62	63	元	2	3	4
石油貯蔵施設立 地対策等交付金	64,615,000	64,007,000	64,618,000	59,675,000	59,997,000	236,961,000

※ 平成9年度まで千円未満四捨五入による金額。合計欄は各年度記載金額の合計。

(単位：円)

5	6	7	8	9	10	11
2,317,268,279	2,570,764,469	1,853,728,000	905,297,500	1,836,514,000	1,641,394,000	1,342,810,000
2,417,269,380	2,463,131,022	2,505,248,762	2,498,177,345	2,511,925,008	2,545,052,009	2,576,443,054
997,148,917	1,500,000,000	3,000,000,000	2,995,957,000	2,996,613,331	2,999,556,799	3,744,122,190
442,347,000	441,841,899	441,119,080	440,482,490	441,200,000	442,564,300	439,412,450
16,115,000	18,115,000	18,115,000	18,115,000	17,317,000	25,696,973	※3 55,046,798
—	0	100,000,000	252,900,000	279,800,000	204,900,000	
—	—	—	—	1,116,056,000	1,228,662,000	1,310,032,000
97,676,000	119,855,000	106,720,000	57,230,822	57,125,203	50,417,516	50,661,634
6,287,824,576	7,113,707,390	8,024,930,842	7,168,160,157	9,256,550,542	9,138,283,597	9,518,528,126

5	6	7	8	9	10	11
64,809,000	55,204,000	55,504,000	55,985,000	53,098,000	53,167,750	54,541,000

県内の電源三法交付金等調べ（その3）

（単位：円）

年 度 交付金	12	13	14	15	計(昭和49年度 ～平成15年度)
※1・※4 電源立地促進 対策交付金	1,876,875,750	812,626,050	835,835,450	644,101,900	70,480,581,283
※2・※4 原子力発電施設等 周辺地域交付金	2,615,820,483	2,634,873,806	2,591,524,985	2,604,115,702	46,371,800,571
※2・※4 電力移出県等 交 付 金	4,633,373,871	4,473,088,946	4,558,257,698	5,174,330,278	49,760,495,875
※4 水力発電施設等 周辺地域交付金	450,715,275	452,773,100	449,806,250	453,550,125	8,733,610,969
※1 重要電源等立地 推進対策補助金	※3・※4 —	—	—	—	173,373,973
※1 要対策重要電源立 地推進対策交付金	52,160,614	19,030,201	18,061,369	110,904,709	255,203,691
※1 要対策重要電源立 地推進対策交付金	—	—	—	—	837,640,000
※4 原子力発電施設 等立地地域長期 発展対策交付金	1,661,910,000	1,820,149,000	1,873,978,000	3,014,649,000	12,025,436,000
※1 電源地域産業 育成支援補助金	64,510,839	53,956,112	35,690,457	18,344,822	1,048,877,136
合 計	11,355,366,832	10,226,497,215	10,363,154,209	12,019,996,536	189,687,019,498

※1 国から市町村に直接交付される分を含む。

※2 平成12年度から電源立地特別交付金に統合。

※3 「重要電源等立地推進対策補助金」及び「要対策重要電源立地推進対策交付金」は、平成11年度から「電源立地等初期対策交付金」に統合。合計欄は、上段…重要電源等立地推進対策補助金（昭和57～平成10年度、中段…電源立地等初期対策交付金（平成11年度～）、下段…要対策重要電源立地推進対策交付金（平成6年度～10年度）

※4 平成15年10月から電源立地地域対策交付金に統合。

〔参 考〕

年 度 交付金	12	13	14	15	計(昭和49年度 ～平成15年度)
石油貯蔵施設立 地対策等交付金	56,238,000	52,685,080	61,144,000	61,922,000	2,203,472,830

(単位：円)

年度		16	17	18	19	20	21	合計
交付金								
電源立地地域対策交付金	電源立地促進 対策交付金 相当部分	228,099,500	551,483,500	296,403,000	138,166,000	193,516,000	446,973,500	72,335,222,783
	原子力発電施設等周辺 地域交付金相当部分 〔旧電源立地特別交付金〕	2,617,114,691	2,655,071,920	2,713,655,756	2,741,278,467	2,769,656,234	2,677,958,820	62,546,536,459
	電力移出県等 交付金相当部分 〔旧電源立地特別交付金〕	5,395,962,280	5,796,069,714	5,752,709,849	6,210,173,993	6,046,056,136	6,239,805,387	85,201,273,234
	水力発電施設周辺地域 交付金相当部分	472,683,500	479,597,650	480,867,150	471,238,350	488,240,000	515,700,000	11,641,937,619
	※4 電源立地等初期対策 交付金相当部分	139,881,133	139,918,255	138,694,000	1,119,291,000	1,109,600,000	1,119,005,522	5,032,607,574
	原子力発電施設等 立地地域長期発展 対策交付金相当部分	3,125,750,000	3,129,645,000	3,243,134,000	3,215,997,000	3,365,607,000	3,489,518,000	31,595,087,000
電源地域産業 育成支援補助金	6,144,000	0	0	0	0	0	1,055,021,136	
合計		11,985,635,104	12,751,786,039	12,625,463,755	13,896,144,810	13,972,675,370	14,488,961,229	269,407,685,805

年度		16	17	18	19	20	21	合計
交付金								
石油貯蔵施設立地 対策等交付金		62,241,000	57,910,000	54,435,500	91,660,500	115,590,000	116,105,000	2,701,414,830

2 平成21年度電源三法交付金等実績一覧（その1）

（単位：円）

	電 源 立 地 対 策 交 付 金							合 計	交付金事務 等 交 付 金	石油貯蔵施 設立地対策 等 交 付 金	総 合 計	
	電源立地等 初期対策 交 付 金 相 当 部 分	電源立地促進対策 交 付 金 相 当 部 分		原子力発電 施設等周辺 地域交付金 相 当 部 分	電力移出県等交付金 相 当 部 分		水力発電 施設周辺 地域交付金 相 当 部 分					原子力発電 施設等立地 地域長期発 展対策交付 金相 当 部 分
		(立地)	(周辺)		県事業	市町村事業						
県 事 業				*1 60,275,085	5,196,177,974				5,256,453,059	5,555,554	5,262,008,613	
福 島 市					4,748,000	21,600,000			26,348,000		26,348,000	
会津若松市					8,243,000	37,500,000			45,743,000		45,743,000	
郡 山 市					989,000	4,500,000			5,489,000		5,489,000	
いわき市		179,978,000	1,812,181,832		83,760,000	12,400,000			2,088,319,832	64,598,000	2,152,917,832	
白 河 市					1,000,000				1,000,000		1,000,000	
須賀川市									0		0	
喜多方市					13,036,000	59,300,000			72,336,000		72,336,000	
相 馬 市									0		0	
二本松市					3,232,000	14,700,000			17,932,000		17,932,000	
田 村 市			12,641,801		36,341,000	4,500,000			53,482,801	2,897,000	56,379,801	
南相馬市	51,934,522		55,285,711		36,058,000	4,500,000			147,778,233		147,778,233	
伊 達 市									0		0	
本 宮 市									0		0	
市 計	51,934,522	0	179,978,000	1,880,109,344	0	187,407,000	159,000,000	0	2,458,428,866	0	67,495,000	2,525,923,866
桑 折 町									0		0	
国 見 町									0		0	
川 俣 町									0		0	
大 玉 村									0		0	
鏡 石 町									0		0	
天 栄 村					989,000	4,500,000			5,489,000		5,489,000	
下 郷 町					5,803,000	26,400,000			32,203,000		32,203,000	
檜 枝 岐 村					8,375,000	38,100,000			46,475,000		46,475,000	
只 見 町					10,991,000	50,000,000			60,991,000		60,991,000	
南会津町					989,000	4,500,000			5,489,000		5,489,000	
北塩原村					1,099,000	5,000,000			6,099,000		6,099,000	
西会津町					7,034,000	32,000,000			39,034,000		39,034,000	
磐 梯 町					2,924,000	13,300,000			16,224,000		16,224,000	
猪苗代町					3,144,000	14,300,000			17,444,000		17,444,000	
会津坂下町					4,045,000	18,400,000			22,445,000		22,445,000	
湯 川 村									0		0	
柳 津 町					11,560,000	24,500,000			36,060,000		36,060,000	
三 島 町					7,738,000	35,200,000			42,938,000		42,938,000	
金 山 町					10,991,000	50,000,000			60,991,000		60,991,000	
昭 和 村									0		0	

平成21年度電源三法交付金等実績一覧（その2）

（単位：円）

	電 源 立 地 対 策 交 付 金							合 計	交付金事務 等交付金	石油貯蔵 施設立地 策交付金	総 合 計	
	電源立地等 初期対策 交付金 相当部分	電源立地促進対策 交付金相当部分		原子力発電 施設等周辺 地域交付金 相当部分	電力移出等 交付金 相当部分		水力発電 施設周辺 地域交付金 相当部分					原子力発電 施設等立地 地域長期 展策交付金 相当部分
		(立地)	(周辺)		県事業	市町村事業						
会津美里町					989,000	4,500,000		5,489,000			5,489,000	
西郷村					989,000	4,500,000		5,489,000			5,489,000	
泉崎村								0			0	
中島村								0			0	
矢吹町								0			0	
棚倉町								0			0	
矢祭町								0			0	
搞町					989,000	4,500,000		5,489,000			5,489,000	
鮫川村								0	2,897,000		2,897,000	
石川町								0			0	
玉川村								0			0	
平田村								0	2,897,000		2,897,000	
浅川町								0			0	
古殿町					989,000	4,500,000		5,489,000	2,897,000		8,386,000	
三春町								0			0	
小野町								0	2,897,000		2,897,000	
広野町		242,051,500		34,837,124	33,536,000			310,424,624		26,229,000	336,653,624	
楢葉町			354,000	144,433,971	154,562,000	4,500,000	655,198,000	959,047,971	7,896,000		966,943,971	
富岡町			24,528,000	186,061,199	155,812,963		734,424,000	1,100,826,162			1,100,826,162	
川内村			62,000	18,966,870	35,442,000	4,500,000		58,970,870	2,897,000		61,867,870	
大熊町				170,832,074	178,066,000		1,346,770,000	1,695,668,074			1,695,668,074	
双葉町	979,230,000			80,049,534	140,857,450		753,126,000	1,953,262,984			1,953,262,984	
浪江町	87,841,000			96,322,813	39,900,000	4,500,000		228,563,813			228,563,813	
葛尾村				6,070,806	37,417,000	4,500,000		47,987,806			47,987,806	
新地町								0			0	
飯舘村					989,000	4,500,000		5,489,000			5,489,000	
町村計	1,067,071,000	242,051,500	24,944,000	737,574,391	0	856,220,413	356,700,000	3,489,518,000	6,774,079,304	0	48,610,000	6,822,689,304
市町村計	1,119,005,522	242,051,500	204,922,000	2,617,683,735	0	1,043,627,413	515,700,000	3,489,518,000	9,232,508,170	0	116,105,000	9,348,613,170
県+市町村計	1,119,005,522	242,051,500	204,922,000	2,677,958,820	5,196,177,974	1,043,627,413	515,700,000	3,489,518,000	14,488,961,229	5,555,554	116,105,000	14,610,621,783

市町村は平成22年3月31日現在。

*は(財)電源地域振興センターの事務費分。

■は、国から直接市町村へ交付される。

3 平成21年度電源三法交付金 交付市町村一覧



<市町村毎の総計>

平成22年3月31日現在 (単位:円)

市町村名	交付金額	市町村名	交付金額	市町村名	交付金額	市町村名	交付金額
福島市	26,348,000	大玉村		昭和村		小野町	
会津若松市	45,743,000	鏡石町		会津美里町	5,489,000	広野町	310,424,624
郡山市	5,489,000	天栄村	5,489,000	西郷村	5,489,000	楢葉町	959,047,971
いわき市	2,088,319,832	下郷町	32,203,000	泉崎村		富岡町	1,100,826,162
白河市	1,000,000	檜枝岐村	46,475,000	中島村		川内村	58,970,870
須賀川市		只見町	60,991,000	矢吹町		大熊町	1,695,668,074
喜多方市	72,336,000	南会津町	5,489,000	棚倉町		双葉町	1,953,262,984
相馬市		北塩原村	6,099,000	矢祭町		浪江町	228,563,813
二本松市	17,932,000	西会津町	39,034,000	塙町	5,489,000	葛尾村	47,987,806
田村市	53,482,801	磐梯町	16,224,000	鮫川村		新地町	
南相馬市	147,778,233	猪苗代町	17,444,000	石川町		飯館村	5,489,000
伊達市		会津坂下町	22,445,000	玉川村			
本宮市		湯川村		平田村			
桑折町		柳津町	36,060,000	浅川町			
国見町		三島町	42,938,000	古殿町	5,489,000	交付市町村数	35
川俣町		金山町	60,991,000	三春町		市町村計	9,232,508,170

平成21年度『電源立地地域対策交付金
(電源立地等初期対策交付金相当部分)』交付市町村



〈内 訳〉

(単位：円)

市町村名	交付金額	市町村名	交付金額	市町村名	交付金額	市町村名	交付金額
福島市		大玉村		昭和村		小野町	
会津若松市		鏡石町		会津美里町		広野町	
郡山市		天栄村		西郷村		榎葉町	
いわき市		下郷町		泉崎村		富岡町	
白河市		檜枝岐村		中島村		川内村	
須賀川市		只見町		矢吹町		大熊町	
喜多方市		南会津町		棚倉町		双葉町(※)	979,230,000
相馬市		北塩原村		矢祭町		浪江町	87,841,000
二本松市		西会津町		塙町		葛尾村	
田村市		磐梯町		鮫川村		新地町	
南相馬市	51,934,522	猪苗代町		石川町		飯館村	
伊達市		会津坂下町		玉川村			
本宮市		湯川村		平田村			
桑折町		柳津町		浅川町			
国見町		三島町		古殿町		交付市町村数	3
川俣町		金山町		三春町		市町村計	1,119,005,522

※国直接交付

平成21年度『電源立地地域対策交付金
(電源立地促進対策交付金相当部分)』交付市町村



〈内 訳〉

(単位：円)

市町村名	交付金額	市町村名	交付金額	市町村名	交付金額	市町村名	交付金額
福島市		大玉村		昭和村		小野町	
会津若松市		鏡石町		会津美里町		広野町(※)	242,051,500
郡山市		天栄村		西郷村		榎葉町	354,000
いわき市	179,978,000	下郷町		泉崎村		富岡町	24,528,000
白河市		檜枝岐村		中島村		川内村	62,000
須賀川市		只見町		矢吹町		大熊町	
喜多方市		南会津町		棚倉町		双葉町	
相馬市		北塩原村		矢祭町		浪江町	
二本松市		西会津町		塙町		葛尾村	
田村市		磐梯町		鮫川村		新地町	
南相馬市		猪苗代町		石川町		飯館村	
伊達市		会津坂下町		玉川村			
本宮市		湯川村		平田村			
桑折町		柳津町		浅川町			
国見町		三島町		古殿町		交付市町村数	5
川俣町		金山町		三春町		市町村計	446,973,500

※国直接交付

平成21年度『電源立地地域対策交付金
(原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分)』交付市町村



〈内 訳〉

(単位：円)

市町村名	交付金額	市町村名	交付金額	市町村名	交付金額	市町村名	交付金額
福島市		大玉村		昭和村		小野町	
会津若松市		鏡石町		会津美里町		広野町	34,837,124
郡山市		天栄村		西郷村		榎葉町	144,433,971
いわき市	1,812,181,832	下郷町		泉崎村		富岡町	186,061,199
白河市		檜枝岐村		中島村		川内村	18,966,870
須賀川市		只見町		矢吹町		大熊町	170,832,074
喜多方市		南会津町		棚倉町		双葉町	80,049,534
相馬市		北塩原村		矢祭町		浪江町	96,322,813
二本松市		西会津町		塙町		葛尾村	6,070,806
田村市	12,641,801	磐梯町		鮫川村		新地町	
南相馬市	55,285,711	猪苗代町		石川町		飯館村	
伊達市		会津坂下町		玉川村			
本宮市		湯川村		平田村			
桑折町		柳津町		浅川町			
国見町		三島町		古殿町		交付市町村数	11
川俣町		金山町		三春町		市町村計	2,617,683,735

平成21年度『電源立地地域対策交付金
(電力移出県等交付金相当部分)』交付市町村



〈内 訳〉

(単位：円)

市町村名	交付金額	市町村名	交付金額	市町村名	交付金額	市町村名	交付金額
福島市	4,748,000	大玉村		昭和村		小野町	
会津若松市	8,243,000	鏡石町		会津美里町	989,000	広野町	33,536,000
郡山市	989,000	天栄村	989,000	西郷村	989,000	楢葉町	154,562,000
いわき市	83,760,000	下郷町	5,803,000	泉崎村		富岡町	155,812,963
白河市	1,000,000	檜枝岐村	8,375,000	中島村		川内村	35,442,000
須賀川市		只見町	10,991,000	矢吹町		大熊町	178,066,000
喜多方市	13,036,000	南会津町	989,000	棚倉町		双葉町	140,857,450
相馬市		北塩原村	1,099,000	矢祭町		浪江町	39,900,000
二本松市	3,232,000	西会津町	7,034,000	塙町	989,000	葛尾村	37,417,000
田村市	36,341,000	磐梯町	2,924,000	鮫川村		新地町	
南相馬市	36,058,000	猪苗代町	3,144,000	石川町		飯館村	989,000
伊達市		会津坂下町	4,045,000	玉川村			
本宮市		湯川村		平田村			
桑折町		柳津町	11,560,000	浅川町			
国見町		三島町	7,738,000	古殿町	989,000	交付市町村数	35
川俣町		金山町	10,991,000	三春町		市町村計	1,043,627,413

平成21年度『電源立地地域対策交付金
(水力発電施設周辺地域交付金相当部分)』交付市町村



〈内 訳〉

(単位：円)

市町村名	交付金額	市町村名	交付金額	市町村名	交付金額	市町村名	交付金額
福島市	21,600,000	大玉村		昭和村		小野町	
会津若松市	37,500,000	鏡石町		会津美里町	4,500,000	広野町	
郡山市	4,500,000	天栄村	4,500,000	西郷村	4,500,000	楢葉町	4,500,000
いわき市	12,400,000	下郷町	26,400,000	泉崎村		富岡町	
白河市		檜枝岐村	38,100,000	中島村		川内村	4,500,000
須賀川市		只見町	50,000,000	矢吹町		大熊町	
喜多方市	59,300,000	南会津町	4,500,000	棚倉町		双葉町	
相馬市		北塩原村	5,000,000	矢祭町		浪江町	4,500,000
二本松市	14,700,000	西会津町	32,000,000	塙町	4,500,000	葛尾村	4,500,000
田村市	4,500,000	磐梯町	13,300,000	鮫川村		新地町	
南相馬市	4,500,000	猪苗代町	14,300,000	石川町		飯館村	4,500,000
伊達市		会津坂下町	18,400,000	玉川村			
本宮市		湯川村		平田村			
桑折町		柳津町	24,500,000	浅川町			
国見町		三島町	35,200,000	古殿町	4,500,000	交付市町村数	30
川俣町		金山町	50,000,000	三春町		市町村計	515,700,000

第 3 編

電源立地地域対策交付金

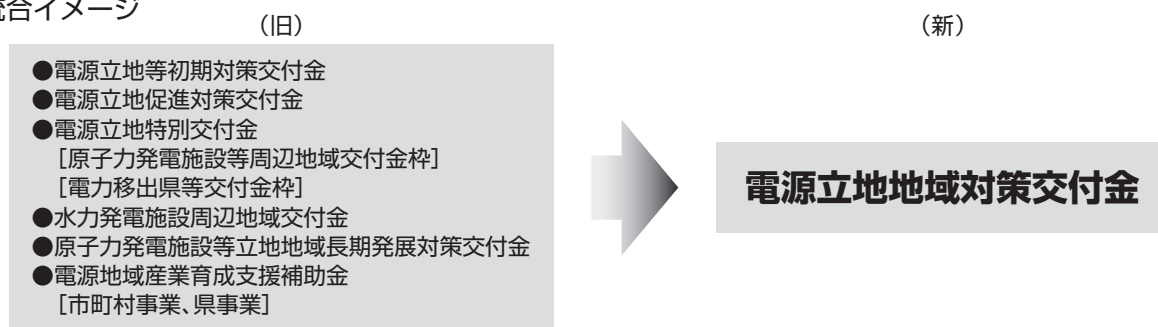
制度改正と電源立地地域対策交付金の創設

平成15年10月1日より、原子力、水力、地熱等の長期固定電源の重点的な開発・利用というエネルギー政策の見直しの一環として、旧制度の各交付金等が統合され、電源立地地域対策交付金が創設されました。

電源立地地域対策交付金においては、旧制度において充当可能な事業は、原則としてすべての期間（立地可能性調査～運転終了）において実施が可能であり、さらに地域活性化事業（※後述参照）が交付対象事業として追加されています。

また、発電用施設の運転段階への支援の観点から、実際の発電電力量等を勘案した交付限度額算定式が導入されています。

①統合イメージ



②交付対象事業

(1)交付対象事業の統一化

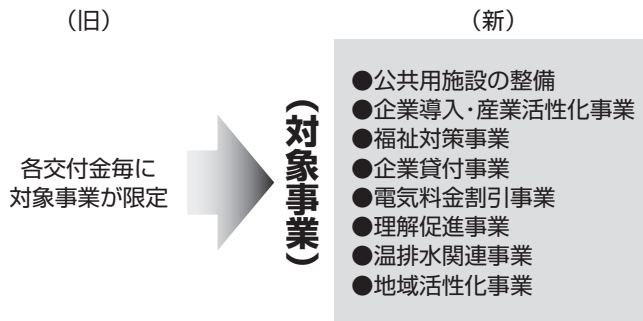
(旧) 交付金制度で充当可能な事業を原則として、すべての期間（立地可能性調査～運転終了）において実施が可能としました。

(2)地域活性化事業の創設

(旧) 交付金の充当が可能であった施設整備やその維持運営に加えて、地域振興、住民福祉等地域の活性化を目的とした事業活動そのものに対する支援も充当を可能としました。

(3)維持運営費の用途拡大

電源立地地域対策交付金が対象としているメニューの範囲内であることを前提に、他の交付金等や地方公共団体の自主財源といった別の財源により整備された施設の維持運営についても活用できることとしました。



③交付限度額

各地方自治体の交付限度額は、(旧) 交付金制度の算定方式を純粋に引継ぎ、その合計金額となります。

○地域活性化事業の創設

電源立地地域対策交付金の対象事業として「地域活性化事業」が設けられ、既に交付金の充当が可能であった施設整備やその維持運営に加えて、地域振興、住民福祉等、地域の活性化を目的とした事業活動そのものに対する支援も充当することが可能となりました。

以下のようなソフト事業を実施することができます。

- 地場産業支援事業
- 地域資源利用魅力向上事業
- 福祉サービス提供事業
- 環境維持・保全・向上事業
- 生活利便性向上事業
- 人材育成事業

○発電用施設周辺地域整備法の改正に伴う整備計画

発電施設周辺地域整備法の改正（平成15年10月1日施行）に伴い、これまでの施設整備に係る「整備計画」を「公共用施設整備計画」とし、併せて、新交付金の対象事業追加に伴い「地域活性化事業」「維持運営事業」に係る計画を「利便性向上事業計画」として、都道府県知事が作成できることになりました。

〈公共用施設整備計画対象施設一覧表〉

公共施設名	公共用施設の内容
道路	都道府県道、市町村道（道路の付属物を含む）
港湾	小型船用の水域施設、外郭施設、係留施設及びこれらに伴う臨港交通施設
漁港	沿岸漁業用の小規模な漁港施設
都市公園	遮断緑地、基幹公園（児童公園、地区公園、近隣公園、総合公園、運動公園）
水道	上水道、簡易水道
通信施設	有線放送電話施設、有線ラジオ放送施設、テレビジョン放送共同受信施設その他の有線テレビジョン放送施設その他の無線施設、その他これに準ずる施設
スポーツ等施設	体育館、水泳プール、運動場、公園、緑地、スキー場、スケート場、キャンプ場、遊歩道、サイクリング道路、その他これに準ずる施設
環境衛生施設	墓地、火葬場、霊柩車、一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設）、産業廃棄物処理施設、一般廃棄物の運搬車（ごみ収集車、し尿収集車）、公共下水道、都市下水路、排水路、道路清掃車、除雪車、環境監視施設、公害測定車、その他これに準ずる施設
教育文化施設	学校及び各種学校、公民館、図書館、地方歴史民俗資料館、青年の家、その他社会教育施設、学校給食センター、柔剣道場、文化会館、労働会館、集会所、その他これに準ずる施設
医療施設	病院、診療所、保健所、母子健康センター、主要な医療装置・器具、救急車、その他これに準ずる施設
社会福祉施設	児童館、保育所、児童遊園、母子福祉施設、老人福祉施設（老人ホーム、老人福祉センター、老人憩いの家、老人休養ホーム、老人浴槽車）、公共用バス、その他これに準ずる施設
消防施設	消防施設
国土保全施設	地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、河川・砂防施設、森林保安施設、海岸保全施設
交通安全施設	信号機、道路標識、交通安全広報車、その他これに準ずる施設（道路の付属物を除く）
熱供給施設	地域冷暖房施設、その他これに準ずる施設
産業振興施設	農道、林道、農業用排水施設、工業団地、職業訓練施設、商工会館、その他これに準ずる施設

※平成21年11月に実施された行政刷新会議事業仕分け結果を踏まえ、平成22年3月31日及び平成22年8月31日に当該交付金の使途が拡大されました。

主な使途拡大の内容は以下の通りです。

- ①国の予算補助事業（裏負担）への充当（制限の撤廃）
- ②運営事業に係る管理職員や事務職員の人件費への充当
- ③市町村庁舎等に勤務する職員の人件費への充当
- ④市町村庁舎等の建設費や改修費への充当

I 電源立地等初期対策交付金相当部分

(平成15年10月電源立地地域対策交付金に統合)

制度の概要

(1) 交付対象者

発電用施設等の立地が計画されている地点をその区域に含む都道府県及び市町村。

(2) 交付限度額と交付期間

交付限度額

金額は単年度交付限度額を示す。ただし、()内は期間内の交付限度額。

原子力	期間 I	期間 II [10年間]		期間 III
	1.4億円/年	開発地点 ^{※1} (51.5億円) 9.8億円/年	その他 (39.5億円) 9.8億円/年	0.8億円/年
地熱	期間 I	期間 II [5年間]		期間 III
	0.5億円/年	開発・促進 ^{※1} (6.5億円) 2.5億円/年	その他 (2.5億円) 0.5億円/年	0.5億円/年
水力	期間 I	期間 II [5年間]		期間 III
	0.4億円/年	開発・促進 ^{※1} (4.0億円) 1.4億円/年	その他 (2.0億円) 0.4億円/年	0.4億円/年
火力 (沖縄)	期間 I	期間 II [5年間]		期間 III
	0.5億円/年	開発・促進 ^{※1} 石炭 (6.5億円) 2.5億円/年	開発・促進 ^{※1} LNG (5.5億円) 2.0億円/年	その他 (2.5億円) 0.5億円/年
使用済燃料 貯蔵施設	期間 I	期間 II [2年間]		
	1.4億円/年	(19.6億円) 9.8億円/年		
MOX燃料 加工施設	期間 I	期間 II [2年間]		
	1.4億円/年	(19.6億円) 9.8億円/年		
次期低レベル 放射性廃棄物 埋設施設	期間 I	期間 II [2年間]		
	1.4億円/年	(19.6億円) 9.8億円/年		
深地層研究 施設	期間 I			
	0.8億円/年			
特定放射性 廃棄物最終 処分施設	文献調査期間	概要調査期間		
	(20億円) 10億円/年 ^{※2}	(70億円) 20億円/年		

※1 開発・促進地点は、重要電源開発地点と重要電源促進地点を示す。

※2 平成22年度末までに文献調査が開始された場合の金額です。

交付期間

◇原子力・地熱・火力(沖縄)・水力発電施設

期間 I : 立地可能性調査開始の翌年度
～環境影響評価の開始年度

期間 II : 環境影響評価開始の翌年度～
(原子力発電施設10年間、地熱・火力・水力発電施設5年間)

期間 III : 期間 II の終了の翌年度～運転
開始年度

◇使用済燃料貯蔵施設、MOX燃料加工
施設、次期低レベル放射性廃棄物埋設
施設

期間 I : 立地可能性調査の開始年度～
都道府県知事の同意年度

期間 II : 都道府県知事の同意翌年度～
2年間

◇深地層研究施設

期間 I : 立地可能性調査の開始年度～
運転開始年度

◇特定放射性廃棄物の最終処分施設

文献調査期間 : 文献調査の開始年度～
概要調査の開始年度

概要調査期間 : 概要調査の開始年度～
精密調査の開始年度

◎ 平成10年度までの「重要電源等立地推進対策補助金」「電源立地地域温排水等対策費補助金」「電源立地地域温排水等広域対策交付金」「要対策重要電源立地推進対策交付金」が統合され、平成11年度から「電源立地等初期対策交付金」になりました。

II 電源立地促進対策交付金相当部分

(平成15年10月電源立地地域対策交付金に統合)

(1) 交付対象者

下記の規模の発電用施設の所在市町村、周辺市町村及びこれらの市町村をその区域に含む都道府県。

ただし、水力発電用施設の場合は原則として所在市町村のみが対象となります。

発電用施設	規 模
原 子 力	出力35万kW以上※
火 力	出力8万kW以上（沖縄に限る）
水 力	出力1千kW以上
地 熱	出力1万kW以上

※日本原子力研究開発機構が設置する場合は、出力15万kW以上

(2) 交付限度額

発電用施設の所在市町村への交付金総額は、原則として発電用施設の出力（kW）に第1表に掲げる発電用施設の種類ごとに定められた単価と係数を乗じた額を限度とします。

ただし、出力の小さい水力及び地熱発電所については、第1表で算出した額が第2表に掲げる金額に満たない場合は、同表に掲げる金額を限度額とします。

なお、周辺市町村においても、総額で所在市町村と同額が都道府県を通じて交付されます。

第1表

発電用施設	kW当たりの単価	係 数
原 子 力	550円 (750円) ※3	7
火 力 (第1種地域に設置)※1 (第2種地域に設置)※2	550円 250円	} 3 (石炭火力4)
水 力	250円	
地 熱 (第1種地域に設置)※1 (第2種地域に設置)※2	550円 250円	} 3

第2表

対象発電施設 属する市町村の数	対象発電施設	
	5,000kW 以上 の発電施設の場合	5,000kW 未 満 の発電施設の場合
1	5,500万円	4,000万円
2 または 3	各市町村ごとに 4,000万円	各市町村ごとに 2,500万円
4 以上	11,000万円/ 市町村数	8,000万円/ 市町村数

※1つの市町村の区域に2つ以上の対象発電施設の設置の工事が併行して行われている場合にあっては、2号機以降のものについては、上記金額の8割に相当する額を交付限度とします。

(例) 出力110万kWの原子力発電所の場合……

kW当たりの単価(750円)×出力(110万kW)×係数(7)

※1 第1種地域とは、工業の集積の程度が低く、かつ、人口の増加の割合が低い道県もしくは当該道県とその区域が接続し、かつ、工業の集積の程度及び人口の増加の割合が当該道県に類する市町村または整備法施行令第5条第2項に規定する工業集積度が1未満の市町村区域です。

※2 第2種地域とは、第1種地域以外の地域です。

※3 平成22年度までに着工する施設に対する特例単価で、特に必要と認められる場合適用されます。

(3) 交付期間

発電用施設の設置工事が開始される年度から運転を開始して5年後までの間に交付されます。なお、交付期間の各年度における交付金額は可能な限り均等になるよう公共用施設整備計画等を作成する必要があります。

1 発電用施設周辺地域整備法に基づく電源立地促進対策交付金事業の経過概要

(1) 整備計画に係る地点指定

発電所名	地点名	指定年月日	電調審
福島第二原子力発電所 (1号)	福島県双葉郡楢葉町大字波倉	49年10月12日	47年6月7日 第59回
福島第一原子力発電所 (3、4号)	福島県双葉郡大熊町大字夫沢	〃	44年5月23日 第50回、第55回
福島第一原子力発電所 (5、6号)	福島県双葉郡双葉町大字細谷及び同町大字郡山	〃	46年2月26日 第54回、第57回
広野火力発電所 (1、2号)	福島県双葉郡広野町大字下北迫	〃	46年12月17日 第57回
宮下発電所	福島県大沼郡三島町大字桑原及び同町大字宮下	〃	49年7月4日 第65回
新大川発電所	福島県会津若松市大戸町	〃	49年2月27日 第64回
下郷発電所	福島県南会津郡下郷町大字大内及び同町大字小沼崎並びに 同県会津若松市大戸町	〃	49年2月27日 第64回
第二沼沢発電所	福島県大沼郡金山町大字沼沢	52年3月10日	51年12月27日 第70回
福島第二原子力発電所 (3号)	福島県双葉郡富岡町大字毛萱	52年5月27日	52年3月15日 第71回
勿来火力発電所 (8、9号)	福島県いわき市佐糠町	54年10月29日	54年3月29日 第78回
原町火力発電所 (1、2号)	福島県原町市大字金沢	55年6月30日	55年3月27日 第80回
第二新郷発電所	福島県耶麻郡高郷村大字上郷	56年6月29日	56年3月26日 第84回
只見発電所	福島県南会津郡只見町大字只見及び大字石伏	57年3月8日	56年11月19日 第86回
第二山郷発電所	福島県耶麻郡高郷村大字揚津	57年6月18日	57年3月26日 第87回
新地発電所 (1、2号)	福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺及び同町今泉	59年7月6日	58年12月20日 第93回
大笹生発電所	福島県福島市大字李平及び同市大字大笹生	61年6月21日	61年3月20日 第102回
黒谷発電所	福島県南会津郡只見町大字黒谷	元年9月29日	元年3月22日 第111回
福島県真野発電所	福島県相馬郡飯館村大倉及び同郡鹿島町上栃窪	2年3月9日	元年7月31日 第112回
福島県日中発電所	福島県耶麻郡熱塩加納村大字熱塩	3年5月1日	2年12月10日 第116回
柳津西山地熱発電所	福島県河沼郡柳津町大字黒沢、大字砂子原及び大字牧沢	5年7月23日	4年12月2日 第122回
沼ノ倉発電所 (増設)	福島県耶麻郡猪苗代町字荒川、同町字沼尻、同町字トトメ キ、同町字家後、同町字渋谷、同町字家前、同町字大谷地、 同町字新林、同町字古林、同町字宮の西及び同町字下河原	7年10月31日	7年3月17日 第129回
第二上野尻発電所	福島県耶麻郡西会津町新郷大字豊州字家ノ下、巻ノ上及び 同町新郷大字上野尻字西林崎	11年3月29日	10年7月29日 第138回
大鳥発電所	福島県南会津郡只見町大字田子倉字入山601	〃	7年7月19日 第130回
奥只見発電所	福島県南会津郡檜枝岐村字駒ヶ岳	〃	7年7月19日 第130回
庭坂発電所	福島県福島市町庭坂字清水原及び寺窪	〃	
摺上川発電所	福島県福島市飯坂町茂庭	16年3月31日	

(2) 整備計画承認

① 福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所、広野火力発電所（1、2号）

承認年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
50. 1. 25	191	12,714,710 千円	9,256,617 千円
51. 3. 31	207	11,538,736	10,209,718
51. 8. 31	221	11,857,736	10,509,718
53. 3. 31	326	17,018,445	15,407,991
54. 3. 31	426	28,738,051	26,426,002
55. 3. 31	426	28,739,468	26,423,014
56. 3. 31	417	30,047,419	26,423,014
56. 8. 31	474	40,707,039	36,386,525
57. 8. 31	485	44,174,257	41,644,043
58. 3. 31	485	44,701,053	39,081,585
58. 8. 31	489	45,244,711	38,998,844
59. 3. 31	490	45,272,147	39,035,046
59. 8. 31	494	45,616,151	39,758,313
60. 3. 31	492	45,582,730	39,952,960
60. 8. 31	493	45,425,533	39,909,538
61. 3. 31	494	45,665,008	40,225,997
61. 8. 20	494	45,658,876	40,225,265
62. 3. 31	497	44,435,544	40,267,157
63. 3. 31	498	44,898,469	40,440,808
元. 3. 31	509	45,044,976	40,607,213
2. 8. 31	517	45,662,091	41,633,037
4. 3. 31	518	45,714,603	41,633,037
5. 3. 31	518	45,688,861	41,633,708

② 広野火力発電所（3号）

承認年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
57. 8. 31	35	1,376,562 千円	1,288,777 千円
59. 8. 31	46	1,813,157	1,700,787
60. 3. 31	47	1,870,657	1,755,287
60. 8. 31	51	2,117,147	2,018,270
61. 3. 31	55	2,512,147	2,351,293
61. 8. 20	58	2,562,147	2,395,829
62. 3. 31	62	2,674,001	2,512,814
63. 3. 31	66	3,033,358	2,700,000
元. 3. 31	67	2,919,030	2,700,000
2. 8. 31	67	2,919,030	2,700,000
4. 3. 31	68	2,919,030	2,700,000
5. 3. 31	70	2,920,904	2,700,000

③ 勿来火力発電所（8、9号）

承認年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
55. 3. 31	39	3,798,898 千円	2,406,000 千円
55. 8. 30	59	4,782,509	3,097,940
56. 8. 31	64	5,234,247	3,442,394
58. 3. 31	72	5,867,987	4,058,334
59. 8. 31	74	5,904,045	4,066,599
60. 8. 31	75	5,940,491	4,080,000

④ 新地火力発電所（1、2号）

承認年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
2. 3. 31	41	3,599,465 千円	3,085,714 千円
4. 9. 18	58	8,779,634	7,290,148
6. 8. 31	57	8,784,934	7,290,148
8. 3. 29	56	8,694,764	7,290,148
9. 3. 31	56	8,643,398	7,290,148
11. 3. 31	56	8,300,596	7,290,148

⑤ 広野火力発電所（4号）

承認年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
2. 8. 31	28	2,927,788 千円	2,523,914 千円
5. 3. 31	28	3,259,437	2,523,914
8. 3. 29	27	3,214,597	2,523,914
9. 3. 31	28	3,172,560	2,523,914

⑥ 原町火力発電所（1、2号）

承認年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
4. 9. 18	35	5,415,489 千円	4,400,000 千円
6. 3. 31	54	10,435,194	8,800,000
8. 3. 29	54	10,441,105	8,800,000
9. 3. 31	55	10,720,285	8,800,000
10. 10. 20	51	10,743,733	8,796,637
14. 5. 15(同意)	50	10,596,536	8,796,637

⑦ 広野火力発電所（5号機）

同意年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
12. 8. 31	24	3,142,992 千円	2,533,702 千円
14. 10. 7	28	3,046,291	2,577,602
15. 8. 29	27	3,039,251	2,542,602
16. 3. 31	27	2,552,370	2,180,544
17. 3. 31	28	2,596,906	2,215,544
19. 4. 25	34	2,821,617	2,438,702

⑧ 宮下発電所

承認年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
50. 3. 31	6	110,500 千円	21,000 千円
52. 3. 31	5	114,100	21,480

⑨ 新大川発電所、下郷発電所

承認年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
52. 3. 31	12	615,374 千円	610,030 千円
56. 3. 31	12	960,758	780,870
58. 3. 31	14	951,849	802,344
59. 3. 31	15	999,127	847,344

⑩ 第二沼沢発電所

承認年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
53. 3. 31	12	278,700 千円	276,000 千円
56. 3. 31	17	379,804	364,924

⑪ 第二新郷発電所、第二山郷発電所

承認年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
57. 3. 31	1	42,760 千円	38,800 千円
62. 3. 31	2	101,270	80,789

⑫ 只見発電所

承認年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
62. 3. 31	2	67,597 千円	65,000 千円
3. 3. 30	3	67,523	65,000

⑬ 大笹生発電所

承認年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
元. 3. 31	3	48,000 千円	45,000 千円
4. 3. 31	4	53,000	48,610

⑭ 小谷発電所

承認年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
元. 3. 31	3	24,902 千円	24,000 千円
3. 3. 30	4	32,763	30,000

⑮ 黒谷発電所

承認年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
3. 3. 30	3	47,012 千円	45,000 千円
4. 9. 18	5	61,540	53,893
6. 3. 31	5	63,070	53,893

⑯ 真野発電所

承認年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
3. 3. 30	3	73,773 千円	40,000 千円
4. 3. 31	5	90,781	49,698

⑰ 日中発電所

承認年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
4. 3. 31	1	140,000 千円	40,000 千円

⑱ 柳津西山地熱発電所

承認年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
6. 3. 31	15	380,671 千円	214,500 千円

⑲ 沼ノ倉発電所

承認年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
10. 3. 31	1	208,000 千円	55,000 千円
13. 3. 30(同意)	1	119,143	55,000

⑳ 第二上野尻発電所

同意年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
12. 8. 31	2	56,498 千円	55,000 千円

㉑ 奥只見発電所

同意年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
12. 8. 31	6	301,660 千円	250,000 千円
14. 10. 7	6	320,191	282,000

㉒ 大鳥発電所

同意年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
13. 3. 30	2	130,246 千円	108,750 千円

㉓ 庭坂発電所

同意年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
13. 3. 30	1	43,000 千円	40,000 千円

㉔ 摺上川発電所

同意年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
—	1	51,668 千円	40,000 千円

(3) 交付金の配分状況

① 東京電力(株)福島第一・福島第二原子力発電所、広野火力発電所1・2号機

(単位：千円)

事業主体	配分額	交付累計額	使用不能額	交付残高
大熊町	1,113,600	1,113,063	537	0
双葉町	2,162,797	2,162,615	182	0
楢葉町	6,883,403	6,883,403	0	0
富岡町	9,440,000	9,439,999	1	0
広野町	1,696,761	1,694,776	1,985	0
立地分計	21,296,561	21,293,856	2,705	0
大熊町	1,537,000	1,524,775	12,225	0
双葉町	1,160,000	1,160,000	0	0
楢葉町	1,447,999	1,447,998	1	0
富岡町	1,468,874	1,468,874	0	0
広野町	1,512,000	1,511,999	1	0
川内村	635,000	635,000	0	0
浪江町	885,000	884,999	1	0
葛尾村	85,000	85,000	0	0
いわき市	406,000	406,000	0	0
小高町	229,000	229,000	0	0
都路村	305,000	305,000	0	0
公共的団体	1,916,849	1,916,849	0	0
福島県	8,761,745	8,759,781	1,964	0
周辺分計	20,349,467	20,335,275	14,192	0
合計	41,646,028	41,629,131	16,897	0

注) 立地分には特例基金を含む。

② 東京電力(株)広野火力発電所3号機

(単位：千円)

事業主体	配分額	交付累計額	使用不能額	交付残高
広野町	1,350,000	1,350,000	0	0
立地分計	1,350,000	1,350,000	0	0
楢葉町	360,000	360,000	0	0
富岡町	120,000	119,999	1	0
川内村	60,000	60,000	0	0
いわき市	360,000	360,000	0	0
福島県	450,000	450,000	0	0
周辺分計	1,350,000	1,349,999	1	0
合計	2,700,000	2,699,999	1	0

③ 常磐共同火力(株)勿来発電所 8・9号機

(単位：千円)

事業主体	配分額	交付累計額	使用不能額	交付残高
いわき市	2,160,000	2,160,000	0	0
立地分計	2,160,000	2,160,000	0	0
広野町	150,000	150,000	0	0
檜葉町	150,000	150,000	0	0
川内村	150,000	150,000	0	0
滝根町	150,000	150,000	0	0
小野町	150,000	150,000	0	0
平田村	150,000	150,000	0	0
古殿町	150,000	150,000	0	0
鮫川村	150,000	150,000	0	0
公共的団体	17,500	17,500	0	0
福島県	702,500	702,499	1	0
周辺分計	1,920,000	1,919,999	1	0
合計	4,080,000	4,079,999	1	0

④ 相馬共同火力発電(株)新地発電所 1・2号機

(単位：千円)

事業主体	配分額	交付累計額	使用不能額	交付残高
新地町	3,932,952	3,932,952	0	0
そうま農協	100,000	100,000	0	0
新地町魚協	51,300	51,300	0	0
福島県	229,446	229,446	0	0
立地分計	4,313,698	4,313,698	0	0
相馬市	2,071,646	2,071,646	0	0
鹿島町	47,000	47,000	0	0
飯舘村	140,000	140,000	0	0
霊山町	23,000	23,000	0	0
梁川町	23,000	23,000	0	0
相馬原釜魚協	53,364	53,364	0	0
福島県	618,440	618,098	342	0
周辺分計	2,976,450	2,976,108	342	0
合計	7,290,148	7,289,806	342	0

注) 宮城県への配分額は含まない。

⑤ 東京電力(株)広野火力発電所 4号機

(単位：千円)

事業主体	配分額	交付累計額	使用不能額	交付残高
広野町	1,253,531	1,253,531	0	0
福島県	8,462	8,462	0	0
立地分計	1,261,957	1,261,957	0	0
いわき市	336,000	336,000	0	0
檜葉町	336,000	336,000	0	0
富岡町	112,000	112,000	0	0
川内村	56,000	56,000	0	0
福島県	421,957	421,957	0	0
周辺分計	1,261,957	1,261,957	0	0
合計	2,523,914	2,523,914	0	0

⑥ 東北電力(株)原町火力発電所1・2号機

(単位：千円)

事業主体	配分額	交付累計額	使用不能額	交付残高
原町市	4,355,575	4,355,575	0	0
福島県	44,425	44,425	0	0
立地分計	4,400,000	4,400,000	0	0
鹿島町	3,080,000	3,080,000	0	0
小高町	400,000	400,000	0	0
飯舘村	300,000	300,000	0	0
浪江町	300,000	300,000	0	0
福島県	320,000	316,637	3,363	0
周辺分計	4,400,000	4,396,637	3,363	0
合計	8,800,000	8,796,637	3,363	0

⑦ 東北電力(株)柳津西山地熱発電所

(単位：千円)

事業主体	配分額	交付累計額	使用不能額	交付残高
柳津町	103,130	103,130	0	0
立地分計	103,130	103,130	0	0
三島町	15,000	15,000	0	0
金山町	12,000	12,000	0	0
西会津町	10,000	10,000	0	0
会津坂下町	15,000	15,000	0	0
会津高田町	15,000	15,000	0	0
新鶴村	11,000	11,000	0	0
昭和村	12,000	12,000	0	0
福島県	21,370	21,370	0	0
周辺分計	111,370	111,370	0	0
合計	214,500	214,500	0	0

⑧ 東京電力(株)広野火力発電所5号機

(単位：千円)

事業主体	配分額	交付累計額	使用不能額	交付残高
広野町	1,303,388	1,303,388	0	0
福島県	16,612	16,612	0	0
立地分計	1,320,000	1,320,000	0	0
いわき市	489,010	489,010	0	0
楢葉町	489,010	489,010	0	0
富岡町	178,528	178,528	0	0
川内村	85,382	85,382	0	0
福島県	78,070	78,070	0	0
周辺分計	1,320,000	1,320,000	0	0
合計	2,640,000	2,640,000	0	0

⑨ 東京電力(株)広野火力発電所 6号機

(単位：千円)

事業主体	配分額	交付累計額	使用不能額	交付残高
広野町	1,305,057	241,761	0	1,063,296
福島県	14,943	0	0	14,943
立地分計	1,320,000	241,761	0	1,078,239
いわき市	436,005	0	0	436,005
楢葉町	436,005	0	0	436,005
富岡町	159,176	0	0	159,176
川内村	76,128	0	0	76,128
福島県	212,686	0	0	212,686
周辺分計	1,320,000	0	0	1,320,000
合計	2,640,000	241,761	0	2,398,239

注) 配分額及び交付累計額は、平成21年度末現在。

水力発電所

(単位：千円)

関連発電施設名	事業主体	配分額	交付累計額	使用不能額	交付残額
宮下(東北電力)	三島町	21,480	21,480	0	0
新大川(東北電力)	会津若松市	31,674	31,674	0	0
第二沼沢(東北電力)	金山町	364,924	364,924	0	0
第二新郷(東北電力)	高郷村	44,789	44,789	0	0
第二山郷(東北電力)		36,000	36,000	0	0
大笹生(東北電力)	福島市	48,610	48,610	0	0
第二上野尻(東北電力)	西会津町	55,000	55,000	0	0
摺上川(東北電力)	福島市	40,000	40,000	0	0
小計(東北電力)		642,477	642,477	0	0
沼ノ倉(東京電力)	猪苗代町	55,000	55,000	0	0
小計(東京電力)		55,000	55,000	0	0
下郷(電源開発)	下郷町	779,217	779,217	0	0
〃(電源開発)	会津若松市	36,453	36,453	0	0
只見(電源開発)	只見町	65,000	65,000	0	0
黒谷(電源開発)	只見町	53,893	53,893	0	0
奥只見(電源開発)	檜枝岐村	282,000	282,000	0	0
大鳥(電源開発)	只見町	108,750	108,750	0	0
小計(電源開発)		1,325,313	1,325,313	0	0
小谷(福島県)	会津若松市	30,000	30,000	0	0
真野(福島県)	飯舘村	24,849	24,849	0	0
〃(福島県)	鹿島町	24,849	24,849	0	0
日中(福島県)	熱塩加納村	40,000	40,000	0	0
小計(福島県)		159,698	159,698	0	0
合計		2,182,488	2,182,488	0	0

2 電源立地促進対策交付金団体・年度別交付実績（昭和49年度～平成21年度）

（単位：円）

団体	年度	S49～H16	17	18	19	20	21	計
福島市	設置	88,610,000		40,000,000				128,610,000
会津若松市	設置	98,127,000						98,127,000
	計	3,302,700,000	23,500,000		117,316,000	127,516,000	179,978,000	3,751,010,000
いわき市	設置	2,160,000,000						2,160,000,000
	隣接	1,142,700,000	23,500,000		117,316,000	127,516,000	179,978,000	1,591,010,000
喜多方市	計	120,789,000						120,789,000
	(高郷村) 設置	80,789,000						80,789,000
	(熱塩加納村) 設置	40,000,000						40,000,000
相馬市	隣接	2,071,646,000						2,071,646,000
田村市	計	455,000,000						455,000,000
	(都路村) 隣接	305,000,000						305,000,000
	(滝根町) 隣接	150,000,000						150,000,000
南相馬市	計	8,136,423,761						8,136,423,761
	(原町市) 設置	4,355,575,000						4,355,575,000
	(鹿島町) 計	3,151,849,000						3,151,849,000
	設置	24,849,000						24,849,000
	隣接	3,127,000,000						3,127,000,000
	(小高町) 隣接	628,999,761						628,999,761
伊達市	計	46,000,000						46,000,000
	(霊山町) 隣接	23,000,000						23,000,000
	(梁川町) 隣接	23,000,000						23,000,000
下郷町	設置	779,217,000						779,217,000
檜枝岐村	設置	242,200,000	3,110,000	20,250,000	16,440,000			282,000,000
只見町	設置	227,643,000						227,643,000
	計	65,000,000						65,000,000
西会津町	設置	55,000,000						55,000,000
	隣接	10,000,000						10,000,000
猪苗代町	設置	55,000,000						55,000,000
会津坂下町	隣接	15,000,000						15,000,000
柳津町	設置	103,130,000						103,130,000
	計	36,480,000						36,480,000
三島町	設置	21,480,000						21,480,000
	隣接	15,000,000						15,000,000
	計	376,923,860						376,923,860
金山町	設置	364,923,860						364,923,860
	隣接	12,000,000						12,000,000
昭和村	隣接	12,000,000						12,000,000
会津美里町	計	26,000,000						26,000,000
	(会津高田町) 隣接	15,000,000						15,000,000
	(新鶴村) 隣接	11,000,000						11,000,000
鮫川村	隣接	150,000,000						150,000,000

団体	年度	S49～H16	17	18	19	20	21	計
平田村	隣接	150,000,000						150,000,000
古殿町	隣接	150,000,000						150,000,000
小野町	隣接	150,000,000						150,000,000
広野町	計	6,613,805,581	399,900,000	220,697,000		66,000,000	242,051,500	7,542,454,081
	設置	4,951,806,605	399,900,000	220,697,000		66,000,000	242,051,500	5,880,455,105
	隣接	1,661,998,976						1,661,998,976
楢葉町	計	9,575,601,430	70,590,000	15,456,000	4,410,000		354,000	9,666,411,430
	設置	6,883,403,000						6,883,403,000
	隣接	2,692,198,430	70,590,000	15,456,000	4,410,000		354,000	2,783,008,430
富岡町	計	11,242,872,127	52,000,000				24,528,000	11,319,400,127
	設置	9,439,999,430						9,439,999,430
	隣接	1,802,872,697	52,000,000				24,528,000	1,879,400,697
川内村	隣接	986,321,000					62,000	986,383,000
大熊町	計	2,637,837,845						2,637,837,845
	設置	1,113,062,845						1,113,062,845
	隣接	1,524,775,000						1,524,775,000
双葉町	計	3,322,614,552						3,322,614,552
	設置	2,162,614,552						2,162,614,552
	隣接	1,160,000,000						1,160,000,000
浪江町	隣接	1,184,999,268						1,184,999,268
葛尾村	隣接	85,000,000						85,000,000
新地町	設置	3,932,952,000						3,932,952,000
飯館村	計	464,849,000						464,849,000
	設置	24,849,000						24,849,000
	隣接	440,000,000						440,000,000
市町村計(A)	設置	37,205,231,292	403,010,000	280,947,000	16,440,000	66,000,000	242,051,500	38,213,679,792
	隣接	19,699,511,132	146,090,000	15,456,000	121,726,000	127,516,000	204,922,000	20,315,221,132
	計	56,904,742,424	549,100,000	296,403,000	138,166,000	193,516,000	446,973,500	58,528,900,924
双葉地方環境衛生組合	隣接	1,288,045,000						1,288,045,000
双葉地方広域市町村圏組合	隣接	258,606,000						258,606,000
久之浜漁業協同組合	隣接	37,093,000						37,093,000
福島県漁業協同組合連合会	隣接	204,533,000						204,533,000
江名町漁業協同組合	隣接	23,800,000						23,800,000
請戸漁業協同組合	隣接	72,272,000						72,272,000
相馬原釜漁業協同組合	隣接	53,364,000						53,364,000
浪江町農業協同組合	隣接	50,000,000						50,000,000
そうま農業協同組合	隣接	100,000,000						100,000,000
新地漁業協同組合	隣接	51,300,000						51,300,000
公共団体計(B)		2,139,013,000						2,139,013,000
福島県(C)		11,664,925,359	2,383,500					11,667,308,859
合計(A)+(B)+(C)		70,708,680,783	551,483,500	296,403,000	138,166,000	193,516,000	446,973,500	72,335,222,783

Ⅲ 原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分

〔旧電源立地特別交付金〕

(平成15年10月電源立地地域対策交付金に統合)

制度の概要

福島県では、原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分を活用して、給付金交付助成事業を実施しています。

給付金交付助成事業とは、一般電気事業者などから電気の供給を受けている一般家庭、工場などに対し給付金の交付を行う実質的な電気料金の割引措置を行うための事業です。

[交付対象者及び交付限度額]

基準日（毎年10月1日現在）において、電力会社と表1の電気需給契約を締結している方々が対象となります。ただし、表2の交付対象市町村の方々に限ります。

表1

電灯契約	定額電灯（居住用電気を使用する場合に限り）、従量電灯、時間帯別電灯
電力契約	時間帯別調整契約、低圧季節別時間帯別電力、業務用電力、業務用季節別時間帯別電力、業務用季節別時間帯別電力Ⅱ、業務用ウイークエンド電力、高圧電力Ⅱ、高圧季節別時間帯別電力、高圧季節別時間帯別電力Ⅱ、融雪用電力B、融雪用電力BⅡ

表2

市町村名	交付単価		市町村名	交付単価	
	電灯契約	電力契約		電灯契約	電力契約
大熊町	933	466	富岡町	933	466
双葉町	933	466	田村市 (旧都路村)	350	175
浪江町	350	175	川内村	525	262
南相馬市 (旧小高町)	338	169	いわき市	338	169
楢葉町	933	466	葛尾村	338	169
広野町	350	175			

※ 原子力発電所の立地による電力の安定供給への貢献度合い等によって単価は異なります（所在市町村、隣接市町村、隣々接市町村など）。

※ 電灯契約の単位は「円/口・月」、電力契約の単価は「円/契約kW・月」です。

※ この表は平成22年10月1日現在の数字ですので、平成23年度以降変わる可能性があります。

※ 都路村は、合併により平成17年3月1日に田村市となりました。

※ 小高町は、合併により平成18年1月1日に南相馬市となりました。

1 原子力立地給付金交付実績

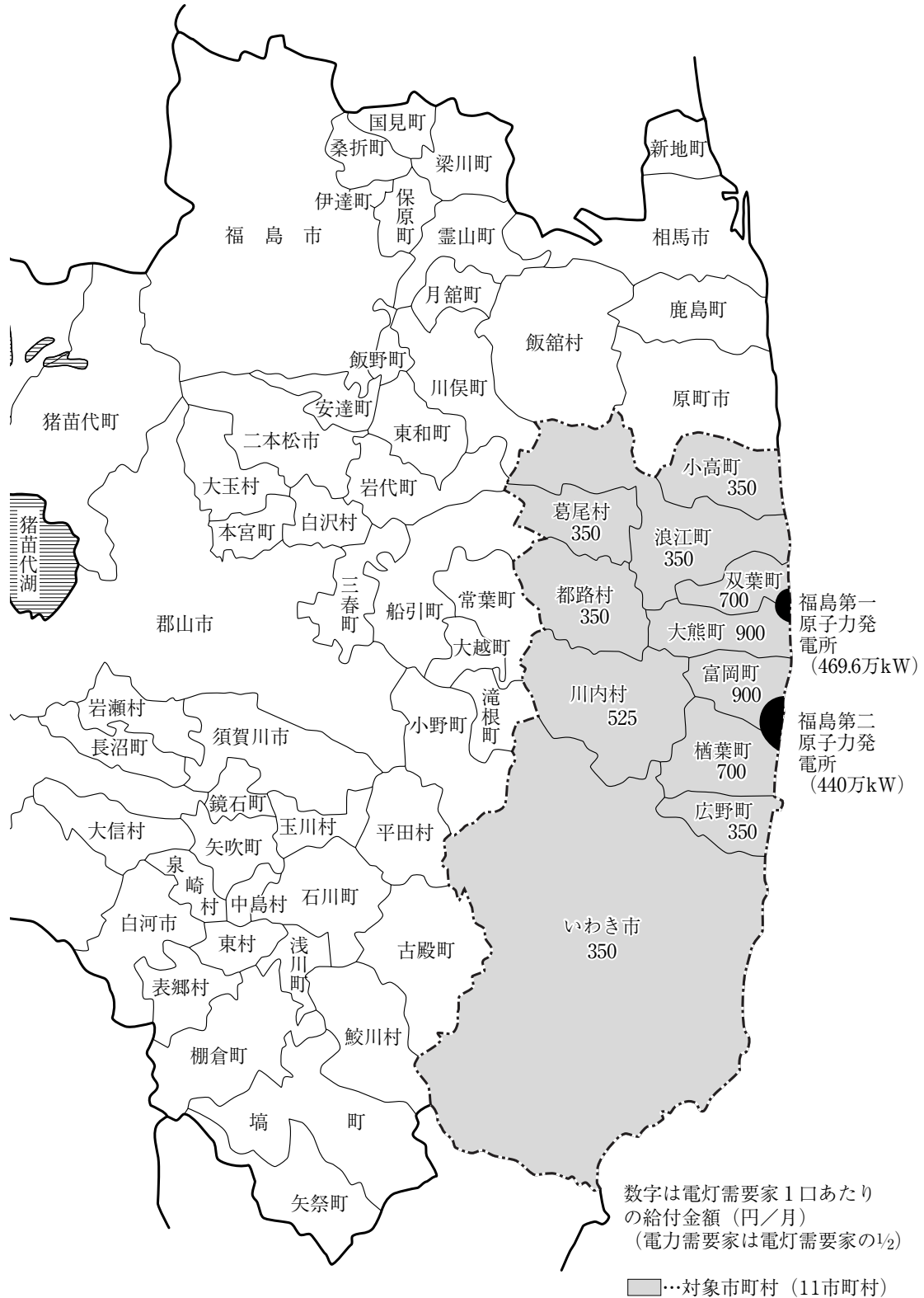
総括表（昭和56年度～平成21年度）

（単位：円）

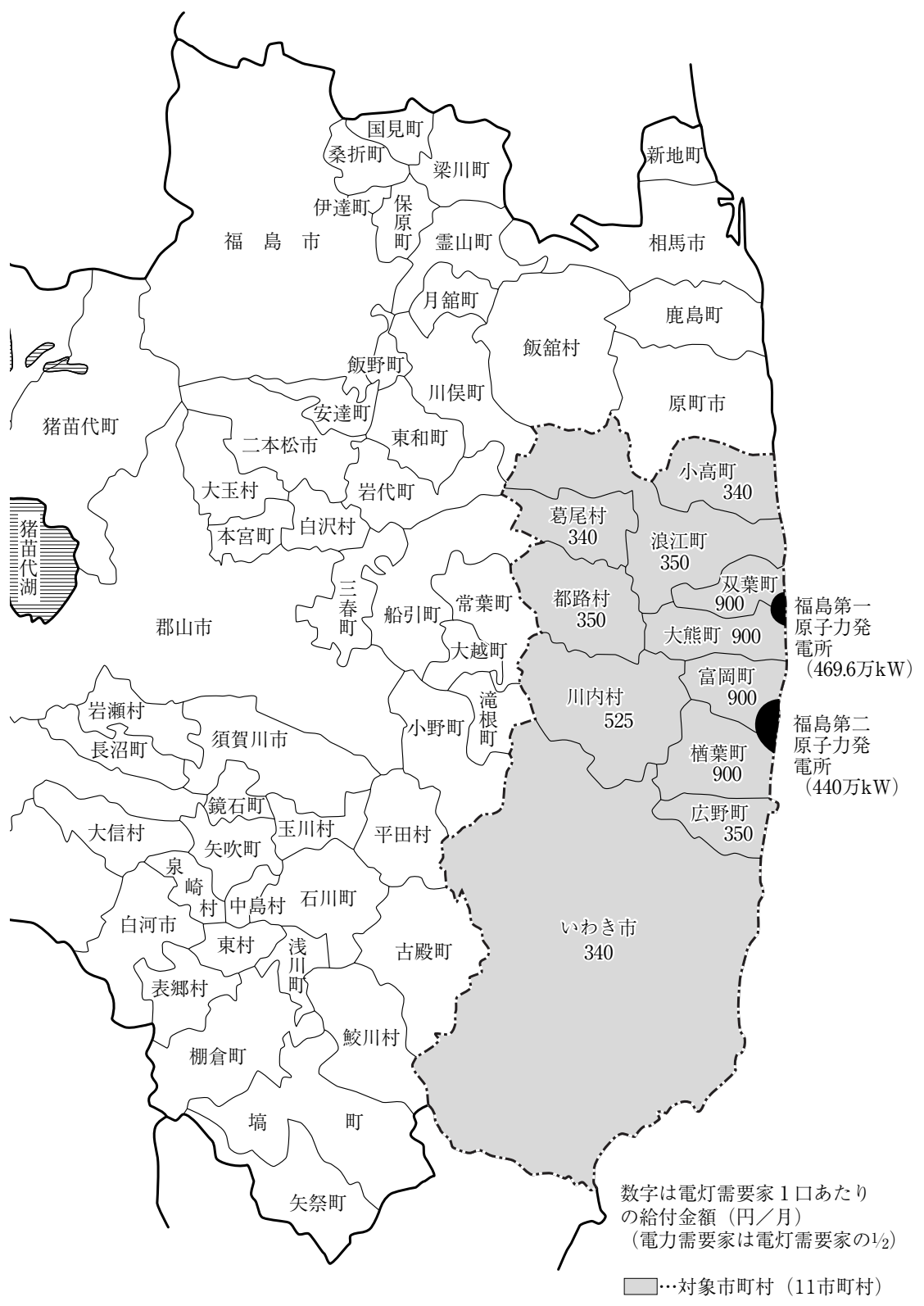
市 町 村	S56～H16	17	18	19	20	21	合 計
大 熊 町	2,469,027,014	157,542,300	161,734,368	164,127,575	173,510,991	170,832,074	3,296,774,322
双 葉 町	1,570,305,538	82,675,466	83,349,386	82,496,272	81,635,810	80,049,534	1,980,512,006
浪 江 町	1,881,327,789	96,906,444	96,480,138	98,241,332	97,731,219	96,322,813	2,367,009,735
南相馬市 （旧小高町）	1,054,321,592	57,070,689	56,487,289	56,754,152	55,771,598	55,285,711	1,335,691,031
楢 葉 町	2,512,645,585	160,107,989	154,856,551	153,289,059	147,867,113	144,433,971	3,273,200,268
広 野 町	601,503,927	33,060,524	33,333,524	33,452,168	33,360,299	34,837,124	769,547,566
富 岡 町	3,164,296,048	182,734,301	184,987,763	186,940,319	190,109,169	186,061,199	4,095,128,799
田 村 市 （旧都路村）	229,609,323	12,671,738	12,850,238	12,693,782	12,699,557	12,641,801	293,166,439
川 内 村	372,129,736	18,419,728	18,382,644	18,215,180	18,500,248	18,966,870	464,614,406
い わ き 市	34,184,115,997	1,782,329,730	1,853,898,930	1,868,206,925	1,882,539,268	1,812,181,832	43,383,272,682
葛 尾 村	112,876,413	5,950,134	6,085,002	6,099,198	6,119,478	6,070,806	143,201,031
給付金合計	48,152,158,962	2,589,469,043	2,662,445,833	2,680,515,962	2,699,844,750	2,617,683,735	61,402,118,285
事 務 費	836,756,300	65,602,877	51,209,923	60,762,505	69,811,484	60,275,085	1,144,418,174
合 計	48,988,915,262	2,655,071,920	2,713,655,756	2,741,278,467	2,769,656,234	2,677,958,820	62,546,536,459

2 原子力立地給付金交付図

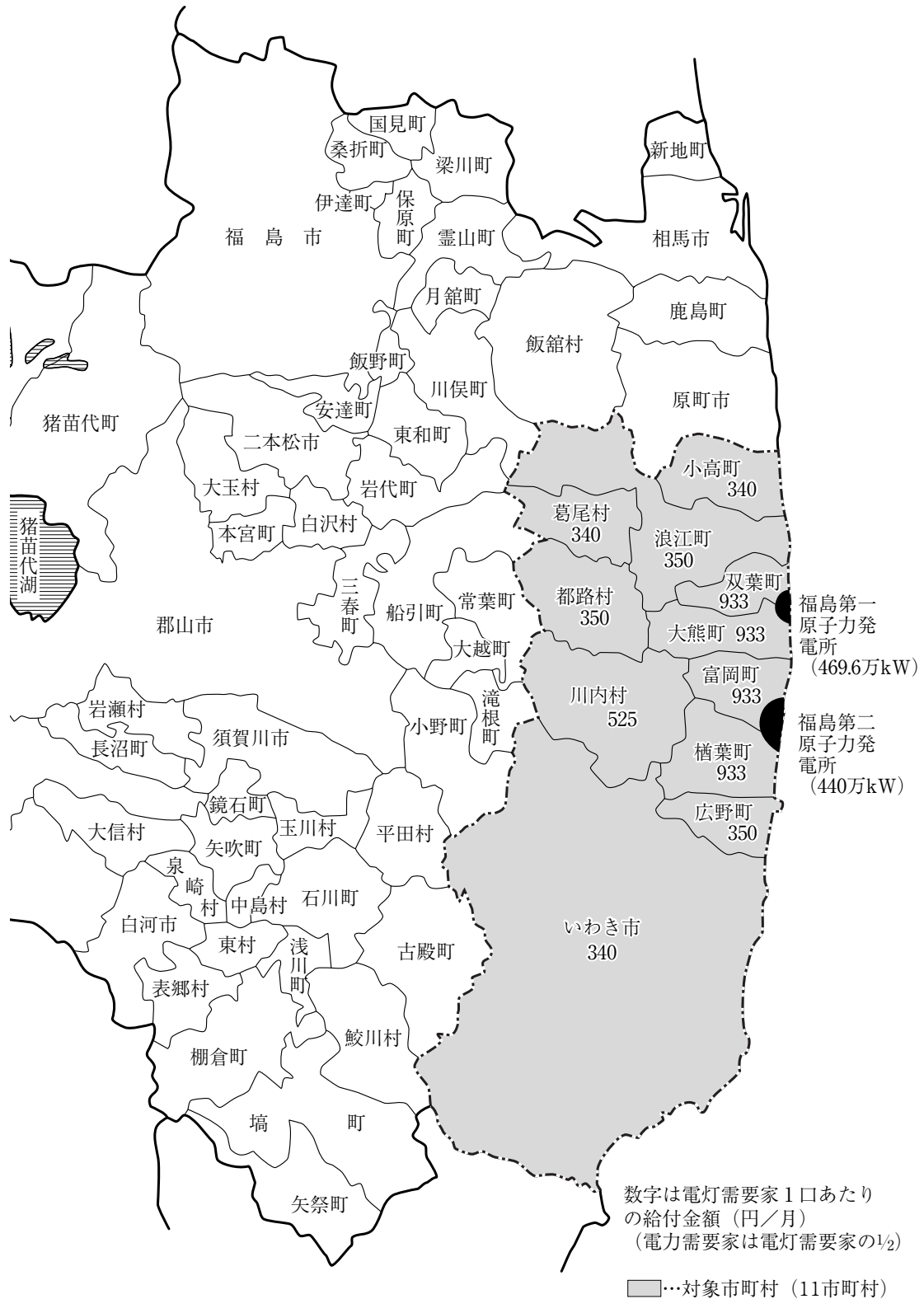
(1) 昭和56年度県内原子力立地給付金交付図



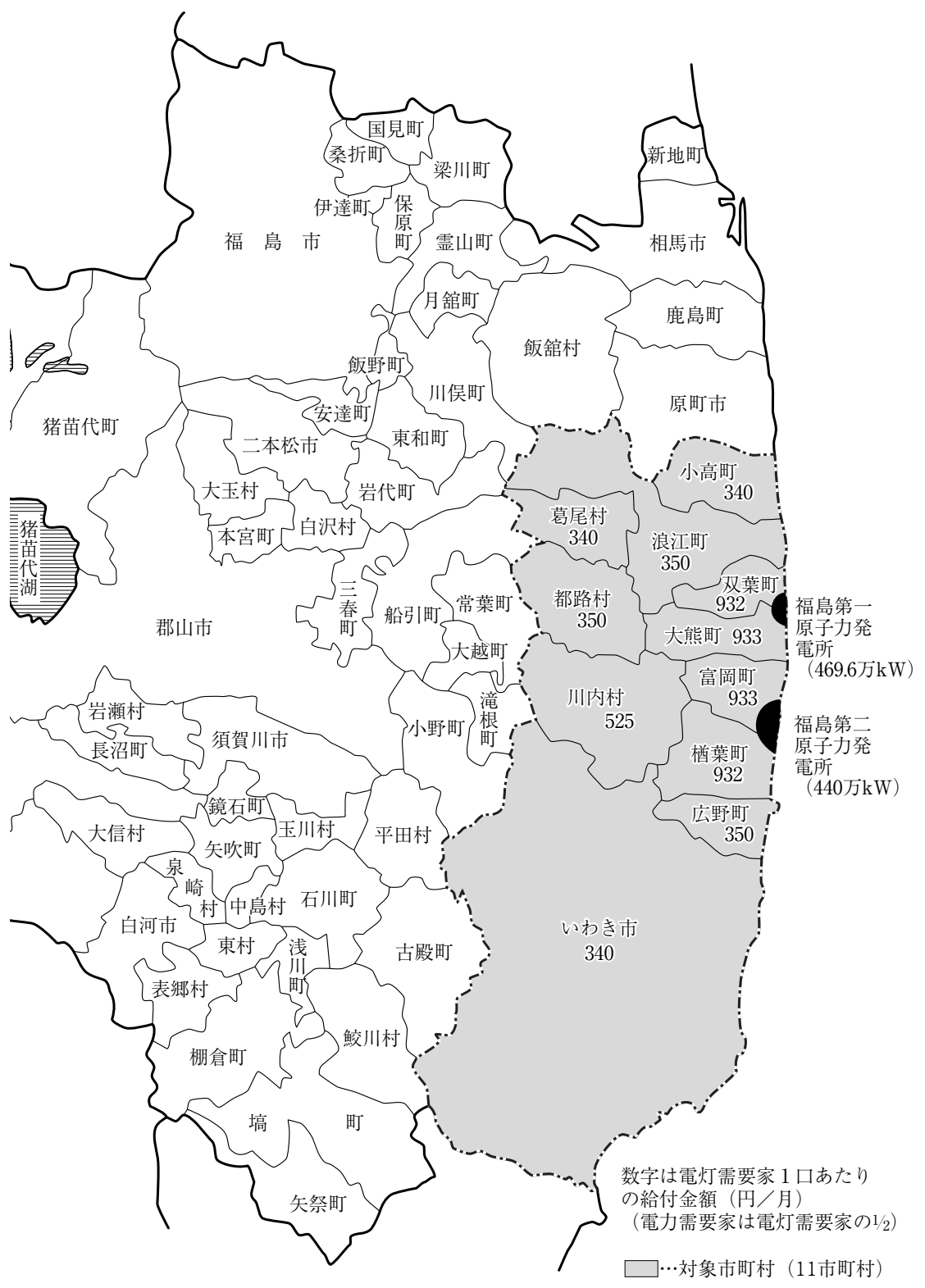
(2) 昭和57年度～平成2年度県内原子力立地給付金交付図



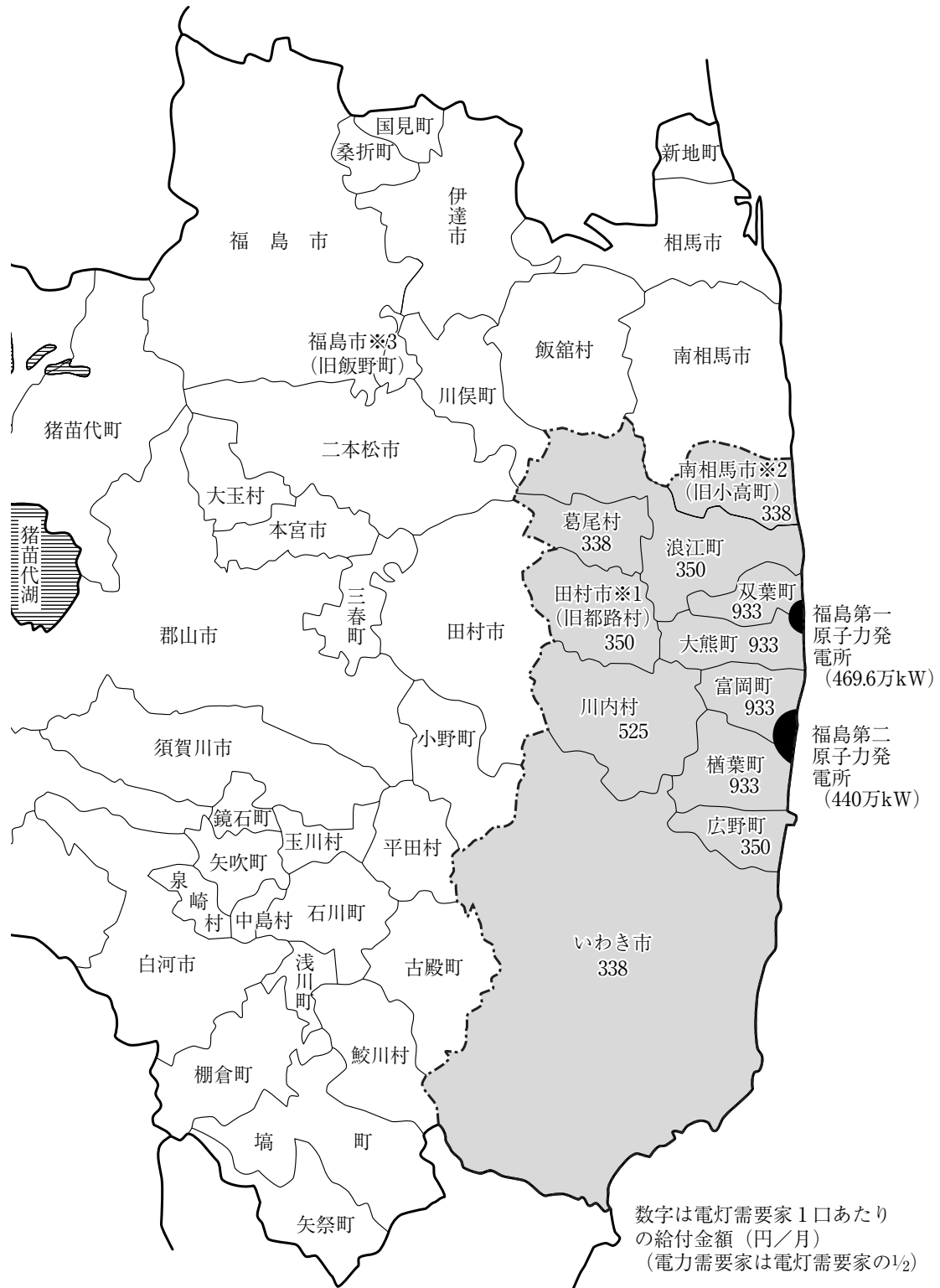
(3) 平成4～10年度県内原子力立地給付金交付図



(4) 平成11年度県内原子力立地給付金交付図



(5) 平成12～21年度県内原子力立地給付金交付図



- ※1 都路村は、合併により平成17年3月1日に田村市となりました。■…対象市町村(11市町村)
- ※2 小高町は、合併により平成18年1月1日に南相馬市となりました。
- ※3 飯野町は、合併により平成20年7月1日に福島市となりました。

IV 電力移出県等交付金相当部分〔旧電源立地特別交付金〕

(平成15年10月電源立地地域対策交付金に統合)

制度の概要

① 交付対象者

以下の2点を同時に満たしている場合の都道府県。(都道府県から市町村に間接交付が可能)

- 県内の発生電力量が、県内の消費電力量を1.5倍以上の比率で上回っていること。
- 廃止前の工業再配置促進法施行令第2条に定める誘導地域、または、同令別表に定める「にじみ出し」誘導地域面積の和の当該都道府県の総面積に占める割合が50%以上であること。

② 交付限度額

移出電力量(発電電力量と県内消費電力量の差)に1MWh当たり28円を乗じた金額が交付されます。

※平成22年度交付分から算定方法が見直され、移出電力量が50億kWh増加する毎に1.5億円増額となっていた仕組みから、移出電力量に単価を乗じる算定方式に変更されました。

○移出電力量とは

想定発電電力量(出力×想定稼働率)及び実績発電電力量に係数を乗じたもの。

● 計算式

想定発電電力量(係数補正後)×1/3+実績発電電力量(係数補正後)×2/3

● 係数

- ・ 想定発電電力量算定用()内は県配分額の係数

原子力 1.6 (1.2)、水力・地熱 1.3 (1.2)、火力 1.0 (1.0)

- ・ 実績発電電力量算定用()内は県配分額の係数

原子力 2.4 (1.8)、水力・地熱 2.0 (1.8)、火力 1.5 (1.5)

● これまでの計算方法見直しの状況

- ・ 平成15年度・16年度交付限度額算出の発電電力量の考え方

想定発電電力量の2/3 + 実績発電電力量の1/3

- ・ 平成17年度・18年度交付限度額算出の発電電力量の考え方

想定発電電力量の1/2 + 実績発電電力量の1/2

- ・ 平成19年度以降の交付限度額算出の発電電力量の考え方

想定発電電力量の1/3 + 実績発電電力量の2/3

1 県内の発電電力量及び消費電力量一覧

(1) 平成16年度（平成18年度交付金積算根拠）

消費電力量	(1)	14,529,562 千kWh
発生電力量	(2)	214,669,223 千kWh
移出比率	(2)÷(1)	14.77
移出電力量	(2)－(1)	200,139,661 千kWh
交付金交付限度額		60.0 億円 (うち市町村枠10.5億円)

(2) 平成17年度（平成19年度交付金積算根拠）

消費電力量	(1)	15,015,588 千kWh
発生電力量	(2)	228,249,922 千kWh
移出比率	(2)÷(1)	15.20
移出電力量	(2)－(1)	213,234,334 千kWh
交付金交付限度額		63.0 億円 (うち市町村枠10.5億円)

(3) 平成18年度（平成20年度交付金積算根拠）

消費電力量	(1)	15,489,803 千kWh
発生電力量	(2)	220,679,648 千kWh
移出比率	(2)÷(1)	14.25
移出電力量	(2)－(1)	205,189,845 千kWh
交付金交付限度額		61.5 億円 (うち市町村枠12.0億円)

(4) 平成19年度（平成21年度交付金積算根拠）

消費電力量	(1)	16,230,519 千kWh
発生電力量	(2)	227,589,795 千kWh
移出比率	(2)÷(1)	14.02
移出電力量	(2)－(1)	211,359,276 千kWh
交付金交付限度額		63.0 億円 (うち市町村枠10.5億円)

(5) 平成20年度（平成22年度交付金積算根拠）

消費電力量	(1)	15,760,378 千kWh
発生電力量	(2)	233,306,876 千kWh
移出比率	(2)÷(1)	14.80
移出電力量	(2)－(1)	217,546,498 千kWh
交付金交付限度額		6,091,302 千円 (うち市町村枠1,046,236千円)

2 電力移出県等交付金相当部分事業実績

(1) 当該年度交付金事業

現年度交付金事業分

(単位：千円)

事業	年度	S56～H16	17	18	19	20	21	合計
1	事業費	20,248,364	3,482,120	2,933,953	2,956,427	3,026,607	3,460,375	36,107,846
2	補助金	12,842,436	1,406,493	1,994,908	1,173,276	1,393,309	1,266,257	20,076,679
3	出資金	190,000						190,000
4	貸付金	0						0
5	基金造成費	17,733,344	906,078	822,441	2,079,039	1,625,111	1,512,204	24,678,217
6	一般事務費	42,313	1,379	1,408	1,432	1,029	970	48,531
	合計	51,056,457	5,796,070	5,752,710	6,210,174	6,046,056	6,239,806	81,101,273
備考 (主な事業)		電源地域振興・産業基盤整備支援事業 470,988 新「歳時記の郷・奥会津」活性化事業 104,684 サッカーによる国際人育成支援事業 453,326 県道広野・小高線整備事業 1,283,949 県道小野・富岡線整備事業 199,964 平養護学校全面改築事業 128,999 携帯電話不通話地域解消事業 106,103 福島空港就航先バージョンアップ広報・誘客事業 104,049	電源地域振興・産業基盤整備支援事業 444,103 新「歳時記の郷・奥会津」活性化事業 136,587 サッカーによる国際人育成支援事業 713,500 県道広野・小高線整備事業 844,994 県道小野・富岡線整備事業 199,997 携帯電話不通話地域解消事業 202,717 光ファイバ通信基盤整備促進事業 177,060 小名浜港湾荷役機械活性化事業 135,000	電源地域振興・地域資源活性化事業 25,964 新「歳時記の郷・奥会津」活性化事業 97,655 サッカーによる国際人育成支援事業 384,095 県道広野・小高線整備事業 949,940 県道小野・富岡線整備事業 148,998 携帯電話不通話地域解消事業 129,619 光ファイバ通信基盤整備促進事業 220,612 小名浜港湾荷役機械活性化事業 207,000	電源地域振興・地域資源活性化事業 60,311 新「歳時記の郷・奥会津」活性化事業 172,318 サッカーによる国際人育成支援事業 26,612 県道広野・小高線整備事業 1,599,934 県道小野・富岡線整備事業 199,983 携帯電話不通話地域解消事業 159,684 光ファイバ通信基盤整備促進事業 238,097 戦略的企業誘致補助金 480,000	電源地域振興・地域資源活性化事業 339,315 新「歳時記の郷・奥会津」活性化事業 186,814 サッカーによる国際人育成支援事業 36,000 県道広野・小高線整備事業 1,121,780 県道小野・富岡線整備事業 309,980 ものづくり高度化人材育成事業 239,895 光ファイバ通信基盤整備促進事業 229,089 戦略的企業誘致補助金 138,137		

企業立地資金貸付事業分

(単位：千円)

事業	年度	S56～H16	17	18	19	20	21	合計
基金造成費		4,100,000						4,100,000

(2) 基金等財源事業

福島県発電用施設周辺地域振興基金

(単位：千円)

事業	年度		S56～H16		17		18		19		20	
	金額	財源	金額	財源	金額	財源	金額	財源	金額	財源	金額	財源
1 事業費	11,659,400	基金取崩 11,055,775 基金収益取崩 603,625	1,531,625	基金取崩 1,531,033 基金収益取崩 592							488,990	基金取崩 488,990
2 補助金	4,882,580	基金取崩 4,545,942 基金収益取崩 336,638	96,130	基金取崩 94,688 基金収益取崩 1,442	918,485	基金取崩 918,293 基金収益取崩 192	752,790	基金取崩 751,576 基金収益取崩 1,214	152,383	基金取崩 148,198 基金収益取崩 4,185		
3 出資金	340,000	基金取崩 340,000										
4 貸付金	67,552	基金取崩 67,552										
5 一般事務費	1,300	基金取崩 300 基金収益取崩 1,000										
合計	16,950,832	基金取崩 16,009,569 基金収益取崩 941,263	1,627,755	基金取崩 1,625,721 基金収益取崩 2,034	918,485	基金取崩 918,293 基金収益取崩 192	752,790	基金取崩 751,576 基金収益取崩 1,214	641,373	基金取崩 637,188 基金収益取崩 4,185		
備考 (主な事業)				農業総合研究センター(仮称)本部整備事業 702,787 富岡地域水産業支援事業(橋梁整備) 230,090 平養護学校全面改築事業 598,749 電源地域振興・産業基盤整備支援事業 4,130 いわき四倉中核工業団地整備事業 92,000	サッカーによる国際人育成支援事業 863,791 いわき四倉中核工業団地整備事業 24,150	電源地域振興・産業基盤整備支援事業 120,221 サッカーによる国際人育成支援事業 632,569	県道広野小高線整備事業 160,000 サッカーによる国際人育成支援事業 152,383 アクアマリン子ども体験館(仮称)整備事業 30,174 県有施設耐震改修事業 298,816					

福島県企業立地資金貸付基金(企業立地資金貸付事業分)

(単位：千円)

事業	年度		S56～H16		17		18		19		20	
	金額	貸付件数	金額	貸付件数	金額	貸付件数	金額	貸付件数	金額	貸付件数	金額	貸付件数
貸付金 (預託金を含む)	7,878,169	281	497,000	2	680,710	3	491,000	4	507,800	6		
備考			協調倍率 貸付利率	2.5倍 1.2%	協調倍率 貸付利率	2.5倍 1.2%(変動) 1.9%(固定)	協調倍率 貸付利率	2.5倍 1.2%(変動) 1.9%(固定)	協調倍率 貸付利率	2.5倍 1.2%(変動) 1.9%(固定)	協調倍率 貸付利率	2.5倍 1.2%(変動) 1.9%(固定)

(単位：千円)

21		合 計	
金 額	財 源	金 額	財 源
1,774,976	基金取崩 1,771,485 基金収益取崩 3,491	15,454,991	基金取崩 14,847,283 基金収益取崩 607,708
200,363	基金取崩 200,000 基金収益取崩 363	7,002,731	基金取崩 6,661,786 基金収益取崩 340,945
		340,000	基金取崩 340,000
		67,552	基金取崩 67,552
		1,300	基金取崩 300 基金収益取崩 1,000
1,975,339	基金取崩 1,971,485 基金収益取崩 3,854	22,866,574	基金取崩 21,916,921 基金収益取崩 949,653
	県道広野小高線整備事業 781,550 アクアマリン子ども体験館（仮称）整備事業 646,409 種苗生産研究用揚水施設等整備事業 41,110 県有施設耐震改修事業 305,907 戦略的企業誘致補助金 200,363		

(単位：千円)

21		合 計	
金 額	貸付件数	金 額	貸付件数
283,800	4	10,441,479	302
協調倍率	2.5倍		
貸付利率	1.2%(変動) 1.9%(固定)		

(3) 年度別交付金事業の概要

平成17年度（その1）

（単位：千円）

件名	事業実施 県・市町村	交付金充当額	事業の内容	
電源地域振興・産業基盤整備 支援事業 (相双地域広域観光拠点整備 事業)		470,988	相双地域における観光開発事業等に対する助成 相馬市「パークゴルフ場整備事業」 原町市「大正ロマン保存事業」 広野町「二ツ沼総合公園整備事業」 富岡町「夜ノ森駅周辺整備事業」 双葉町「双葉海浜公園整備事業」 葛尾村「かつらお大尺屋敷跡整備事業」	
電源地域振興・「スポーツの 里」づくり事業	(財)福島県電源 地域振興財団	7,189	双葉地方における電源地域の振興を図るため、 県電源地域振興財団が実施する事業に対して 補助する。	
電源地域振興・広報交流事業		15,409		
電源地域振興・原子力等立地 地域振興支援事業		90,894		
電源地域振興・水力発電施設 等立地地域振興支援事業		86,711		
新「歳時記の郷・奥会津」活 性化事業	只見川電源流 域振興協議会 〃 只見町	} 48,800	只見川電源流域振興協議会及びその構成町村 が実施する観光開発事業等に対する補助	
①美しい環境保全事業			}	都市住民との交流を通じた広域情報の発信や イベントの実施
②広域交流・観光PR事業				奥会津らしい美しい自然環境や風景を守り育 て、活力ある個性的なふるさとを築くための 事業 只見町「情報通信基盤施設整備」 「只見町スキー場整備」
③自然・文化の大回廊整備 事業	55,884			
サッカーによる国際人育成支 援事業	広野町 楢葉町 富岡町	453,236	日本人サッカー協会との共同事業として行う 「真の国際人育成を目指した人材育成プログ ラム」を推進するために必要な基礎整備を支 援するため、補助を行う。	
地域産業振興事業	県 (財)物産プラザ ふくしま	60,068	産品開発・普及、販路開拓事業、情報収集・ 提供事業	
大気環境常時監視施設等整備 事業	県	12,246	大気汚染法に基づき、県が行う大気汚染状況 の監視施設の更新・整備	
企業誘致活動・広報強化事業	県	17,640	本県の地域特性をアピールし、企業ニーズに 応じた効果的な広報・誘致活動を展開するた めの事業	

件名	事業実施 県・市町村	交付金充当額	事業の内容
グリーンプロジェクト支援事業	県	13,473	県内中小製造業者の技術力向上や付加価値の高い製品づくりを支援するため、ハイテクプラザ及び同いわき技術センターに製品開発、加工技術の研究に必要な試験・研究開発用の機器を整備
三県共同研究事業	県	28,950	県内スギ等の針葉樹の住宅内外装材及び家具部材等への利用拡大を図るため、福島・山形・新潟の三県の工業分野と林業分野の試験研究機関が連携して機能性付与技術の開発を行うための機器をハイテクプラザ及び林業研究センターに整備
新事業創出プロジェクト研究事業	県	29,007	大学や地域の企業から事業化可能性の高いアイデアを公募し、アイデアを新技術や新製品として具現化する。
地域活性化共同研究事業	県	78,581	県内企業の技術力向上と県内産業の活性化を図るため、成果の技術移転を目的とした、ハイテクプラザ及び県内関連企業による共同研究開発を行う。
高度IT人材育成事業	県	50,550	ITを活用した経営革新と企業の活性化を促進するため、高度なIT技術とその活用法を身に付けた人材を育成する。
県道広野小高線整備事業	県	1,283,949	(富岡工区) 橋梁上部工・改良舗装工 (熊川工区) 橋梁上下部工・改良舗装工・用地補償 (双葉浪江工区) 橋梁上部工・舗装工 (棚塩工区) 橋梁下部工・改良工・用地補償 (塚原工区) 改良舗装工・用地補償
県道小野富岡線整備事業	県	199,964	(五枚沢工区) 地形測量・地表踏査・地質調査・路線測量 (西ノ上工区) 用地補償
県道原町川俣線調査事業	県	4,000	道路現況調査・住民アンケート調査
小名浜港荷役機械近代化調査事業	県	9,000	小名浜港における耐用年数を経過したクレーンの調査
請戸漁港海域水質環境維持保全事業	県	6,429	海洋汚染等の拡大に速やかに対処するため、資材（オイルフェンス等）を配備する。
福島空港就航先バージョンアップ広報・誘客事業	県	104,049	本県の観光客誘致を図り、観光産業の近代化に資するとともに、空港の利用拡大を図るため、空港の就航先である大阪、福岡において、広報事業を展開する。
IT関連産業を支えるヒューマンリソース（人的基盤）強化事業	県	6,284	インターネット社会にとって不可欠なSOHO支援の観点から、ユビキタス社会の到来に対応する高度で多様なIT人材の育成を図る。

件名	事業実施 県・市町村	交付金充当額	事業の内容
会津大学図書館整備事業	県	9,639	会津大学の図書館及び会津大学短期大学部の図書館に図書資料の不正持ち出しを防止し、入館者数をカウントする装置を設置する。
会津大学図書館システム整備事業	県	4,725	会津大学短期大学部図書館の資料の貸出・返却、蔵書検索といった業務の電算化を図り、相互検索システムで他館との情報を共有し、より高度な図書館サービスを実現する。
うつくしま宝発見プロジェクト事業	県	9,239	福島県内の新たな魅力（地域資源の再評価）をテーマにフォトコンテストを開催。
携帯電話不通話地域解消事業	喜多方市 会津美里町	106,103	携帯電話の不通話地域解消のため、移動通信用鉄塔を整備する市町村に対し補助する。
震度情報ネットワークシステム更新事業	県	28,747	気象台、消防庁等へ迅速な情報伝達をするとともに、気象台経由で発表される震度情報を県においても、インターネットで地域住民へ提供する。
尾瀬歩道整備事業	県	49,999	日光国立公園尾瀬地区において、登山道（歩道）、周辺環境の保護や利用者の安全性を確保するため登山道整備を行う。
検査体制再編関連施設改修事業	県	43,418	動物由来感染症（SARS、鳥インフルエンザ等）の検査に対応すべく、検査室を改修する。
韓国人等観光客誘致強化事業	県	18,961	福島空港国際線就航を契機に、韓国からの旅行者を中心に、ゴルフ、スキー、温泉等の当県の豊かな観光資源をPRしながら観光客の誘致活動を行う。
愛・地球博「都道府県の日」観光PR事業	県	15,758	2005年日本国際博覧会（愛・地球博）の公式催事のひとつである「都道府県の日」に参加し、ステージイベント等を実施。
若者人材育成・就職実現事業 ～「フリーター卒業プラン」～	県	68,318	①県就職サポートセンターの設置、職業紹介の実施 ②若者・フリーター就職支援セミナー ③若者仕事体験事業
農業総合研究センター（仮称）本部整備事業	県	22,622	農業総合研究センター（仮称）本部の試験温室棟の研究施設の整備
農産加工技術センター整備事業	県	19,386	農産加工品開発を支援するための各種機器を整備する。
福島県内水面水産試験場施設整備事業	県	22,253	温度調整設備の更新
水産試験場調査機器整備事業	県	9,273	水産試験場の機器整備
種苗生産研究機器整備事業	県	896	種苗生産技術を高度化するための機器を整備する。
ダム等湖沼生物調査機器整備事業	県	661	内水面水産試験場の機器整備

平成17年度（その4）

（単位：千円）

件名	事業実施 県・市町村	交付金充当額	事業の内容
漁業取締施設機器整備事業	県	14,827	漁業取締船「あづま」の取締関連機器等の更新を行う。
うつくしま有機農産物生産システム確立事業	県	24,370	生産技術の確立拠点としてモデル実証ほを設置し、有機農産物栽培による安全安心な農産物の生産システムを構築するとともに、販売段階における差別化を推進し、本県産農産物のイメージアップを図る。
アカマツ林環境保全向上事業	県 (社)福島県林業公社	42,726	県営林・県林業公社造林アカマツ林分の保有及び松くい虫被害予防
交通安全施設等整備事業	県	8,559	交通信号機の設置
平養護学校全面改築事業	県	128,999	平養護学校の全面改築
富岡高等学校学科転換整備事業	県	58,334	双葉地区教育構想により県立富岡高等学校の学科を普通科から国際・スポーツ科（仮称）に転換するに伴い、新学科に対応した施設・設備の整備を行う。
基金造成事業 サッカーによる国際人育成 支援事業	県	906,078	日本サッカー協会との共同事業として行う「真の国際人育成を目指した人材育成プログラム」を推進するために必要な基盤整備を支援するため、町へ補助する。
福島県市町村電源立地特別 交付金事業（市町村枠）	いわき市	84,327	消防緊急情報システム更新整備事業 他3事業
	南相馬市	36,006	片草運動場整備事業 他1事業
	田村市	36,670	古道プール改修事業
	広野町	33,648	広野小学校校舎改修事業
	楢葉町	154,940	木戸ダム周辺等環境整備事業 他4事業
	富岡町	157,568	多目的運動場改修工事 他5事業
	川内村	35,709	村道宮渡・早渡線改良舗装事業
	大熊町	178,355	保育所維持運営事業 他2事業
	双葉町	143,799	町道山田郡山線整備事業 他7事業
	浪江町	40,266	町道御壇ノ西一丁目線改良工事
	葛尾村	37,556	村道広谷地阿掛線整備事業
飯舘村	1,055	村道松塚モミノ木線改良工事	
水力等配布分	107,543		
一般事務費	県	1,379	交付金事業に要する協議、指導等の旅費等
合計		5,796,070	

件名	事業実施 県・市町村	交付金充当額	事業の内容
電源地域振興・産業基盤整備 支援事業 (相双地域広域観光拠点整備 事業)	(財)福島県電源 地域振興財団	444,103	相双地域における観光開発事業等に対する助成 相馬市「パークゴルフ場整備事業」 南相馬市「大正ロマン保存事業」 南相馬市「道の駅建設事業」 富岡町「夜ノ森駅周辺整備事業」 浪江町「高瀬川溪谷周辺整備事業」 葛尾村「かつらお大尺屋敷跡整備事業」 新地町「鹿狼山周辺整備事業」
電源地域振興・「スポーツの 里」づくり事業 電源地域振興・広報交流事業		9,492	双葉地方における電源地域の振興を図るため、 県電源地域振興財団が実施する事業に対して 補助する。
電源地域振興・原子力等立地 地域振興支援事業		15,408	原発特措法に基づく地域振興を支援するため、 県電源地域振興財団を通じて市町村等への補 助を行う。
電源地域振興・水力発電施設 等立地地域振興支援事業		91,067	水力発電施設等立地地域の振興を図るため、 県電源地域振興財団を通じて市町村等への補 助を行う。
新「歳時記の郷・奥会津」活 性化事業	只見川電源流 域振興協議会 〃 只見町	48,101	只見川電源流域振興協議会及びその構成町村 が実施する観光開発事業等に対する補助
①美しい環境保全事業 ②広域交流・観光P R事業			都市住民との交流を通じた広域情報の発信や イベントの実施
③自然・文化の大回廊整備 事業		88,486	奥会津らしい美しい自然環境や風景を守り育 て活力ある個性的なふるさとを築くための事 業 南会津町「湯ノ花温泉交流センター整備」 南会津町「南郷スキー場整備」「高畑スキ ー場整備」 金山町「金山スキー場整備」
サッカーによる国際人育成支 援事業	楢葉町 富岡町	713,500	日本サッカー協会（以下JFA）との共同事 業として行う「真の国際人育成を目指した人 材育成プログラム」を推進するために必要な 基盤整備を支援するため、補助を行う。
I T関連産業を支えるヒュー マンリソース（人的基盤）強 化事業	公立大学法人 会津大学	5,999	インターネット社会にとって不可欠なSOHO 支援の観点から、ユビキタス社会の到来に対 応する高度で多様なIT人材の育成を図る。
会津大学短期大学部エレベ ーター設置事業	公立大学法人 会津大学	35,314	エレベーターの設置工事（2基）

件名	事業実施 県・市町村	交付金充当額	事業の内容
地域の魅力クローズアップ事業	県	14,486	ヨーロッパ人及び日本人の写真家が撮影した作品の企画展、各方部別に展覧会等を開催することにより、地域住民による文化を通じた地域づくり活動を促進する。
福島空港就航先バージョンアップ広報・誘客事業	県	75,936	本県の観光客誘致を図り、観光産業の振興に資するとともに、空港の利用拡大を図るため、空港の就航先である大阪、名古屋を中心に広報事業を展開する。
携帯電話不通話地域解消事業	昭和村 会津美里町 鮫川村 浪江町 葛尾村	202,717	携帯電話の不通話地域解消のため、移動通信用鉄塔を整備する市町村に対し補助する。
光ファイバ通信基盤整備促進事業	猪苗代町 只見町 南会津町	177,060	地域住民等に対するブロードバンドサービス提供のため、光ファイバ通信設備を整備する市町村に対し補助する。
総合情報通信ネットワークファクシミリ蓄積装置更新事業	県	46,251	ファクシミリ蓄積装置を更新し、气象台から発表される気象情報等を市町村、消防及び関係機関に一斉送信して防災情報等の迅速な伝達を行う。
尾瀬歩道整備事業	県	49,930	日光公立公園尾瀬地区において、登山道（歩道）、周辺環境の保護や利用者の安全性を確保するため登山道整備を行う。
大気環境常時監視施設等整備事業	県	3,704	大気汚染法に基づき、県が行う大気汚染状況の監視施設の更新・整備を行う。
企業誘致活動・広報強化事業	県	17,370	本県の地域特性をアピールし、企業ニーズに応じた効果的な広報・誘致活動を展開するための事業を行う。
高度IT人材育成事業	県	44,280	ITを活用した経営革新と企業の活性化を促進するため、高度なIT技術とその活用法を身につけた人材を育成する。
新事業創出プロジェクト研究事業	県	38,373	大学や地域の企業から事業化可能性の高いアイデアを公募し、アイデアを新技術や新製品として具現化する。
地域活性化共同研究事業	県	28,396	県内企業の技術力向上と県内産業の活性化を図るため、成果の技術移転を目的とした、ハイテクプラザ及び県内関連企業による共同研究開発を行う。
グリーンプロジェクト支援事業	県	30,954	県内中小製造業者の技術力向上や付加価値の高い製品づくりを支援するため、ハイテクプラザ及び同いわき技術支援センターに製品開発、加工技術の研究に必要な試験・研究開発用の機器整備を行う。

件名	事業実施 県・市町村	交付金充当額	事業の内容
三県共同研究事業	県	25,662	福島・山形・新潟の三県が共同で研究開発を行うことにより、消費者のニーズを踏まえた地域の特色ある「ふるさとブランド」加工食品の供給を促進し、食料自給率の向上と地域の活性化を図る。
地域産業振興事業	県 (財物産プラザ ふくしま)	53,588	産品開発・普及、販路開拓事業、情報収集・提供事業
韓国人等観光客誘致強化事業	県	22,741	福島空港国際線就航を契機に、韓国からの旅行者を中心に、ゴルフ、スキー、温泉等の当県の豊かな観光資源をPRしながら観光客の誘致活動を行う。
若者人材育成・就職実現事業	県	44,428	就職サポートセンターにおいて、キャリアカウンセリングをはじめ、若者・フリーター就職支援セミナー、若者仕事体験事業、無料職業紹介等のワンストップサービスを提供し、若者求職者の人材育成・就職実現を図る。
うつくしま有機農産物生産システム確立事業	県	13,620	生産技術の確立拠点としてモデル実証ほを設置し、有機農産物栽培による安全安心な農産物の生産システムを構築するとともに、販売段階における差別化を推進し、本県産農産物のイメージアップを図る。
農業総合センター畜産研究所整備事業	県	13,812	試験研究のための分析機器を整備する。
種苗生産研究用揚水施設等整備事業	県	52,154	種苗生産技術を高度化するための試験研究に不可欠な揚水関連施設を整備する。
内水面水産試験場施設機器整備事業	県	3,128	稚魚飼育管理のための自動給餌機及び飼育水管理のための取水ゲート設備の更新を行う。
アカマツ林環境保全向上事業	県 (社福島県林業公社)	50,031	アカマツ林の保育及び松くい虫被害予防のために間伐を行う。
県道広野小高線整備事業	県	844,994	(熊川工区) 改良工・舗装工 (棚塩工区) 改良工 (塚原工区) 改良工・舗装工 (北迫工区) 改良工・舗装工 (天神岬工区) 調査設計・用地補償
県道小野富岡線整備事業	県	199,997	(五枚沢工区) 測量・設計 (西ノ上工区) 改良工・用地補償
県道原町川俣線調査事業	県	4,000	道路現況調査・住民アンケート調査
木戸ダム展望広場整備事業	県	49,500	木戸ダムの周辺環境整備 施設設計・公共トイレ・建築施設組立工
小名浜港湾荷役機械活性化事業	県	135,000	小名浜港の7号埠頭にある荷役機械について故障等による停止を防止するため、活性化工事を実施する。

平成18年度（その4）

（単位：千円）

件名	事業実施 県・市町村	交付金充当額	事業の内容
アクアマリン子ども体験館 （仮称）整備事業	県	10,300	環境教育の充実を図るため、幼児や小学校低学年向けの参加体験型展示ゾーンを整備する。
富岡高等学校学科転換整備事業	県	81,906	双葉地区教育構想により県立富岡高等学校の学科を普通科から国際・スポーツ科（仮称）に転換するに伴い、新学科に対応した施設・設備の整備を行う。
交通安全施設等整備事業	県	8,250	交通信号機の設置
基金造成事業 県道広野小高線整備事業	県	160,000	棚塩工区 橋梁下部工（基金造成）
サッカーによる国際人育成 支援事業	県	662,441	日本サッカー協会との共同事業として行う「真の国際人育成を目指した人材育成プログラム」を推進するために必要な基盤整備を支援するため、町へ補助する。
福島県市町村電源立地特別交付金事業（市町村枠）	いわき市	84,742	消防緊急情報システム更新整備事業 他3事業
	田村市	36,708	古道プール改築事業
	南相馬市	36,110	上水道石綿セメント管更新事業 他1事業
	広野町	33,649	広野小学校校舎改修事業
	楢葉町	155,188	木戸ダム周辺環境整備事業 他13事業
	富岡町	156,164	サッカーによる国際人育成支援事業 他3事業
	川内村	35,655	村道中学校・宮渡線道路整備事業
	大熊町	178,878	子育て支援維持運営事業 他1事業
	双葉町	145,515	町道山田郡山線整備事業
	浪江町	40,278	消防資機材整備事業 他3事業
	葛尾村	37,788	村道広谷地阿掛線改良事業 他2事業
	飯舘村	1,034	村道松塚モミノ木線道路改良事業
	水力等配布分	103,739	
一般事務費	県	1,408	交付金事業に要する協議、指導等の旅費等
合計		5,752,710	

件名	事業実施 県・市町村	交付金充当額	事業の内容	
電源地域振興・産業基盤整備 支援事業	(財)福島県電源 地域振興財団	14,037	相双地域における観光開発事業等に対する助成 南相馬市「道の駅建設事業」	
電源地域振興・地域資源活性化 事業		24,998	相双地域における地域資源活性化事業に対する助成 南相馬市「南相馬市テニスコート増設事業」 葛尾村「葛尾村エコミュージアム構築事業」 新地町「しんちの海・景観スポット等整備事業」	
電源地域振興・「スポーツの 里」づくり事業		9,090	双葉地方における電源地域の振興を図るために、県電源地域振興財団が実施する事業に対して補助する。	
電源地域振興・広報交流事業 J ヴィレッジオープン10周年 記念事業		14,780		
電源地域振興・原子力等立地 地域振興支援事業		10,844		
電源地域振興・水力発電施設 等立地地域振興支援事業		90,973	原発特措法に基づく地域振興を支援するため、県電源地域振興財団を通じて市町村等への補助を行う。	
電源地域振興・水力発電施設 等立地地域振興支援事業	96,838	水力発電施設等立地地域の振興を図るため、県電源地域振興財団を通じて市町村等への補助を行う。		
新「歳時記の郷・奥会津」活 性化事業	只見川電源流 域振興協議会 〃 柳 津 町 三 島 町 金 山 町	} 58,282	只見川電源流域振興協議会及びその構成町村が実施する観光開発事業等に対する補助	
①美しい環境保全事業			}	都市住民との交流を通じた広域情報の発信やイベントの実施
②広域交流・観光P R 事業				奥会津らしい美しい自然環境や風景を守り育て活力ある個性的なふるさとを築くための事業
③自然・文化の大回廊整備 事業	柳 津 町 三 島 町 金 山 町	39,373	柳津町「柳津スキー場整備事業」 三島町「ビューポイント公衆トイレ整備事業」 「早戸交流拠点施設整備事業」 金山町「金山スキー場整備」	
サッカーによる国際人育成支 援事業	広 野 町 楢 葉 町 富 岡 町	384,095	日本サッカー協会（以下JFA）との共同事業として行う「真の国際人育成を目指した人材育成プログラム」を推進するために必要な基盤整備を支援するため、補助を行う。	
福島空港就航先バージョンア ップ広報・誘客事業	県	55,039	本県の観光客誘致を図り、観光産業の振興に資するとともに、空港の利用拡大を図るため、空港の就航先である大阪、名古屋を中心に広報事業を展開する。	

件名	事業実施 県・市町村	交付金充当額	事業の内容
携帯電話不通話地域解消事業	古殿町 葛尾村 飯館村	129,619	携帯電話の不通話地域解消のため、移動通信用鉄塔を整備する市町村に対し補助する。
光ファイバ通信基盤整備促進事業	湯川村 会津美里町 川内村 猪苗代町	220,612	地域住民等に対するブロードバンドサービス提供のため、光ファイバ通信設備を整備する市町村に対し補助する。
大気環境常時監視施設等整備事業	県	14,008	大気汚染法に基づき、県が行う大気汚染状況の監視施設の更新・整備を行う。
中央児童相談所耐震改修事業	県	4,827	早期に耐震改修を行う必要がある施設について耐震化工事を実施する。
総合療育センター施設整備事業	県	11,518	療育センターに医療用機器を整備する。
健康危機管理体制整備等事業	県	24,271	衛生研究所に検査機器等を整備する。
企業誘致活動・広報強化事業	県	18,234	本県の地域特性をアピールし、企業ニーズに応じた効果的な広報・誘致活動を展開するための事業を行う。
福島県工業団地等整備事業補助金交付事業	会津若松市	14,476	市町村等が行う工場立地基盤の整備に要する経費について補助する。
高度IT人材育成事業	県	17,561	ITを活用した経営革新と企業の活性化を促進するため、高度なIT技術とその活用法を身につけた人材を育成する。
新事業創出プロジェクト研究事業	県	25,988	大学や地域の企業から事業化可能性の高いアイデアを公募し、アイデアを新技術や新製品として具現化する。
地域活性化共同研究事業	県	32,620	県内企業の技術力向上と県内産業の活性化を図るため、成果の技術移転を目的とした、ハイテクプラザ及び県内関連企業による共同研究開発を行う。
グリーンプロジェクト支援事業	県	30,928	県内中小製造業者の技術力向上や付加価値の高い製品づくりを支援するため、ハイテクプラザ及び同いわき技術支援センターに製品開発、加工技術の研究に必要な試験・研究開発用の機器整備を行う。
三県共同研究事業	県	23,045	福島・山形・新潟の三県が共同で研究開発を行うことにより、消費者のニーズを踏まえた地域の特色ある「ふるさとブランド」加工食品の供給を促進し、食料自給率の向上と地域の活性化を図る。
地域産業振興事業	県 (財物産プラザ ふくしま)	44,555	産品開発・普及、販路開拓事業、情報収集・提供事業

平成19年度（その3）

（単位：千円）

件名	事業実施 県・市町村	交付金充当額	事業の内容
韓国人等観光客誘致強化事業	県	12,791	福島空港国際線就航を契機に、韓国からの旅行者を中心に、ゴルフ、スキー、温泉等の当県の豊かな観光資源をPRしながら観光客の誘致活動を行う。
天鏡閣外壁改装事業	県	630	天鏡閣の外部改装工事
若者人材育成・就職実現事業	県	33,938	就職サポートセンターにおいて、キャリアカウンセリングをはじめ、若者・フリーター就職支援セミナー、若者仕事体験事業、無料職業紹介等のワンストップサービスを提供し、若者求職者の人材育成・就職実現を図る。
うつくしま有機農産物生産システム確立事業	県	13,162	生産技術の確立拠点としてモデル実証ほを設置し、有機農産物栽培による安全安心な農産物の生産システムを構築するとともに、販売段階における差別化を推進し、本県産農産物のイメージアップを図る。
そば県育成品種生産のための施設整備事業	県	9,852	県産そば県育成品種種苗管理、増殖のための施設整備を行う。
種苗生産研究用揚水施設等整備事業	県	24,869	種苗生産技術を高度化するための試験研究に不可欠な揚水関連施設を整備する。
調査船拓水電子海図整備事業	県	4,725	水産試験場調査船「拓水」の電子海図情報表示装置を更新する。
アカマツ林環境保全向上事業	県 (社)福島県 林業公社	50,041	アカマツ林の保育及び松くい虫被害予防のために間伐を行う。
県道広野小高線整備事業	県	949,940	(熊川工区) 改良工・舗装工・調査設計・用地補償 (棚塩工区) 改良工・調査設計・用地補償 (塚原工区) 改良工・舗装工・調査設計・用地補償 (井出・毛萱) 調査設計 (北迫工区) 改良工・調査設計・用地補償 (天神岬工区) 改良工・調査設計・用地補償
県道小野富岡線整備事業	県	148,998	(西ノ上工区) 改良工・舗装工・調査設計・用地補償
木戸ダム展望広場整備事業	県	22,722	木戸ダムの周辺環境整備
小名浜港湾荷役機械活性化事業	県	207,000	小名浜港の7号埠頭にある荷役機械について故障等による停止を防止するため、活性化工事を実施する。
アクアマリン子ども体験館(仮称)整備事業	県	23,200	環境教育の充実を図るため、幼児や小学校低学年向けの参加体験型展示ゾーンを整備する。
福島県文化センター施設整備事業	県	152,775	福島県文化センター大ホール内1・2階客席椅子を改修する。

平成19年度（その4）

（単位：千円）

件名	事業実施 県・市町村	交付金充当額	事業の内容
県有施設耐震改修事業（県立高校）	県	18,731	本県の建築物の耐震化率を平成27年度までに90%に引き上げる為、特に緊急性が高い建築物を中心に電源交付金を活用し計画的に耐震化を進めていく。
富岡高等学校グラウンド照明設備設置事業	県	8,225	照明設備の設置
交通安全施設等整備事業	県	6,635	交通信号機の設置
基金造成事業 県道広野小高線整備事業	県	550,000	棚塩工区 橋梁下部工
県有施設耐震改修事業	県	875,000	本県の建築物の耐震化率を平成27年度までに90%に引き上げる為、特に緊急性が高い建築物を中心に電源交付金を活用し計画的に耐震化を進めていく。
アクアマリン子ども体験館（仮称）整備事業	県	578,000	環境教育の充実を図るため、幼児や小学校低学年向けの参加体験型展示ゾーンを整備する。
サッカーによる国際人育成支援事業	県	76,039	日本サッカー協会との共同事業として行う「真の国際人育成を目指した人材育成プログラム」を推進するために必要な基盤整備を支援するため、町へ補助する。
福島県市町村電源立地特別交付金事業（市町村枠）	いわき市	78,000	市道弥勒沢線道路新設事業 他6事業
	田村市	36,000	防災行政無線整備事業
	南相馬市	35,615	上水道石綿セメント管更新事業 他2事業
	広野町	32,880	サッカー国際人育成支援施設整備事業
	楢葉町	139,426	木戸ダム周辺環境整備事業 他12事業
	富岡町	154,179	サッカーによる国際人育成支援事業 他4事業
	川内村	34,931	村道中学校・宮渡線道路整備事業
	大熊町	174,897	子育て支援維持運営事業
	双葉町	142,237	町道山田郡山線整備事業 他2事業
	浪江町	39,554	町立学校施設等維持運営事業 他1事業
	葛尾村	37,035	村道北平曲山線改良事業 他1事業
	飯舘村	1,206	村道松塚モミノ木線道路改良事業
	水力等配布分	124,899	
一般事務費	県	1,431	交付金事業に要する協議、指導等の旅費等
合計		6,210,174	

件名	事業実施 県・市町村	交付金充当額	事業の内容
電源地域振興・地域資源活性化事業		60,311	相双地域における地域資源活性化事業に対する助成 南相馬市「南相馬市テニスコート増設事業」 葛尾村「葛尾村エコミュージアム構築事業」 新地町「しんちの海・景観スポット等整備事業」
電源地域振興・「スポーツの里」づくり事業 電源地域振興・広報交流事業	(財)福島県電源地域振興財団	7,445 14,780	双葉地方における電源地域の振興を図るために、県電源地域振興財団が実施する事業に対して補助する。
電源地域振興・原子力等立地地域振興支援事業		95,835	原発特措法に基づく地域振興を支援するため、県電源地域振興財団を通じて市町村等への補助を行う。
電源地域振興・水力発電施設等立地地域振興支援事業		94,351	水力発電施設等立地地域の振興を図るため、県電源地域振興財団を通じて市町村等への補助を行う。
新「歳時記の郷・奥会津」活性化事業 ①美しい環境保全事業 ②広域交流・観光PR事業	只見川電源流域振興協議会 〃	} 57,937	只見川電源流域振興協議会及びその構成町村が実施する観光開発事業等に対する補助 都市住民との交流を通じた広域情報の発信やイベントの実施
③自然・文化の大回廊整備事業	柳津町 南会津町 昭和村 檜枝岐村		114,381
サッカーによる国際人育成支援事業	広野町 楢葉町 富岡町	26,612	日本サッカー協会（以下JFA）との共同事業として行う「真の国際人育成を目指した人材育成プログラム」を推進するために必要な基盤整備を支援するため、補助を行う。
携帯電話不通話地域解消事業	只見町 金山町 古殿町 飯館村	159,684	携帯電話の不通話地域解消のため、移動通信用鉄塔を整備する市町村に対し補助する。

平成20年度（その2）

（単位：千円）

件名	事業実施 県・市町村	交付金充当額	事業の内容
光ファイバ通信基盤整備促進事業	南相馬市 猪苗代町 会津美里町 三春町	238,097	地域住民等に対するブロードバンドサービス提供のため、光ファイバ通信設備を整備する市町村に対し補助する。
大気環境常時監視施設等整備事業	県	7,700	大気汚染法に基づき、県が行う大気汚染状況の監視施設の更新・整備を行う。
総合療育センター施設整備事業	県	35,134	肢体不自由児施設と病院を兼ね備え、県内唯一の総合的な療育機関である総合療育センターに必要な不可欠な医療機器の整備を行う。
企業誘致活動・広報強化事業	県	14,785	本県の地域特性をアピールし、企業ニーズに応じた効果的な広報・誘致活動を展開するための事業を行う。
福島県工業団地等整備事業補助金交付事業	天栄村	29,566	市町村等が行う工場立地基盤の整備に要する経費について補助する。
新事業創出プロジェクト研究事業	県	16,760	大学や地域の企業から事業化可能性の高いアイデアを公募し、アイデアを新技術や新製品として具現化する。
地域活性化共同研究事業	県	19,557	県内企業の技術力向上と県内産業の活性化を図るため、成果の技術移転を目的とした、ハイテクプラザ及び県内関連企業による共同研究開発を行う。
三県共同研究事業	県	16,093	福島・山形・新潟の三県が共同で研究開発を行うことにより、消費者のニーズを踏まえた地域の特色ある「ふるさとブランド」加工食品の供給を促進し、食料自給率の向上と地域の活性化を図る。
天鏡閣外壁改装事業	県	15,030	天鏡閣の外部改装工事
地域産業振興事業	県 (財物産プラザ ふくしま)	44,069	産品開発・普及、販路開拓事業、情報収集・提供事業
うつくしま有機農産物生産システム確立事業	県	13,776	生産技術の確立拠点としてモデル実証ほを設置し、有機農産物栽培による安全安心な農産物の生産システムを構築するとともに、販売段階における差別化を推進し、本県産農産物のイメージアップを図る。
種苗生産研究用揚水施設等整備事業	県	2,097	種苗生産技術を高度化するための試験研究に不可欠な揚水関連施設を整備する。
県道広野小高線整備事業	県	1,099,934	工事・用地補償・調査設計 ①北迫工区 ②天神岬工区 ③井出・毛萱工区 ④棚塩工区 ⑤塚原工区
県道小野富岡線整備事業	県	199,983	(西ノ上工区)改良舗装工・用地補償 (五枚沢1工区)用地補償・道路設計

件名	事業実施 県・市町村	交付金充当額	事業の内容
県有施設耐震改修事業	県	17,959	耐震補強計画及び耐震改修工事
交通安全施設等整備事業	県	8,038	交通信号機の設置
会津学短期大学調理実習室整備事業	県	6,014	会津大学短期大学部調理実習室の調理機材を更新する
スポーツ医療センター整備事業	県	30,000	スポーツによる地域振興を図るため国際サッカー連盟及び日本サッカー協会と連携し、スポーツ競技者向けの医療面のサポート体制を強化するために必要な基盤整備を支援するため町へ補助を行う。
アクアマリンパーク交流促進事業	県	5,409	平成20年度にオープン予定の小名浜港倉庫2号棟（みなと交流館2号棟）を活用し、約300万人の観光客が訪れるアクアマリンパークを基点とした、交流促進を図る。
文化センター小ホール音響設備改修事業	県	23,467	小ホール音響設備改修
尾瀬歩道整備事業	県	19,795	日光国立公園尾瀬地区において、歩道施設の老朽化等が原因で傷ついた周辺環境の保護及び高齢者・障害者を含めた利用者の安全性を確保するためユニバーサルデザインの歩道整備を実施する。
尾瀬標識整備事業			尾瀬国立公園の御池地区から見晴地区を結ぶ林道において、案内標識の老朽化が著しいことから、新たにデザインを統一し環境にも配慮した標識整備を図る。
環境監視施設等機器整備事業	県	927	大気環境測定局に設置されている測定器の検査を行うための機器を整備する。
若松乳児院あんしん環境整備事業	県	7,115	電気設備等の改修整備 小児用AED（自動体外式除細動器）及びアルミ製避難用乳母車の設置
総合療育センター施設整備事業	県	16,191	自家用発電設備を整備する。
病診連携による夜間救急医療支援事業	県	2,516	開業医の派遣を受けて夜間の診療を実施する二次救急病院に対して、運営経費（開業医の確保に要する経費）の一部を助成することにより、救急医療体制の基盤となる、軽度な救急患者に対応する初期救急医療体制を確保する。
医師定着促進事業	県	5,361	県立医科大学において家庭医の家庭医の育成を図り、「地域で生きる」医師の県内定着を促進する。

件名	事業実施 県・市町村	交付金充当額	事業の内容
健康被害防止対策事業	県	24,202	国民の食の安全安心を守るために導入されたポジティブリスト制に対応するため規制対象物質の検査強化に必要な検査機器を衛生研究所に整備する。
感染症対策支援事業			ノロウイルスなど感染性胃腸炎の起因ウイルスを検査するために必要な検査機器を衛生研究所に整備する。
ふくしま産業人材確保支援事業	県	5,763	首都圏から本県への産業人材の誘導と県内産業人材の県内就職促進を図るため東京と福島「ふるさと福島就職情報センター」を機能強化し戦略的企業誘致に連動した職業紹介（マッチング）等を行う。
戦略的企業誘致補助金	県	430,000	特定業種の企業、知事が特に認める企業を対象として、立地する際の初期投資額の一部に対して補助金を交付する。
戦略的企業誘致補助金（過疎地域）			過疎地域の特定業種の企業、知事が特に認める企業を対象として、立地する際の初期投資額の一部に対して補助金を交付する。
クラスターリーディング産業支援事業	県	38,000	「ふくしま型産業クラスター」形成のリーディングプロジェクトとして輸送用機械関連産業及び半導体関連産業の集積に向けた支援を実施するため試験研究用の最先端評価機器を整備する。
相双地域製造業基盤整備事業	県	3,821	相双地域においてハイテクプラザの技術支援を行うとともに、基幹産業である製造業を担う人材を育成するため産学官が連携して技術力向上・集積を図るためのメカトロニクスに関する講座を開催する。
ふくしまバリアフリー型体験観光推進事業	県	1,716	①バリアフリーツアーモデルコース検証活動 ②バリアフリーツアー情報発信活動 ③バリアフリー対応ガイド育成講座の開催
ふくしまアクティブツーリズム総合戦略事業	県	28,128	「食」「歴史と文化」「健康づくり」「体験・交流」「産業観光」の各テーマを中心とした「ほんものの旅」の確立により観光地としての付加価値・競争力を向上させ、滞在型観光の促進を図る。
ふるさと福島大交流プロジェクト事業	県	10,980	本県出身者のふるさとへの郷愁、貢献意欲の高まりを踏まえ、呼び水としての交流拡大なども含めた定住・二地域居住推進のための新たな取り組みを展開する。
福島空港利用促進総合対策事業	県	55,431	福島空港の利用促進により、路線の維持・拡充を図り、県民の利便性の向上・地域経済の発展に寄与する。

平成20年度（その5）

（単位：千円）

件名	事業実施 県・市町村	交付金充当額	事業の内容
漁船取締船機器整備事業	県	8,202	漁業取締船「あづま」の機器整備
調査船拓水用レーダー整備事業			水産試験場調査船「拓水」のレーダー更新
調査船拓水用海洋環境鉛直分布測定装置整備事業	県	5,763	調査船「拓水」にクロロフィル、溶存酸素量が計測可能なCTD装置を整備する。
光南高等学校テクノアートコンピュータ設備更新事業	県	19,867	全国でも希少なテクノアートによる美術・音楽の授業を実施するための設備の更新
喜多方工・商統合校産振棟整備事業	県	36,991	備品の整備、実習棟の設計委託
棚倉・東白川農商統合校施設整備事業	県	19,477	棚倉・東白川農商統合校施設整備事業費（図書館棟の整備）
大笹生養護学校校舎増改築事業	県	14,839	校舎増改築のための設計
基金造成事業			
県道広野小高線整備事業	県	500,000	工事・用地補償・調査設計 ①北迫工区 ②天神岬工区 ③井出・毛萱工区 ④棚塩工区 ⑤塚原工区
県有施設耐震改修事業	県	788,909	耐震補強計画及び耐震改修工事
アクアマリン子ども体験館（仮称）整備事業	県	95,167	環境教育の充実を図るため、幼児や小学校低学年向けの参加体験型展示ゾーンを整備する。
種苗生産研究用揚水施設等整備事業	県	41,035	種苗生産技術を高度化するための試験研究に不可欠な揚水関連施設を整備する。
戦略的企業誘致補助金	県	200,000	特定業種の企業、知事が特に認める企業を対象として、立地する際の初期投資額の一部に対して補助金を交付する。
福島県市町村電源立地特別交付金事業（市町村枠）	いわき市	93,915	市道梅ヶ丘1号線道路改良事業 他4事業
	田村市	34,132	市道大久保石橋線改良事業 他1事業
	南相馬市	40,336	上水道石綿セメント管更新事業 他2事業
	広野町	36,983	サッカー国際人育成支援施設整備事業
	楡葉町	170,829	消防・生活環境等広域業務事業 他8事業
	富岡町	17,957	石綿管更新事業 他7事業
	川内村	38,317	村道中学校・宮渡線道路整備事業
	大熊町	196,776	子育て支援維持運営事業
	双葉町	160,017	町道山田郡山線整備事業 他4事業
	浪江町	44,598	町立学校施設等維持運営事業
	葛尾村	41,816	村道小坂（北平）曲山線改良事業 他1事業
	飯舘村	1,519	村道草野飯樋線舗装補修工事
水力等配布分	157,832		
一般事務費	県	1,029	交付金事業に要する協議、指導等の旅費等
合計		6,046,056	

件名	事業実施 県・市町村	交付金充当額	事業の内容
電源地域振興・地域資源活性化事業	(財)福島県電源地域振興財団	339,315	相双地域の市町村等が行う地域間の多様な交流を促進するため、県電源地域振興財団を通じて市町村が実施する施設整備等に対して補助する。
電源地域振興・「スポーツの里」づくり事業		6,752	双葉地方における電源地域の振興を図るために、県電源地域振興財団が実施する事業に対して補助する。
電源地域振興・広報交流事業		13,864	
電源地域振興・原子力等立地地域振興支援事業		92,908	原発特措法に基づく地域振興を支援するため、県電源地域振興財団を通じて市町村等への補助を行う。
電源地域振興・水力発電施設等立地地域振興支援事業		82,178	水力発電施設等立地地域の振興を図るため、県電源地域振興財団を通じて市町村等への補助を行う。
新「歳時記の郷・奥会津」活性化事業	只見川電源流域振興協議会 〃	53,249	只見川電源流域振興協議会及びその構成町村が実施する観光開発事業等に対して補助する。
①美しい環境保全事業 ②広域交流・観光PR事業			都市住民との交流を通じた広域情報の発信やイベントの実施
③自然・文化の大回廊整備事業		只見町 南会津町 金山町 昭和村 檜枝岐村	133,565
サッカーによる国際人育成支援事業	富岡町	36,000	日本サッカー協会との共同事業として行う「真の国際人育成を目指した人材育成プログラム」を推進するために必要な基盤整備を支援するため、補助を行う。
光ファイバ通信基盤整備促進事業	柳津町 三島村 平田村 葛尾村	229,089	市町村が実施する光ファイバ通信設備整備費用の一部を補助する。
会津大学短期大学部実習実験機器等整備事業	県	15,983	会津大学短期大学部栄養学科実習用の研究分析機器等を整備する。

平成21年度（その2）

（単位：千円）

件名	事業実施 県・市町村	交付金充当額	事業の内容
スポーツ医療センター整備事業	県	54,911	スポーツ競技者向けの医療面のサポート体制を強化するために必要な基盤整備を支援する。
アクアマリンパーク交流促進事業	県	4,533	平成20年度にオープンした小名浜港倉庫2号棟を活用し、アクアマリンパークを基点とした、交流促進を図る。
新エネルギー導入推進連携事業	県	5,310	「ふくしま環境・エネルギーフェア」を開催する。
文化センター小ホール音響設備改修以降	県	24,455	小ホール音響設備の改修を行う。
うつくしま文化元気ルネサンス事業	県	10,277	県民総参加による文化振興を目指したイベントを実施する。
アクアマリン施設改修事業	県	9,975	アクアマリンふくしまの「熱帯アジアの水辺」エリアの暖房設備を改修する。
地域連携人材育成事業	県	16,446	双葉地区教育構想の一環として、バドミントン・ゴルフ・サッカー競技における中高一貫教育の充実などを図るため、コーチの招聘等を行う。
総合情報通信ネットワーク整備事業	県	41,726	県、市町村、防災関係機関を結ぶ防災情報通信基盤を更新する。
大気環境常時監視施設等整備事業	県	18,463	大気汚染状況の監視施設を更新・整備する。
総合療育センター施設整備事業	県	10,962	総合療育センターに必要不可欠な医療機器の整備を行う。
大笹生学園施設整備事業	県	7,152	大笹生学園の施設改修を行う（静養室増築、食堂冷暖房設備改修、洗濯機・乾燥室設備更新）。
総合衛生学院施設設備整備事業	県	9,750	総合衛生学院にレントゲン室を設置し、機器を整備する。
医師定着促進事業	県	933	県立医科大学において家庭医の育成を図り、「地域で生きる」医師の県内定着を促進する。
病診連携による夜間緊急医療支援事業	県	1,708	夜間救急医療体制を支援する。
新型インフルエンザ医療体制整備事業	県	26,244	新型インフルエンザの発生に備え、重症者に対応するため、人工呼吸器の整備費用を補助する。
食品等に起因する健康被害防止対策事業	県	36,953	以下の検査に対応するため、検査機器を整備する。 ①食肉中の動物用医薬品、②感染症や食中毒の原因菌特定、③食品中の有機リン系農薬

件名	事業実施 県・市町村	交付金充当額	事業の内容
ふくしま産業人材確保支援事業	県	5,048	県内企業の人材確保を支援するため、首都圏から本県への人材誘導及び県内人材の県内就職を促進する施策を実施する。
戦略的企業誘致補助金	県	138,137	産業集積促進を図るため、企業等を対象として立地する際の初期投資額の一部を補助する。
福島県工業団地等整備事業補助金交付事業	県	83,481	会津若松市及び会津美里町の道路新設等の工業団地整備事業に対し補助する。
企業誘致活動・広報強化事業	県	12,453	企業のニーズに対応した効果的な広報・誘致活動を展開するため、パンフレット製作等を行う。
新事業創出プロジェクト研究事業	県	7,678	事業化可能性の高いアイデアを新技術や新製品として具現化するため、産学官が役割を分担し研究開発を行う。
地域活性化共同研究開発事業	県	4,529	県内企業の技術力向上等を図るため、ハイテクプラザ及び県内関連企業による共同研究を行う。
クラスターリーディング産業支援事業	県	18,795	輸送用機械関連産業等の集積に向け、中小企業の最先端技術の開発を支援するため、試験研究用の機器を整備する。
ものづくり高度化人材育成事業	県	239,895	高度な知識・技術を備えた産業人材を育成するため、高度技術専門校を改編し、テクノアカデミーとして施設改修等を行う。
ふくしま定住・二地域居住推進戦略事業	県	26,437	本県への定住・二地域居住への誘導を図るため、PR情報発信の強化及び受入体制を強化する。
メディアタイアップ誘客強化事業	県	2,341	大河ドラマ「天地人」の放映に合わせた、効果的な広報等により誘客を図る。
ふるさと福島大交流プロジェクト事業	県	6,574	本県出身者のふるさとへの郷愁、貢献意欲の高まりを踏まえ、呼び水としての交流拡大なども含めた定住・二地域居住推進のための新たな取り組みを展開する。
ふくしまアクティブツーリズム総合戦略事業	県	8,714	「ほんものの旅」の確立により観光地としての付加価値・競争力を向上させ、滞在型観光の促進を図る。
福島空港利用促進総合対策事業	県	53,284	福島空港を広く周知することにより、誘客・送客の促進を図る。
地域産業支援事業 (ふるさと産品振興事業)	県	37,438	県内の各地域の資源・技術を活用した新たなふるさと産品の開発や販路の拡大などの事業に対して補助する。

件名	事業実施 県・市町村	交付金充当額	事業の内容
相馬原釜市場増設事業	県	37,092	相馬原釜市場の取扱量の増加に対応するための市場増設事業に対して補助する。
種苗生産研究所揚水施設等整備事業	県	23,025	種苗生産技術を高度化するための試験研究に不可欠な揚水関連施設を整備する。
調査船拓水用サイドスキャンソナー整備事業	県	14,280	調査船拓水のサイドスキャンソナー（音響装置）を更新する。
県道広野小高線整備事業	県	1,196,780	工事・用地補償・調査設計 ①北迫地区 ②天神岬地区 ③井出家萱地区 ④熊川地区 ⑤夫沢・郡山地区 ⑥棚塩地区 ⑦塚原地区
県道小野富岡線整備事業	県	309,980	工事・用地補償・調査設計 （五枚沢地区）
県有施設維持補修事業	県	83,910	教育環境を維持するため、老朽化が著しい施設を改修する。 （白河実業高校、双葉高校）
喜多方工・商統合高産振設備等整備事業	県	115,862	統合に伴う実習棟の整備、統合本校舎棟改修工事を行う。
光南高等学校テクノアートコンピュータ設備更新事業	県	18,288	全国でも希少なテクノアートによる美術・音楽の授業を実施するための設備を更新する。
教育施設整備事業	県	61,306	美術館の非常照明用電池の更新、自然の家の電源・消火設備の改修、養護学校等の補修工事を行う。
キャリア教育充実事業	県	43,937	農業・工業・商業高校の授業を企業との連携や地域の人材を活用しながら内容を充実させ生徒の技術・技能の向上を図る。
医学部進学実現プログラム事業 （地域医療を担う人材育成プラン）	県	1,085	医学・医療への理解を深めてもらうため、医大進学希望者に対して講義・実習を行う。
双葉地区教育構想（国際人育成プラン）事業	県	11,233	双葉地区教育構想の目標である国際的視野を持つ人材を育成するため、海外留学や文化スポーツ交流を行う。
南会津学習サポート事業	県	13,050	へき地における学習環境を整備するため、eラーニングによる授業への実施についての経費の1/2を補助する。（南会津町・檜枝岐村）
交通安全施設等整備事業	県	8,190	交通信号機の設置 ①定周期式信号機新設1基（富岡町） ②半感应式信号機新設1基（いわき市）

平成21年度（その5）

（単位：千円）

件名	事業実施 県・市町村	交付金充当額	事業の内容
福島県災害派遣医療チーム体制整備事業	県	2,237	大規模災害時における災害派遣医療チームの体制確保に必要な医療機器等を整備する。
底魚資源モニタリング調査機器整備事業	県	8,099	底魚資源の動向を正確に把握し、持続的な漁獲量を確保するため、漁網監視装置を更新する。
水産種苗研究所機器整備事業	県	4,602	種苗生産用資材運搬を効率的に行い、種苗の計画的・効率的な生産を行うため、フォークリフトを更新する。
林業研究センター（きのこ実証検定棟）空調設備改修事業	県	1,943	林業研究センターの「きのこ実証検定棟」の空調システムを更新する。
基金造成事業			
県有施設維持補修事業	県	712,804	教育施設・保健福祉施設の維持改修
県有施設耐震改修事業	県	300,000	耐震補強計画及び耐震改修工事
地域医療環境整備事業	県	300,000	地域医療再生計画等に基づく事業のうち、医療機器整備を行う。
福島県市町村電源立地特別交付金事業（市町村枠）	いわき市	83,760	北部清掃センターボイラ水管改修事業 他2事業
	田村市	36,341	市道古道線改良事業 他2事業
	南相馬市	36,058	上水道石綿セメント管更新事業 他2事業
	広野町	33,536	町道高萩・田中線改良舗装工事
	楢葉町	154,562	健康福祉事業 他8事業
	富岡町	155,813	サッカーによる国際人育成支援事業 他10事業
	川内村	35,442	第5区集会所建設事業 他1事業
	大熊町	178,066	大熊町電源立地地域対策交付金公共施設維持運営事業基金
	双葉町	140,857	水道施設整備事業 他4事業
	浪江町	39,900	町立学校施設等維持運営事業
	葛尾村	37,417	村道野行岩角線改良事業 他2事業
	飯舘村	989	村道草野飯樋線舗装補修工事
	水力等配布分	110,886	
一般事務費	県	970	交付金事業に要する協議、指導等の旅費等
合計		6,239,805	

V 水力発電施設周辺地域交付金相当部分

(平成15年10月電源立地地域対策交付金に統合)

制度の概要

(1) 交付対象者

運転開始後15年以上経過している水力発電施設等、または、当該発電施設の特定期間の存する市町村（市町村内の水力発電施設の出力合計が1,000kW以上で、電力量の合計が年間500kWh以上のものに限る）。

(2) 交付金額

当該市町村に存する水力発電施設に応じ算出した直近10年間の年間発生電力量にkWh当たり7.5銭（揚水3.75銭）を乗じた額となります。

○最低保証額 450万円

○最高限度額 5,000万円

(3) 交付期間

7年間。

ただし、一定の要件を満たした場合は8年間、さらに同様の要件を満たす場合には15年間（7年間＋8年間）の延長ができます。最大で30年間の交付を受けることが可能です。

1 平成21年度水力発電施設周辺地域交付金相当部分に係る市町村所在発電所台帳（その1）

市 町 村	対象水力発電施設名	種 類	事 業 者 名	発 電 所
福 島 市	滝 野	自 流	東 北 電 力	○
	穴 原	〃	〃	○
	蓬 菜（旧福島市）	〃	〃	○
	信 夫	〃	〃	○
	土 湯	〃	〃	○
	荒 川	〃	〃	○
	大 笹 生	〃	〃	○
	蓬 菜（旧飯野町）	〃	〃	×
小 計				
会 津 若 松 市	東 山	自 流	東 北 電 力	○
	大 川	〃	〃	○
	戸 の 口 堰 第 一	〃	東 京 電 力	○
	戸 の 口 堰 第 二	〃	〃	○
	戸 の 口 堰 第 三	〃	〃	○
	本 郷	〃	東 星 興 業	×
	猪 苗 代 第 一	〃	東 京 電 力	○
	猪 苗 代 第 二	〃	〃	○
	猪 苗 代 第 三	〃	〃	○
	日 橋 川	〃	〃	○
	猪 苗 代 第 四	〃	〃	×
	金 川	〃	〃	×
小 谷	〃	東 星 興 業	○	
小 計				
郡 山 市	沼 上	自 流	東 京 電 力	○
	竹 之 内	〃	〃	○
	丸 守	〃	〃	○
小 計				
い わ き 市	川 前	自 流	東 北 電 力	○
	鹿 又 川	〃	〃	○
	木 戸 川 第 一	〃	〃	×
	木 戸 川 第 二	〃	〃	×
	夏 井 川 第 二	〃	〃	○
	夏 井 川 第 一	〃	〃	○
	夏 井 川 第 三	〃	〃	○
	塩 田	〃	〃	○
	小 玉 川 第 二	〃	〃	○
	小 玉 川 第 一	〃	〃	○
	大 利 第 二	〃	〃	○
	大 利 第 一	〃	〃	○
四 時 川 第 二	〃	〃	○	

※ 平成22年3月31日現在。

ダ	ム	調整貯水池	減水区間	最大出力(kW)	使用開始年月
×		×	○	900	明治43年7月
×		×	○	1,850	大正元年10月
×		×	○	38,500	昭和13年12月
○		○	×	5,950	昭和14年10月
×		×	○	2,380	昭和6年1月
×		×	○	3,100	昭和14年11月
×		×	○	11,400	平成3年4月
○		○	○	38,500	昭和13年12月
				102,580	
×		×	×	280	明治34年11月
○		○	×	21,000	昭和61年5月
×		×	×	2,080	昭和2年2月
×		×	○	850	大正8年6月
×		×	○	1,400	大正15年12月
×		×	○	2,100	昭和32年1月
×		×	○	62,400	大正3年10月
×		×	○	37,500	大正7年6月
×		×	○	23,200	大正15年12月
×		×	○	10,600	明治45年4月
×		×	○	37,100	大正15年11月
×		×	○	6,500	大正8年10月
×		×	×	3,300	平成2年7月
				208,310	
×		×	○	2,100	明治32年6月
×		×	○	3,700	大正8年7月
×		×	○	5,900	大正10年10月
				11,700	
×		×	○	1,400	大正5年8月
×		×	○	680	大正10年9月
×		×	○	2,570	大正13年12月
×		×	○	14,300	昭和11年11月
×		×	○	3,500	大正9年3月
×		×	○	4,000	大正5年12月
×		×	○	1,800	昭和2年12月
×		×	○	560	昭和2年9月
×		×	○	2,920	昭和10年9月
×		×	○	2,800	昭和6年7月
×		×	○	316	大正11年11月
×		×	○	1,000	大正9年2月
×		×	○	1,230	昭和2年7月

平成21年度水力発電施設周辺地域交付金相当部分に係る市町村所在発電所台帳（その2）

市 町 村	対象水力発電施設名	種 類	事 業 者 名	発 電 所
い わ き 市	四 時 川 第 一	自 流	東 北 電 力	○
	小 川	〃	〃	○
小 計				
喜 多 方 市	新 郷（旧喜多方市）	自 流	東 北 電 力	×
	第二新郷（旧喜多方市）	〃	〃	×
	猪 苗 代 第 四	〃	東 京 電 力	○
	金 川	〃	〃	○
	新 郷（旧山都町）	〃	東 北 電 力	×
	第二新郷（旧山都町）	〃	〃	×
	新 郷（旧高郷村）	〃	〃	○
	山 郷	〃	〃	○
	上 野 尻	〃	〃	×
	第二新郷（旧高郷村）	〃	〃	○
第 二 山 郷	〃	〃	○	
小 計				
二 本 松 市	蓬 萊（旧安達町）	自 流	東 北 電 力	×
	仏 台	〃	〃	○
	沢 上	〃	〃	○
	小 瀬 川（旧岩代町）	〃	〃	○
	蓬 萊（旧東和町）	〃	〃	×
	小 瀬 川（旧東和町）	〃	〃	×
小 計				
田 村 市	古 道 川	自 流	東 北 電 力	○
	高 瀬 川	〃	〃	×
	移 川	〃	〃	×
小 計				
南 相 馬 市	石 神	自 流	東 北 電 力	○
小 計				
岩 瀬 郡 天 栄 村	鶴 沼 川	自 流	東 北 電 力	×
小 計				
南 会 津 郡 下 郷 町	鶴 沼 川	自 流	東 北 電 力	○
	大 川	〃	〃	×
	下 郷	揚 水	電 源 開 発	○
小 計				
南 会 津 郡 檜 枝 岐 村	檜 枝 岐	自 流	東 北 電 力	○
	奥 只 見	〃	電 源 開 発	○
	大 鳥	〃	〃	×
	大 津 岐	〃	〃	○
小 計				

※ 平成22年3月31日現在。

ダ ム	調整貯水池	減水区間	最大出力(kW)	使用開始年月
×	×	○	4,000	大正11年11月
×	×	○	2,400	大正11年9月
			43,476	
×	○	×	51,600	昭和14年7月
×	○	×	38,800	昭和59年9月
×	×	×	37,100	大正15年11月
×	×	○	6,500	大正8年10月
×	○	×	51,600	昭和14年7月
×	○	×	38,800	昭和59年9月
○	○	×	51,600	昭和14年7月
○	○	×	45,900	昭和18年2月
×	○	×	52,000	昭和33年8月
○	○	×	38,800	昭和59年9月
○	○	×	22,900	平成4年6月
			435,600	
○	○	○	38,500	昭和13年12月
×	×	○	150	大正3年11月
×	×	○	340	明治41年10月
×	×	○	1,100	大正10年9月
×	○	×	38,500	昭和13年12月
×	×	○	1,100	大正10年9月
			79,690	
×	×	○	2,490	明治15年3月
×	×	○	5,800	大正15年6月
×	×	○	330	大正15年3月
			8,620	
×	×	○	8,700	昭和19年11月
			8,700	
×	×	○	7,100	昭和6年5月
			7,100	
×	×	○	7,100	昭和6年5月
○	○	×	21,000	昭和61年5月
○	○	×	1,000,000	昭和63年4月
			1,028,100	
×	×	○	60	大正11年10月
○	○	○	560,000	昭和35年12月
×	○	×	182,000	昭和38年11月
○	○	○	38,000	昭和43年12月
			780,060	

平成21年度水力発電施設周辺地域交付金相当部分に係る市町村所在発電所台帳（その3）

市 町 村	対象水力発電施設名	種 類	事 業 者 名	発 電 所
南会津郡 只見町	伊 南 川	自 流	東 北 電 力	×
	大 鳥	〃	電 源 開 発	○
	田 子 倉	〃	〃	○
	滝	〃	〃	×
	只 見	〃	〃	○
小 計				
南会津郡 南会津町	内 川	自 流	東 北 電 力	○
	大 津 岐	〃	電 源 開 発	×
小 計				
耶麻郡 北塩原村	小 野 川	自 流	東 京 電 力	○
	秋 元	〃	〃	×
小 計				
耶麻郡 西会津町	山 郷	自 流	東 北 電 力	×
	上 野 尻	〃	〃	○
	豊 実	〃	〃	×
	第 二 豊 実	〃	〃	×
	奥 川 第 一	〃	〃	○
	奥 川 第 二	〃	〃	○
	第 二 山 郷	〃	〃	×
小 計				
耶麻郡 磐梯町	猪 苗 代 第 一	自 流	東 京 電 力	×
	猪 苗 代 第 二	〃	〃	×
	猪 苗 代 第 三	〃	〃	×
	日 橋 川	〃	〃	×
	猪 苗 代 第 四	〃	〃	○
小 計				
耶麻郡 猪苗代町	小 野 川	自 流	東 京 電 力	×
	秋 元	〃	〃	○
	沼 ノ 倉	〃	〃	○
	猪 苗 代 第 一	〃	〃	×
小 計				
河沼郡 会津坂下町	片 門	自 流	東 北 電 力	○
	新 郷	〃	〃	×
	第 二 新 郷	〃	〃	×
小 計				
河沼郡 柳津町	柳 津	自 流	東 北 電 力	○
	片 門	〃	〃	×
	滝 谷 川	〃	〃	○
小 計				

※ 平成22年3月31日現在。

ダ ム	調整貯水池	減水区間	最大出力(kW)	使用開始年月
×	×	○	19,400	昭和13年10月
○	○	×	182,000	昭和38年11月
○	○	×	390,000	昭和34年5月
×	○	×	92,000	昭和36年12月
○	○	×	65,000	平成元年7月
			748,400	
×	×	○	530	昭和2年12月
×	×	○	38,000	昭和43年12月
			38,530	
×	×	○	34,200	昭和12年12月
×	×	○	107,500	昭和15年2月
			141,700	
○	○	×	45,900	昭和18年2月
○	○	×	52,000	昭和33年8月
×	○	×	56,400	昭和4年12月
×	○	×	57,100	昭和50年8月
×	×	○	1,000	大正9年11月
×	×	○	560	大正10年11月
○	○	×	22,900	平成4年6月
			235,860	
×	×	○	62,400	大正3年10月
×	×	○	37,500	大正7年6月
×	×	○	23,200	大正15年12月
×	×	○	10,600	明治45年4月
×	×	○	37,100	大正15年11月
			170,800	
×	×	○	34,200	昭和12年12月
×	×	○	107,500	昭和15年2月
×	×	○	18,900	昭和21年12月
×	×	○	62,400	大正3年10月
			223,000	
○	○	×	57,000	昭和28年8月
×	○	×	51,600	昭和14年7月
×	○	×	38,800	昭和59年9月
			147,400	
○	○	×	75,000	昭和28年8月
×	○	×	57,000	昭和28年8月
×	×	○	445	大正9年7月
			132,445	

平成21年度水力発電施設周辺地域交付金相当部分に係る市町村所在発電所台帳（その4）

市 町 村	対象水力発電施設名	種 類	事 業 者 名	発 電 所
大 沼 郡 三 島 町	宮 下	自 流	東 北 電 力	○
	柳 津	〃	〃	×
	第 二 沼 沢	揚 水	〃	×
小 計				
大 沼 郡 金 山 町	本 名	自 流	東 北 電 力	○
	上 田	〃	〃	○
	宮 下	〃	〃	×
	伊 南 川	〃	〃	○
	第 二 沼 沢 滝	揚 水 自 流	〃 電 源 開 発	○ ○
小 計				
大 沼 郡 会 津 美 里 町	本 郷	自 流	東 星 興 業	○
小 計				
西 白 河 郡 西 郷 村	真 船	自 流	東 北 電 力	○
小 計				
東 白 川 郡 塙 町	雨 谷	自 流	東 北 電 力	○
	川 上	〃	〃	○
小 計				
石 川 郡 古 殿 町	鮫 川	自 流	東 北 電 力	○
小 計				
双 葉 郡 檜 葉 町	木 戸 川 第 二	自 流	東 北 電 力	○
	木 戸 川 第 三	〃	〃	○
小 計				
双 葉 郡 川 内 村	木 戸 川 第 一	自 流	東 北 電 力	○
	木 戸 川 第 二	〃	〃	×
小 計				
双 葉 郡 浪 江 町	昼 曾 根	自 流	東 北 電 力	○
	高 瀬 川	〃	〃	○
小 計				
双 葉 郡 葛 尾 村	古 道 川	自 流	東 北 電 力	×
	高 瀬 川	〃	〃	×
小 計				
相 馬 郡 飯 舘 村	石 神	自 流	東 北 電 力	×
	真 野	〃	東 星 興 業	○
小 計				
福 島 県 合 計				

※ 平成22年3月31日現在。

ダ ム	調整貯水池	減水区間	最大出力(kW)	使用開始年月
○	○	○	94,000	昭和21年12月
×	○	×	75,000	昭和28年8月
○	○	×	460,000	昭和57年5月
			629,000	
○	○	×	78,000	昭和29年8月
○	○	×	63,900	昭和29年3月
×	○	×	94,000	昭和21年12月
×	×	×	19,400	昭和13年10月
×	○	×	460,000	昭和57年5月
○	○	×	92,000	昭和36年12月
			807,300	
×	×	○	2,100	昭和32年1月
			2,100	
×	×	○	999	昭和2年5月
			999	
×	×	○	520	大正12年1月
×	×	○	800	大正3年2月
			1,320	
×	×	○	2,600	昭和15年12月
			2,600	
×	×	○	14,300	昭和11年11月
×	×	○	1,000	昭和14年6月
			15,300	
×	×	○	2,570	大正13年12月
×	×	○	14,300	昭和11年11月
			16,870	
×	×	○	500	大正2年6月
×	×	○	5,800	大正15年6月
			6,300	
×	×	○	2,490	昭和15年3月
×	×	○	5,800	昭和15年6月
			8,290	
×	×	○	8,700	昭和19年11月
×	×	×	1,100	平成4年4月
			9,800	
			6,042,950	

2 水力発電施設周辺地域交付金市町村別年度別交付実績（昭和56年度～平成21年度）（単位：円）

市町村名（旧町村名）	S56～H16	17	18	19	20	21	合計
福島市	360,273,899	17,207,000	17,207,000	20,293,000	20,293,000	21,600,000	456,873,899
（福島市）	250,300,899	11,962,000	11,962,000	15,048,000	20,293,000	21,600,000	331,165,899
（飯野町）	109,973,000	5,245,000	5,245,000	5,245,000			125,708,000
会津若松市	612,332,500	29,966,000	31,127,000	31,127,000	31,127,000	37,500,000	773,179,500
（会津若松市）	103,480,500						103,480,500
（河東町）	508,852,000						508,852,000
郡山市	94,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	117,000,000
いわき市	263,062,000	12,547,000	12,547,000	3,429,000	12,547,000	12,400,000	316,532,000
喜多方市	1,029,800,075	56,969,500	56,958,000	57,019,000	58,500,000	59,300,000	1,318,546,575
（喜多方市）	92,875,800						92,875,800
（塩川町）	94,500,000						94,500,000
（山都町）	94,334,000						94,334,000
（高郷村）	748,090,275						748,090,275
二本松市	295,973,000	14,245,000	14,245,000	14,245,000	14,245,000	14,700,000	367,653,000
（安達町）	109,973,000						109,973,000
（岩代町）	91,500,000						91,500,000
（東和町）	94,500,000						94,500,000
田村市（都路村）	93,799,670	4,500,000	4,500,000	978,000	4,500,000	4,500,000	112,777,670
南相馬市（原町市）	94,410,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	116,910,000
天栄村	94,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	117,000,000
下郷町	118,579,000	28,579,000	28,579,000	28,579,000	28,579,000	26,400,000	259,295,000
檜枝岐村	733,473,225	36,317,000	36,317,000	36,317,000	36,317,000	38,100,000	916,841,225
只見町	914,940,000	45,000,000	45,000,000	45,000,000	44,948,000	50,000,000	1,144,888,000
南会津町（伊南村）	85,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	108,000,000
北塩原村	95,740,000	4,566,000	4,566,000	4,566,000	4,566,000	5,000,000	119,004,000
西会津町	618,919,550	30,862,000	30,862,000	30,862,000	33,752,000	32,000,000	777,257,550
磐梯町	222,123,000	10,594,000	10,594,000	10,594,000	10,594,000	13,300,000	277,799,000
猪苗代町	261,152,000	12,413,000	12,413,000	12,179,350	12,413,000	14,300,000	324,870,350
会津坂下町	338,609,000	17,126,000	17,126,000	17,126,000	17,126,000	18,400,000	425,513,000
柳津町	456,591,000	21,777,000	21,679,150	21,777,000	21,777,000	24,500,000	568,101,150
三島町	635,183,900	33,647,000	33,647,000	33,647,000	33,647,000	35,200,000	804,971,900
金山町	939,112,950	45,000,000	45,000,000	45,000,000	45,000,000	50,000,000	1,169,112,950
会津美里町（会津本郷町）	94,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	117,000,000
西郷村	94,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	117,000,000
塙町	94,370,100	4,282,150	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	116,652,250
古殿町	94,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	117,000,000
榎葉町	94,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	117,000,000
川内村	92,862,600	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,309,000	4,500,000	115,171,600
浪江町	93,487,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	115,987,000
葛尾村	94,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	117,000,000
飯館村	94,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	117,000,000
市町村計	9,206,294,469	479,597,650	480,867,150	471,238,350	488,240,000	515,700,000	11,641,937,619

VI 原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分

(平成15年10月電源立地地域対策交付金に統合)

(1) 交付対象者

原子力発電施設等の所在市町村。

(2) 交付限度額

以下の①から⑧までの合計額。

① 原子力発電施設等の設備能力の区分に応じ、交付単価表1に掲げる金額。

表1

設備出力	交付単価
100万kW未満	1.0億円
100万kW～200万kW	2.0億円
200万kW～300万kW	3.0億円
300万kW～400万kW	4.0億円
以下100万kW当たり1.0億円増	

② 運転開始後15年以上経過する原子力発電施設等については、その設備能力の区分に応じ、交付単価表2に掲げる金額。

表2

設備出力	交付単価
100万kW未満	0.5億円
100万kW～200万kW	1.0億円
200万kW～300万kW	1.5億円
300万kW～400万kW	2.0億円
以下100万kW当たり0.5億円増	

③ 運転開始後30年以上経過する原子力発電施設等については、その設備能力の区分に応じ、交付単価表3に掲げる金額（商用原子力発電施設及び独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置する試験研究炉は2倍）。

表3

設備出力	交付単価
0～100万kW	0.5億円
100万kW～200万kW	0.75億円
200万kW～300万kW	0.875億円
300万kW～400万kW	0.9375億円
以下100万kW毎に額を設定	

④ 前々会計年度における発電電力量の区分に応じ、交付単価表4に掲げる金額。

表4

発電電力量	交付単価
0～100万MWh	0.1億円
100万MWh～200万MWh	0.2億円
200万MWh～300万MWh	0.3億円
300万MWh～400万MWh	0.4億円
以下100万MWh当たり0.1億円増	

- ⑤ 運転開始後15年以上経過する原子力発電施設等については、その発電電力量の区分に応じ、交付単価表5に掲げる金額。

表5

発電電力量	交付単価
0～100万MWh	0.05億円
100万MWh～200万MWh	0.1億円
200万MWh～300万MWh	0.15億円
300万MWh～400万MWh	0.2億円
以下100万MWh当たり0.05億円増	

- ⑥ 運転開始後30年以上経過する原子力発電施設等については、その発電電力量の区分に応じ、交付単価表6に掲げる金額（商用原子力発電施設及び独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置する試験研究炉は2倍）

表6

発電電力量	交付単価
0～100万MWh	0.06640億円
100万MWh～200万MWh	0.12728億円
200万MWh～300万MWh	0.18312億円
300万MWh～400万MWh	0.23431億円
以下100万MWh毎に額を設定	

- ⑦ 運転開始後40年を経過する原子力発電施設等（商用原子力発電施設及び独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置する施設（深地層研究施設を除く））については、運転開始後40年を経過する年度に一定額を交付。

表7

対象施設・年度	交付単価
当該原子力発電施設等が運転開始後40年を経過する年度	1.0億円

- ⑧ 原子力発電施設のサイト内における使用済燃料の貯蔵量に応じて一定額を交付。

表8

貯蔵量	交付単価（1トン当たり）
原子力発電施設のサイト内の貯蔵設備において、1.48炉心分を超えて貯蔵されている使用済燃料の量	40万円

第4編

石油貯蔵施設立地対策等交付金

石油貯蔵施設立地対策等交付金

制度の概要

この交付金は、石油貯蔵施設の設置の円滑化に資するため、石油貯蔵施設が新增設される、あるいは既に設置されている周辺地域における住民の福祉の向上を図るため、石油貯蔵施設の設置に伴って整備することが必要と認められる公共用施設の整備を目的とするものです。

交付限度額は、当該市町村に存する石油貯蔵施設（新增設にあつては、一基当たり石油6万kl以上、LPG3万t以上、既設にあつては、一市町村当たり石油、LPG合計量10万kl以上）の貯蔵量に応じ、交付規則に定められた単価と係数を乗じた額となっています。

(1) 交付対象施設

①道路 ②港湾 ③漁港 ④都市公園 ⑤水道 ⑥スポーツ又はレクリエーションに関する施設 ⑦通信施設 ⑧環境衛生施設 ⑨教育文化施設 ⑩医療施設 ⑪社会福祉施設 ⑫国土保全施設 ⑬消防に関する施設 ⑭農林水産業に係る共同利用施設 ⑮商工業その他の産業（農林水産業を除く）に係る共同利用施設

(2) 交付対象団体

県	立地市町	周辺市町村
福島県	いわき市	田村市（旧滝根町）、鮫川村、平田村、古殿町、小野町、広野町、楢葉町、川内村
	広野町	いわき市、楢葉町

(3) 平成21年度交付実績

1. 石油貯蔵施設の貯蔵量（交付金算定の基礎）

(1) 既設に係る貯蔵量のうち規則第4条第2項によるもの（21.3.31現在）

いわき市立地分 1,739,556.89kl

広野町立地分 449,496.00kl

2. 交付金交付限度額

(1) 既設（規則第4条第2項）

いわき市立地分 85,140千円 {(173万kl×0.330) + 28.05百万円=85,140千円}

広野町立地分 33,330千円 {(44万kl×0.495) + 11.55百万円=33,330千円}

3. 交付実績（本県分のみ）

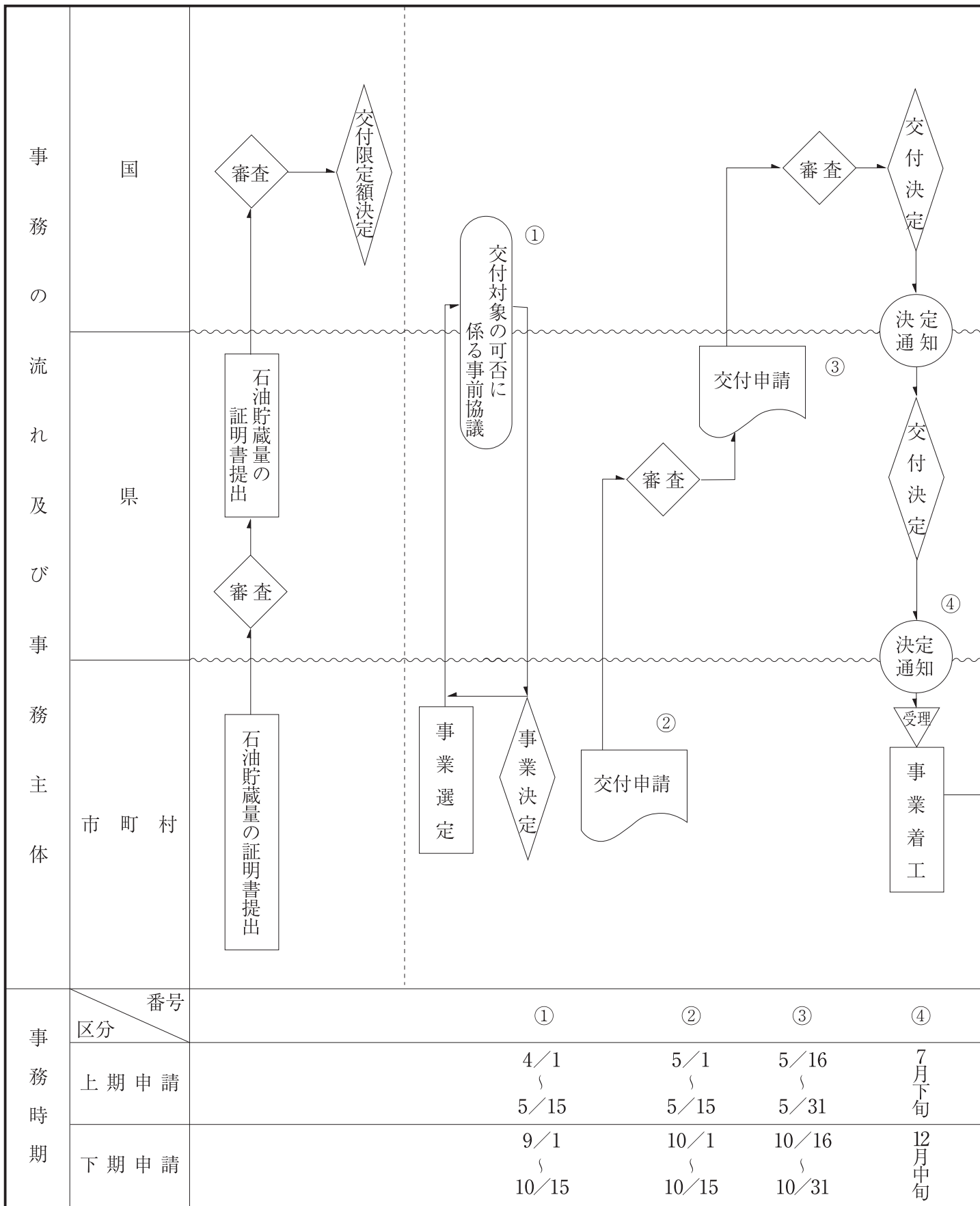
(1) 既設（規則第4条第2項） 116,105千円

I 石油貯蔵施設立地対策等交付金交付実績

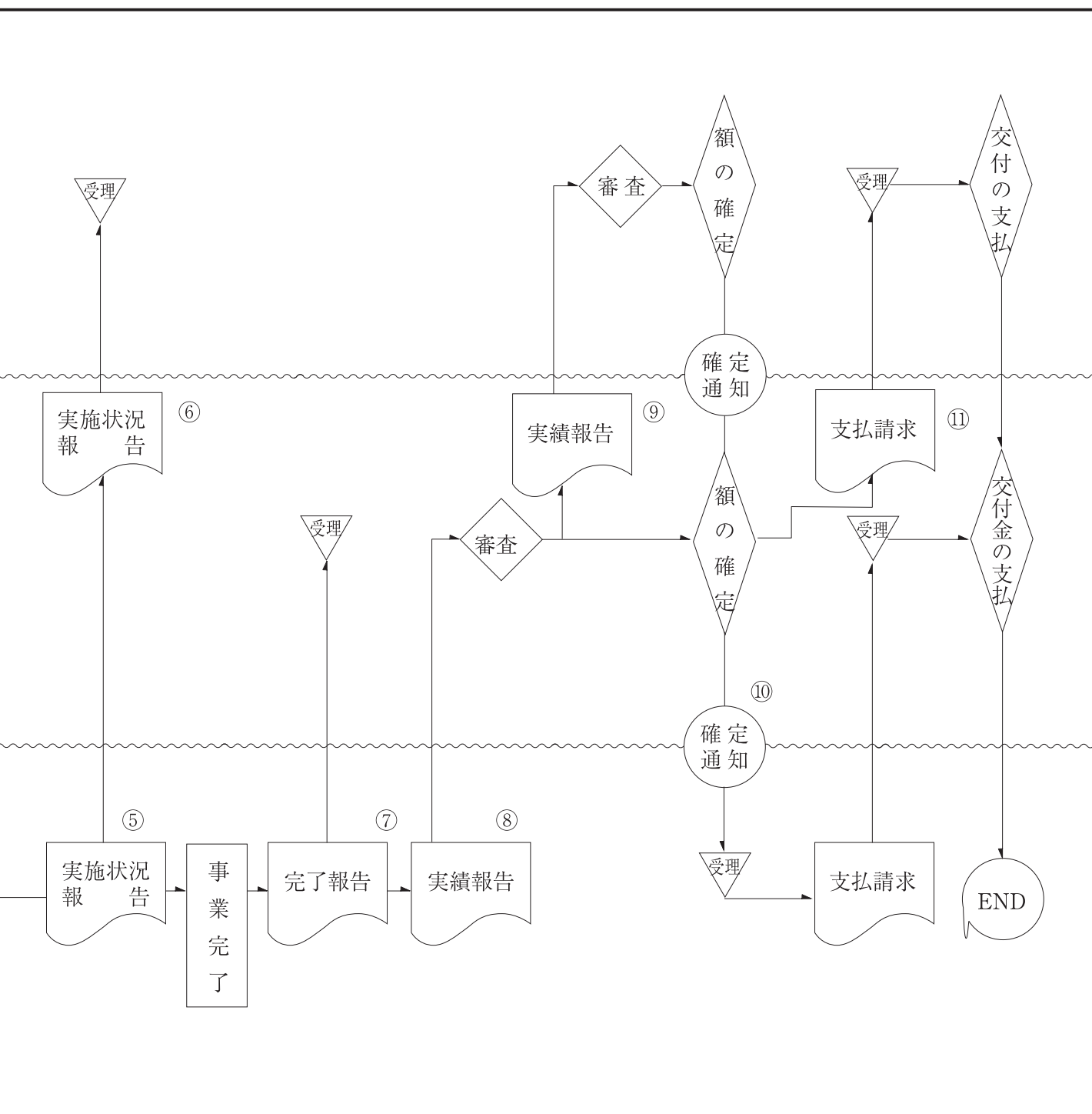
(単位：千円)

市町村等		年 度						合 計
		S56～H16	17	18	19	20	21	
立 地	いわき市	1,454,117	41,698	39,270	59,370	59,374	59,599	1,713,428
	広野町	32,000	0	0	1,334	23,332	23,332	79,998
	小 計	1,486,117	41,698	39,270	60,704	82,706	82,931	1,793,426
周 辺	いわき市	0	0	0	0	4,999	4,999	9,998
	田村市 (旧滝根町)	35,464	2,316	1,994	2,994	2,885	2,897	48,550
	鮫川村	35,464	2,316	1,994	2,994	2,885	2,897	48,550
	平田村	35,465	2,316	1,994	2,994	2,885	2,897	48,551
	古殿町	35,465	2,316	1,994	2,994	2,885	2,897	48,551
	小野町	35,464	2,316	1,994	2,994	2,885	2,897	48,550
	広野町	33,565	0	1,208	0	2,885	2,897	40,555
	楢葉町	35,465	2,316	1,994	12,993	7,690	7,896	68,354
	川内村	35,454	2,316	1,994	2,994	2,885	2,897	48,540
	小 計	281,806	16,212	15,166	30,957	32,884	33,174	410,199
市 町 村 計		1,767,923	57,910	54,436	91,661	115,590	116,105	2,203,625
県 事 業		497,612	0	0	0	0	0	497,612
事 業 計		2,265,535	57,910	54,436	91,661	115,590	116,105	2,701,237
事務交付金		5,686	61	39	44	48	9	5,887
合 計		2,271,221	57,971	54,475	91,705	115,638	116,114	2,707,124

Ⅱ 石油貯蔵施設立地対策等交付金事務フロー



事務時期	区分	番号			
		①	②	③	④
上期申請		4/1 ∩ 5/15	5/1 ∩ 5/15	5/16 ∩ 5/31	7月下旬
	下期申請	9/1 ∩ 10/15	10/1 ∩ 10/15	10/16 ∩ 10/31	



⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
必要の度	必要の度	完了後速やかに	完了の20日後か 会計年度の3/31 完了の日の属する 完了の20日後か	翌会計年度の4/10 完了一ヶ月後か のいずれか早い日	確定通知受理後	確定通知受理後
—	—					

第 5 編
關 係 資 料 等

電源立地地域対策交付金交付規則

制 定	平成 十六年 二月 六日	文部科学省・経済産業省告示第 二号
一部改正	平成 十六年十二月 十日	文部科学省・経済産業省告示第 七号
一部改正	平成 十七年 三月 一日	文部科学省・経済産業省告示第 一号
一部改正	平成 十七年 九月二十七日	文部科学省・経済産業省告示第 五号
一部改正	平成 十七年十二月二十二日	文部科学省・経済産業省告示第 七号
一部改正	平成 十八年 九月二十五日	文部科学省・経済産業省告示第 五号
一部改正	平成 十八年 十月 六日	文部科学省・経済産業省告示第 六号
全部改正	平成 十九年 三月三十一日	文部科学省・経済産業省告示第 二号
一部改正	平成 十九年十二月 十四日	文部科学省・経済産業省告示第 九号
一部改正	平成 二十年 三月三十一日	文部科学省・経済産業省告示第 一号
一部改正	平成 二十年 六月二十七日	文部科学省・経済産業省告示第 三号
一部改正	平成 二十年 七月三十一日	文部科学省・経済産業省告示第 五号
一部改正	平成 二十年十二月 一日	文部科学省・経済産業省告示第十一号
一部改正	平成二十一年 三月三十一日	文部科学省・経済産業省告示第 一号
一部改正	平成二十一年 九月 十四日	文部科学省・経済産業省告示第 三号
一部改正	平成二十二年 一月 八日	文部科学省・経済産業省告示第 一号
一部改正	平成二十二年 三月三十一日	文部科学省・経済産業省告示第 三号
一部改正	平成二十二年 九月 十三日	文部科学省・経済産業省告示第 五号

発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）第八条第三項並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第七条並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の規定を実施するため、電源立地地域対策交付金交付規則（平成十六年文部科学省・経済産業省告示第二号）の全部を改正する規則を次のように定めたので告示する。

（通則）

第一条 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号。以下「特会法施行令」という。）第五十一条第一項第一号、第十五号及び第十六号に規定する交付金（同項第十五号に規定する交付金についてはリサイクル研究開発促進交付金交付規則（平成九年科学技術庁告示第十号）、原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則（平成十九年経済産業省告示第七号）、原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則（平成十九年経済産業省告示第八号）、核燃料サイクル交付金交付規則（平成十九年経済産業省告示第九号）及び高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金交付規則（平成二十年文部科学省告示第三百三十四号）により交付される交付金を除く。以下「交付金」という。）の交付については、発電用施設

周辺地域整備法（以下「整備法」という。）及び発電用施設周辺地域整備法施行令（以下「整備法施行令」という。）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令によるほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第二条 この規則において使用する用語は、整備法及び整備法施行令並びに特会法施行令において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 発電用施設等 原子力発電供用施設並びに電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号。以下「電事法」という。）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者（以下「一般電気事業者」という。）、同項第四号に規定する卸電気事業者（以下「卸電気事業者」という。）、同項第八号に規定する特定規模電気事業者（以下「特定規模電気事業者」という。）及び同項第十二号に規定する卸供給事業者をいう。以下同じ。）が設置する地熱発電施設、火力発電施設及び水力発電施設
- 二 原子力発電密接関連施設 整備法施行令第三条各号に掲げる施設
- 三 原子力発電供用施設 原子力発電施設及び原子力発電密接関連施設
- 四 換算出力 原子力発電密接関連施設の出力に相当するものであって、別表第一の原子力発電供用施設の種類の欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の出力の欄に掲げる数
- 五 事業所 一又は二以上の原子力発電供用施設の設置の用に供される一の団地
- 六 大規模電源地域地点 同一都道府県内における既存の原子力発電供用施設の出力（換算出力を含む。以下この号において同じ。）の合計が一千万キロワットを超える都道府県内において、出力が三百万キロワットを超える原子力発電供用施設を新設し、又は増設する計画がある地点
- 七 重要電源開発地点 重要電源開発地点の指定に関する規程（平成十七年経済産業省告示第三十一号）により指定される地点
- 八 重要電源促進地点 「電源開発に係る地点の指定について」（平成十六年九月十日閣議了解）を踏まえ、電源開発の円滑な推進を図るために、資源エネルギー庁長官が指定する地点
- 九 所在市町村 発電用施設等が設置され、又は設置が見込まれる地点をその区域内に含む市町村
- 十 隣接市町村 所在市町村に隣接する市町村であって、発電用施設等の設置及び運転の円滑化に資するものとして、次条各号に掲げる措置が必要と認められる市町村
- 十一 隣々接市町村 隣接市町村に隣接する市町村（所在市町村を除く。）であって、発電用施設等の設置及び運転の円滑化に資するものとして、次条各号に掲げる措置が特に必要と認められる市町村
- 十二 発電用施設等所在等市町村 所在市町村、隣接市町村又は隣々接市町村
- 十三 原子力発電供用施設所在市町村 原子力発電供用施設が設置され、又は設置が見込まれる地点をその区域内に含む市町村
- 十四 原子力発電供用施設隣接市町村 原子力発電供用施設所在市町村に隣接する市町村であって、原子力発電供用施設の設置及び運転の円滑化に資するものとして次条各号に掲げる措置が必要と認められる市町村
- 十五 原子力発電供用施設隣々接市町村 原子力発電供用施設隣接市町村に隣接する市町村（原子力発電供用施設所在市町村は除く。）であって、原子力発電供用施設の設置及び運転の円滑化に資するものとして、次条各号に掲げる措置が特に必要と認められる市町村
- 十六 原子力発電供用施設所在等市町村 原子力発電供用施設所在市町村、原子力発電供用施設隣接市町

村又は原子力発電供用施設隣々接市町村

十七 水力発電施設周辺市町村 対象水力発電施設（使用が開始された日から第十四条の規定により第十一条に基づく交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度（以下この号において「申請年度」という。）の前会計年度の末日までの期間が十五年を超える水力発電施設をいう。以下同じ。）がその区域内において設置されている市町村、これに隣接する市町村又は当該隣接する市町村に隣接する市町村であって、次のイ及びロに該当する市町村

イ 申請年度において、その区域に含まれる特定区分施設等（別表第二に掲げるものをいう。以下同じ。）であって対象水力発電施設に係るものの評価出力（別表第三の上欄に掲げる特定区分施設等の設置の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる出力をいう。以下第十一条及び別表第三において同じ。）の合計が千キロワット以上である市町村

ロ 申請年度において、その区域に含まれる特定区分施設等であって対象水力発電施設に係るものの基準発電電力量（別表第三の上欄に掲げる特定区分施設等の設置の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる電力量をいう。以下第十一条及び別表第三において同じ。）の合計が五百万キロワット時以上である市町村

十八 所在都道府県 所在市町村をその区域に含む都道府県

十九 原子力発電供用施設所在等都道府県 原子力発電供用施設所在等市町村をその区域に含む都道府県（交付の対象）

第三条 主務大臣は、必要と認める場合は、予算の範囲内において、発電用施設等所在等市町村若しくは当該市町村をその区域内に含む都道府県又は整備法施行令第八条第二項に掲げる者に対し、次の各号に掲げる措置の区分ごとに行う事業に要する経費（水力発電施設周辺市町村が行う措置の区分ごとに行う事業に要する経費について水力発電施設周辺市町村をその区域に含む都道府県が行う第十一条に規定する交付限度額に係る交付金の交付に要する経費を含む。）の全部又は一部に充てるための交付金を交付するものとする。なお、当該交付金の交付の対象となる事業のうちその経費の全部又は一部に交付金が充てられる事業の一部に、収益が生ずる可能性があると認められる事業が含まれる場合には、交付の目的に照らして適当と認められる場合に限り交付金を交付するものとする。

一 地域振興計画作成等措置（地域の振興に関する計画の作成又は発電用施設等の設置及び運転の円滑化に資する知識の普及等に係る措置をいう。以下同じ。）

二 発電用施設温排水有効利用措置（原子力発電施設、地熱発電施設又は火力発電施設から排出される温水の有効な利用方法の実施に関する調査に係る措置をいう。以下同じ。）

三 発電用施設温排水有効利用実証調査等措置（原子力発電施設、地熱発電施設又は火力発電施設から排出される温水の有効な利用に関する実証調査、研修、広報、試験研究の実施又は計画の策定に係る措置をいう。以下同じ。）

四 発電用施設温排水影響事業支援措置（原子力発電施設、地熱発電施設又は火力発電施設の設置が見込まれる地点の周辺地域において行われる種苗生産、飼料供給、研修、試験研究その他の温排水の影響を受ける事業に係る支援措置をいう。以下同じ。）

五 発電用施設温排水等有効利用施設整備等措置（原子力発電施設、地熱発電施設若しくは火力発電施設から排出される温水若しくは蒸気の有効な利用を行うための施設の整備又は運営に係る措置（当該措置のために行う温水又は蒸気の有効な利用に関する調査、試験研究の実施又は計画の策定に係る措置を

む。)をいう。以下同じ。)

六 公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置

七 企業導入・産業活性化措置（発電用施設等所在等市町村の住民が通常通勤することができる地域（当該市町村をその区域に含む都道府県の区域内のものに限る。以下「事業地域」という。）への企業の導入の促進のための事業、地域の産業の近代化及び活性化のための事業、地域の産業関連技術の振興のための事業、事業地域に立地する企業に対する設備（土地及び建物を含む。）の取得等に要する費用に充てるための資金の貸付に係る事業その他これらに準ずる措置をいう。以下同じ。)

八 福祉対策措置（医療施設、社会福祉施設、教育文化施設又はスポーツ・レクリエーション施設の整備又は運営その他の住民の福祉の向上を図るための措置をいう。以下同じ。)

九 地域活性化措置（地域特有の産品等の開発及び普及その他地域の産業振興に資する事業、地域の特性を活用して当該地域の魅力を向上する事業、地域における福祉サービスを提供する事業、地域の自然環境等の維持・保全及び向上を図る事業、地域住民の生活利便性向上に資する事業並びに地域の人材育成に資する措置（前二号に掲げる措置に係るものを除く。）をいう。以下同じ。)

十 給付金交付助成措置（原子力発電供用施設所在等市町村において一般電気事業者又は特定規模電気事業者から電気の供給を受けている者に対する給付金（以下「原子力立地給付金」という。）の交付（以下「原子力立地給付金交付事業」という。）を行う者（原子力発電供用施設の設置及び運転の円滑化に資する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人に限る。）に対し原子力発電供用施設所在等都道府県が行う原子力立地給付金交付事業に要する費用に充てるための補助金の交付に係る措置をいう。以下同じ。)

十一 給付金加算等措置（原子力立地給付金の加算又は発電用施設等所在等市町村において一般電気事業者又は特定規模電気事業者から電気の供給を受けている者に対する給付金の交付に係る措置をいう。以下同じ。)

2 事業ごとの対象経費（以下「交付対象経費」という。）は、以下のとおりとする。

一 事業費

- (1) 工事費
- (2) 用地費及び補償費
- (3) 調査設計費
- (4) 設備費
- (5) 調査費、広報費及び研修費
- (6) 維持運営費
- (7) 事業運営費
- (8) 附帯雑費
- (9) 一般事務費

二 補助金

- (1) 補助金
- (2) 一般事務費

三 出資金

- (1) 出資金

(2) 一般事務費

四 貸付金

(1) 貸付金

(2) 一般事務費

五 基金造成費（三号に掲げるものを除く。）

(1) 事業運営基金

(2) 施設整備基金

(3) 維持補修基金

(4) 維持運営基金

(5) 一般事務費

六 給付金事業助成費

(1) 原子力立地給付金助成費

(2) 給付金加算等助成費

(3) 一般事務費

（交付金の算定期間、交付期間及び交付限度額）

第四条 発電用施設等所在等市町村若しくは当該市町村をその区域内に含む都道府県又は整備法施行令第八条第二項に掲げる者が行う前条各号に掲げる措置に要する経費に充てるために交付することができる交付金の算定期間若しくは交付期間は、次条から第十二条までに定める期間とし、交付金の交付限度総額は、次条から第十二条までに定める交付限度額の合計額とする。

第五条 発電の用に供する施設の設置が見込まれる一の地点に対して交付することができる毎会計年度の交付金（以下この条において単に「交付金」という。）の交付限度額は、次の表の施設の欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の期間の欄に掲げる期間において、同表の措置の欄に掲げる措置に要する費用に充てるときは、同表の金額の欄に掲げる金額とする。

施設	期間	措置	金額
原子力発電施設（出力三十五万キロワット以上のものに限る。ただし、特定重要電源開発地点（重要電源開発地点であって、重要電源開発地点の指定に関する規程附則第二条第一項の規定に基づき指定される地点を除くものをいう。以下同じ。）又は重要電源促進地点	A	第三条第一号から第三号まで及び第九号（特に必要と認められる場合は、第一号から第十一号まで）	毎会計年度一億四千万円。（特に必要と認められる場合は、毎会計年度二億円を限度として加算することができる。ただし、当該加算した金額を合計した金額が五億円を超えないものとする。）
	B	第三条第一号から第十一号まで	毎会計年度九億八千万円。（大規模電源地域地点においては十二億三千万円）（特に必要と認められる場合は、毎会計年度十億円を限度として加算することができる。）ただし、毎会計年度の交付金の交付額を合計した金額が五十一億五千万円（大規模電源地域地点においては六十億円）（期間Aにおいて特に必要と認められて交付金の加算を行った場合には、これらの金額から当該加算した金額を合計した金額を減じた金

にあつてはこの限りでない。)			額) を超えないものとし、十二億円は重要電源開発地点に指定された後に交付するものとする。
	C		毎会計年度八千万円。
地熱発電施設（出力三十五万キロワット以上のものに限る。ただし、特定重要電源開発地点又は重要電源促進地点にあつてはこの限りでない。)	A	第三条第一号及び第九号（特に必要と認められる場合は、第一号及び第六号から第十一号まで）	毎会計年度五千万円。
	D	第三条第一号及び第六号から第十一号まで	毎会計年度五千万円。（重要電源開発地点又は重要電源促進地点にあつては、毎会計年度二億五千万円。ただし、毎会計年度の交付金の交付額を合計した金額が六億五千万円を超えないものとする。）
	E	第三条第一号及び第六号から第十一号まで	毎会計年度五千万円。
火力発電施設（沖縄県の区域に設置を予定している出力三十五万キロワット以上のものに限る。ただし、特定重要電源開発地点又は重要電源促進地点にあつてはこの限りでない。)	A	第三条第一号から第三号まで及び第九号（特に必要と認められる場合は、第一号から第三号まで及び第六号から第十一号まで）	毎会計年度五千万円。
	D	第三条第一号から第三号まで及び第六号から第十一号まで	毎会計年度五千万円。（重要電源開発地点又は重要電源促進地点であつて石炭を主たる燃料とするものについては、毎会計年度二億五千万円。ただし、毎会計年度の交付金の交付額を合計した金額が六億五千万円を超えないものとする。重要電源開発地点又は重要電源促進地点であつて液化天然ガスを主たる燃料とするものについては、毎会計年度二億円。ただし、毎会計年度の交付金の交付額を合計した金額が五億五千万円を超えないものとする。）
	E		毎会計年度五千万円。
水力発電施設（出力三十五万キロワット以上のものに限る。ただし、特定重要電源開発地点又は重要電源促進地点にあつてはこの限りでない。)	A	第三条第一号及び第九号（特に必要と認められる場合は、第一号及び第六号から第十一号まで）	毎会計年度四千万円。
	D	第三条第一号及び第六号から第十一号まで	毎会計年度四千万円。（重要電源開発地点又は重要電源促進地点にあつては、毎会計年度一億四千万円。ただし、毎会計年度の交付金の交付額を合計した金額が四億円を超えないものとする。）
	E		毎会計年度四千万円。

混合酸化物燃料の加工施設（整備法施行令第三条第八号に掲げる施設をいう。以下同じ。）	F	第三条第一号及び第九号（特に必要と認められる場合は、第一号及び第六号から第十一号まで）	毎会計年度一億四千万円。
	G	第三条第一号及び第六号から第十一号まで	毎会計年度九億八千万円。
使用済燃料の貯蔵施設	H	第三条第一号及び第九号（特に必要と認められる場合は、第一号及び第六号から第十一号まで）	毎会計年度一億四千万円。（特に必要と認められる場合は、毎会計年度二億円を限度として加算することができる。ただし、当該加算した金額を合計した金額が五億円を超えないものとする。）
	I	第三条第一号及び第六号から第十一号まで	毎会計年度九億八千万円。（ただし、期間Hにおいて特に必要と認められて交付金の加算を行った場合には、当該加算した金額を合計した金額と毎会計年度の交付金の交付額を合計した金額との合計額が十九億六千万円を超えないものとする。）
廃棄施設（核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）第一条の二第二項第三号に規定する余裕深度処分（特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第一百七号。以下「最終処分法」という。）第二条第二項に規定する最終処分及び最終処分と同一の処分を除く。）を行う施設をいう。）	J	第三条第一号及び第九号（特に必要と認められる場合は、第一号及び第六号から第十一号まで）	毎会計年度一億四千万円。
	K	第三条第一号及び第六号から第十一号まで	毎会計年度九億八千万円。
特定放射性廃棄物の最終処分施設（整備法施行令第三条第十三号に掲げる施設をいう。）	L	第三条第一号及び第九号（特に必要と認められる場合は、第一号及び第六号から第十一号まで）	毎会計年度二億一千万円。ただし、最終処分法第二条第九項に掲げる第二種特定放射性廃棄物のみを対象として文献調査を実施した場合は、毎会計年度一億四千万円。（平成二十二年度までに文献調査（最終処分法

以下同じ。)			第二条第九項に掲げる第二種特定放射性廃棄物のみを対象としたものを除く。)が開始された場合に限り毎会計年度十億円。ただし、期間Lの交付金の交付額を合計した金額が二十億円を超えないものとする。)
	M	第三条第一号及び第六号から第十一号まで	毎会計年度二十億円。ただし、最終処分法第二条第九項に掲げる第二種特定放射性廃棄物のみを対象として概要調査を実施した場合は、毎会計年度九億八千万円。(期間Lと重複する会計年度においては、期間Lの交付金の交付額を減じた金額)ただし、期間Mの交付金の交付額を合計した金額(期間Lと重複している場合、期間Lのものとして交付される金額を除く。)が七十億円(最終処分法第二条第九項に掲げる第二種特定放射性廃棄物のみを対象として概要調査を実施した場合は、三十四億三千万円)を超えないものとする。
深地層研究施設(整備法施行令第三条第十四号に掲げる施設をいう。以下同じ。)	N	第三条第一号及び第九号(特に必要と認められる場合は、第一号及び第六号から第十一号まで)	毎会計年度八千万円。

(備考)

- 一 Aは、一般電気事業者等(一般電気事業者及び卸電気事業者をいう。以下同じ。)が立地可能性調査(地質、気象、海象の調査その他の発電用施設等の立地地点を定めるための調査をいう。以下同じ。)を開始した日の属する会計年度の翌年度から当該一般電気事業者等が環境影響評価を開始した日(電事法第四十六条の五の規定により環境影響評価法(平成九年法律第八十一号。以下「評価法」という。)第五条第一項に規定する環境影響評価方法書を経済産業大臣に届け出た日をいう。)の属する会計年度までの期間(ただし、所在都道府県の知事が原子力発電施設の設置に係る意見を留保し、かつ、環境影響評価の開始に係る同意を行う旨を公文書等において明示したときは、発電用施設等の設置の円滑化に資するために特に必要と認められる場合に限り、電事法第四十六条の十九の規定により読み替えて適用される評価法第二十七条に規定する評価書の縦覧期間が満了した日の属する会計年度までの期間)
- 二 Bは、Aの終期の翌年度から十年間
- 三 Cは、Bの終期の翌年度から原子力発電施設の使用が開始された日の属する会計年度までの期間
- 四 Dは、Aの終期の翌年度から五年間
- 五 Eは、Dの終期の翌年度から原子力発電施設の使用が開始された日の属する会計年度までの期間
- 六 Fは、混合酸化物燃料の加工施設の設置を行おうとする者が立地可能性調査を開始した日(過去に立地可能性調査と同等の調査を行っている場合にあっては、当該事業者が所在都道府県に立地の申入れを行った日)の属する会計年度から所在都道府県の知事が当該事業者に当該施設の設置に係る同意を行っ

た日の属する会計年度までの期間

七 Gは、Fの終期の翌年度から二年間

八 Hは、使用済燃料の貯蔵施設の設置を行おうとする者が立地可能性調査を開始した日の属する会計年度から所在都道府県の知事が当該事業者_ニに当該施設の設置に係る同意を行った日の属する会計年度までの期間

九 Iは、Hの終期の翌年度から二年間

十 Jは、廃棄施設の設置を行おうとする者が立地可能性調査を開始した日の属する会計年度から所在都道府県の知事が当該事業者_ニに当該施設の設置に係る同意を行った日の属する会計年度までの期間

十一 Kは、Jの終期の翌年度から二年間

十二 Lは、原子力発電環境整備機構が最終処分法第六条第一項に規定する文献調査を開始した日の属する会計年度から最終処分法第七条第一項に規定する概要調査を開始した日の属する会計年度までの期間

十三 Mは、原子力発電環境整備機構が最終処分法第七条第一項に規定する概要調査を開始した日の属する会計年度から最終処分法第八条第一項に規定する精密調査を開始した日の属する会計年度までの期間

十四 Nは、深地層研究施設に係る所在市町村が行う立地可能性調査の要請を受けて機構が立地可能性調査を開始した日又は機構が所在市町村に対して当該施設の設置若しくは立地可能性調査の申入れを行った日の属する会計年度から当該深地層研究施設の使用が開始された日の属する会計年度までの期間

第六条 原子力発電施設等が設置される地点が属する市町村の区域のうち一の市町村の区域に対して交付することができる交付金（以下この条において単に「交付金」という。）の交付限度額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 当該市町村の区域に一の原子力発電施設等の設置の工事が行われる場合 イの算式により算定した金額若しくはロの算式により算定した金額のいずれか低い金額にハの算式により算定した値を乗じて得た金額（以下この条において「出力等单位金額」という。）又はニの算式により算定した金額のいずれか低い金額（以下この条において「単位金額」という。）に七を乗じて得た金額

イ $a \times b$

aは、別表第一の原子力発電供用施設の種類の欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額

bは、別表第一の原子力発電供用施設の種類の欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の出力の欄に掲げる数

ロ 当該原子力発電施設等の予定建設費 $\times \frac{1.4}{100} \times \frac{1}{4}$

ハ $\frac{\text{当該原子力発電施設等のうち当該市町村に係る部分の予定建設費}}{\text{当該原子力発電施設等の予定建設費}}$

ニ $\{(2.2 \times \alpha - \beta) (1 + \gamma)^n \times \frac{4}{3} + A \times \frac{1.4}{100}\} \times \frac{1}{4}$

α は、当該原子力発電施設等の設置の工事が開始される日が属する会計年度の前々会計年度（以下「基準会計年度」という。）における当該市町村の地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）

第十一条の規定により算定した基準財政需要額

β は、基準会計年度における当該市町村の地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額

γ は、地方交付税法第六条の二第二項に規定する普通交付税の総額の基準会計年度以前五年間の年平均伸び率

n は、九

A は、当該原子力発電施設等のうち当該市町村に係る部分の予定建設費（建物の建設に係るものに限る。）

二 当該市町村の区域に二以上の原子力発電施設等の設置の工事が併行して行われる場合 次のイからハまでに掲げる原子力発電施設等ごとに、それぞれイからハまでに定める金額の合計額

イ 当該市町村の区域に二以上の原子力発電施設等の設置の工事が併行して行われる場合であって、最初に設置の工事が開始されるもの（以下この条において「一号機」という。） 前号に定める金額

ロ 当該市町村の区域に二以上の原子力発電施設等の設置の工事が併行して行われる場合であって、二番目に設置の工事が開始されるもの（以下この条において「二号機」という。） 次の算式により算定した金額

$$(B - C) \times t_1 + D \times t_2$$

B は、一号機に係る出力等单位金額と二号機に係る出力等单位金額の合計額又は二号機について前号ニの算式により算定した金額（当該金額が一号機について前号ニの算式により算定した金額より小さいときは、一号機に係る当該金額）のいずれか低い金額

C は、一号機の単位金額

t_1 は、二号機の設置の工事が開始される日から一号機の設置の工事が終了する日（一号機の設置の工事が開始された日から終了する日までの期間が七年より長いときは、一号機の設置の工事が開始された日から七年を経過した日）までの期間を年を単位として表した数

D は、二号機の単位金額

t_2 は、七から t_1 を減じた数

ハ 当該市町村の区域に二以上の原子力発電施設等の設置の工事が併行して行われる場合であって、三番目以降に設置の工事が開始されるもの ロの算定方法に準じて算定した金額

2 原子力発電施設等が設置される地点が属する市町村の原子力発電供用施設隣接市町村及び原子力発電供用施設隣々接市町村の区域における交付金の交付限度額は、原子力発電施設等が設置される地点が属する市町村の区域における交付金の交付限度額と同額とする。

3 一の原子力発電施設等に係る交付金は、当該原子力発電施設等の設置の工事が開始される日が属する会計年度から当該原子力発電施設等の設置の工事が終了する日が属する会計年度の五年後の会計年度までの期間に交付するものとする。ただし、主務大臣がやむを得ないと認める事由により交付の対象となる事業が当該期間内に終了しないときは、二年に限り、当該期間を超えて交付金を交付することができる。

4 主務大臣は、原子力発電施設等の設置の円滑化に資するため特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、当該原子力発電施設等の関連施設の設置の工事が開始される日が属する会計年度以降であって、別に主務大臣が定める会計年度から交付金を交付することができる。

5 主務大臣は、第三項及び第四項に定める交付期間に交付する交付金について、交付期間の各年度に均等

に配分するよう努めなければならない。

6 市町村合併（地方自治法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第四号）第二条の施行の日（平成十四年三月三十一日）以降に二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴う市町村合併をいう。以下同じ。）により、原子力発電施設等が設置される地点が属する市町村の区域に変更があった場合であつて、市町村合併の日以前に当該区域内の原子力発電施設等の着工が確実となった場合にあっては、当該原子力発電施設等に係る交付金の交付限度額については、それぞれの合併前の市町村の区域を市町村とみなして前項までの規定を適用する。

第七条 整備法第二条に規定する地熱発電施設、火力発電施設及び水力発電施設（以下この条において「地熱発電施設等」という。）が設置される地点が属する市町村の区域のうち一の市町村の区域に対して交付することができる交付金（以下この条において単に「交付金」という。）の交付限度額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 当該市町村の区域に一の地熱発電施設等の設置の工事が行われる場合 イの算式により算定した金額若しくはロの算式により算定した金額のいずれか低い金額にハの算式により算定した値を乗じて得た金額（以下この条において「出力等单位金額」という。）又はニの算式により算定した金額のいずれか低い金額（以下この条において「単位金額」という。）に別表第四の上欄に掲げる地熱発電施設等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数を乗じて得た金額

イ $a \times b$

a は、別表第四の上欄に掲げる地熱発電施設等の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる金額。ただし、卸電気事業者及び卸供給事業者が設置する地熱発電施設等のうち当該地熱発電施設等において発電される電力量の一部を一般電気事業者以外の者に供給するために設置するもの、特定規模電気事業者が設置する地熱発電施設等並びに卸供給事業者が設置する地熱発電施設等のうち一般電気事業者が実施する入札（電事法第二十二条第五項の規定による公表があつたものに限る。）に応じ、て落札した供給条件により卸供給（同法第二条第一項第十一号に規定する卸供給をいう。）を行うために設置するもの（当該地熱発電施設等において発電される電力量の一部が一般電気事業者以外の者に供給される場合を除く。）にあっては、当該金額に三分の一を乗じて得た金額とする。

b は、当該地熱発電施設等の出力をキロワットを単位として表した数

ロ 当該地熱発電施設等の予定建設費 $\times \frac{1.4}{100} \times \frac{1}{4}$

ハ $\frac{\text{当該地熱発電施設等のうち当該市町村に係る部分の予定建設費}}{\text{当該地熱発電施設等の予定建設費}}$

ニ $\left\{ (2.2 \times \alpha - \beta) (1 + \gamma)^n \times \frac{4}{3} + A \times \frac{1.4}{100} \right\} \times \frac{1}{4}$

α 、 β 、 γ 及び A は、前条第一項第一号ニに定めるところによる。

n は、地熱発電施設及び火力発電施設である場合にあっては五（石炭を主たる燃料とするものである場合にあっては六）、水力発電施設である場合にあっては七

二 当該市町村の区域に二以上の地熱発電施設等の設置の工事が併行して行われる場合 次のイからハまでに掲げる地熱発電施設等ごとに、それぞれイからハまでに定める金額の合計額

イ 当該市町村の区域に二以上の地熱発電施設等の設置の工事が併行して行われる場合であって、最初に設置の工事が開始されるもの（以下この条において「一号機」という。） 前号に定める金額

ロ 当該市町村の区域に二以上の地熱発電施設等の設置の工事が併行して行われる場合であって、二番目に設置の工事が開始されるもの（以下この条において「二号機」という。） 次の算式により算定した金額

$$(B - C) \times t_1 + D \times t_2$$

B、C及びDは、前条第一項第二号ロに定めるところによる。

t₁は、二号機の設置の工事が開始される日から一号機の設置の工事が終了する日（その日が当該地熱発電施設等の設置の工事が開始される日からそれぞれ別表第四の上欄に掲げる地熱発電施設等の種類に応じ同表の下欄に掲げる数を年を単位として表した期間を経過した日（以下「係数経過日」という。）より遅い場合にあつては、一号機に係る係数経過日）又は二号機に係る係数経過日のいずれか早い日までの期間を年を単位として表した数

t₂は、二号機に係る別表第四の下欄に掲げる数からt₁を減じた数

ハ 三番目以降に設置の工事が開始されるもの ロの算定方法に準じて算定した金額

2 前項に定める金額が、次の各号に掲げる場合に応じそれぞれ当該各号に定める金額に満たない場合には、地熱発電施設等が設置される地点が属する市町村の区域のうち一の市町村の区域における交付金の交付限度額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める金額とする。

一 当該地点が一の市町村の区域に属する場合 五千五百万円（当該地点に属する地熱発電施設等の出力が五千キロワット未満である場合にあつては、四千万円）

二 当該地点が二又は三の市町村の区域に属する場合 四千万円（当該地点に属する地熱発電施設等の出力が五千キロワット未満である場合にあつては、二千五百万円）

三 当該地点が四以上の市町村の区域に属する場合 一億一千万円（当該地点に属する地熱発電施設等の出力が五千キロワット未満である場合にあつては、八千万円）を当該市町村の数で除して得た金額

3 前項の場合において、当該市町村の区域に二以上の地熱発電施設等の設置の工事が併行して行われる場合にあつては、地熱発電施設等が設置される地点が属する市町村の区域のうち一の市町村の区域における交付金の交付限度額は、一号機に係る金額について前項の規定を適用して得た金額とその他の地熱発電施設等に係る金額について、前項中「五千五百万円」とあるのは「四千四百万円」と、「四千万円」とあるのは「三千二百万円」と、「二千五百万円」とあるのは「二千万円」と、「一億一千万円」とあるのは「八千八百万円」と、「八千万円」とあるのは「六千四百万円」と読み替えて同項の規定を準用して得た金額の合計額とする。

4 地熱発電施設等（水力発電施設を除く。以下この項において同じ。）が設置される地点が属する市町村の隣接市町村及び隣々接市町村の区域における交付金の交付限度額は、地熱発電施設等が設置される地点が属する市町村の区域における交付金の交付限度額と同額とする。

5 一の地熱発電施設等に係る交付金は、当該地熱発電施設等の設置の工事が開始される日が属する会計年度から当該地熱発電施設等の設置の工事が終了する日が属する会計年度の五年後の会計年度までの期間に交付するものとする。ただし、主務大臣がやむを得ないと認める事由により交付の対象となる事業が当該

期間内に終了しないときは、二年に限り、当該期間を超えて交付金を交付することができる。

- 6 主務大臣は、地熱発電施設等の設置の円滑化に資するため特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、当該地熱発電施設等の関連施設の設置の工事が開始される日が属する会計年度以降であって、別に主務大臣が定める会計年度から交付金を交付することができる。
- 7 主務大臣は、第五項及び第六項に定める交付期間に交付する交付金について、交付期間の各年度に均等に配分するよう努めなければならない。
- 8 市町村合併により、地熱発電施設等が設置される地点が属する市町村の区域に変更があった場合であって、市町村合併の日以前に当該地熱発電施設等の着工が確実となった場合にあっては、当該区域内の地熱発電施設等に係る交付金の交付限度額については、それぞれの合併前の市町村の区域を市町村とみなして前項までの規定を適用する。

第八条 一の原子力発電供用施設所在等都道府県に対して交付することができる当該原子力発電供用施設所在等都道府県の区域に含まれる一の市町村に係る毎会計年度の交付金（以下この条において単に「交付金」という。）の交付限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる算式により算定した金額に十二を乗じて得た金額と当該金額のうち給付金交付助成措置に係る金額の三・五パーセントに当たる金額との合計額とする。

一 原子力発電供用施設所在市町村及び原子力発電供用施設隣接市町村のうちその区域内において、原子力発電供用施設所在市町村に設置され、又は設置が見込まれる原子力発電供用施設の利用に供する取水路又は放水路の設置が行われ、又は設置が見込まれる市町村（第四号、第八号及び第九号に掲げるものを除く。）

イ 当該市町村に係る措置が第三条第一号から第九号まで又は第十一号である場合

$$(A + B \times \frac{1}{2}) \times \alpha$$

Aは、交付年度の前会計年度の十月一日における当該市町村の区域内の電灯需要家（一般電気事業者から電灯需要に充てるため電気の供給を受けている者をいう。以下同じ。）の数とする。

Bは、交付年度の前会計年度の十月一日における当該市町村の区域内の電力需要家（一般電気事業者又は特定規模電気事業者から電力需要に充てるため電気の供給を受けている者をいう。以下同じ。）の契約電力をキロワットを単位として表した数の合計数とする。ただし、別表第六の下欄に掲げる金額（以下本条及び別表第六において「特別単価」という。）が適用される市町村にあっては、一電力需要家の契約電力の上限を五千キロワットとして合計額を算定するものとする。

α は、別表第五の上欄に掲げる当該市町村に係る事業所において設置が行われている原子力発電供用施設の毎年十月一日（以下この項において「基準日」という。）の属する月の前々月の末日における設備能力（原子力発電施設（機構が設置するものを除く。）にあっては施設の出力（整備法施行令第二条に定める規模以上のものに限る。）、機構が設置する原子力発電施設及び原子力発電密接関連施設にあっては別表第一の原子力発電供用施設の種類の欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の出力の欄に掲げる数をキロワットを単位として表した出力（機構が設置する原子力発電施設にあっては整備法施行令第二条に定める規模以上のものに限る。）をいう。以下同じ。）の合計出力の区分に応じ、それぞれ別表第五の下欄に掲げる金額とする。ただし、当該合計出力の中に昭和五十六年四月一日以降に設置の工事が開始された原子力発電供用施設（以下「昭和五十六年度以降設

置施設」という。)に係るものが含まれる場合にあつては、当該金額に(1)の算式により算定して得た数を、平成四年四月一日以降に設置の工事が開始された原子力発電供用施設（以下「平成四年度以降設置施設」という。）に係るものが含まれる場合にあつては当該金額に(2)の算式により算定して得た数をそれぞれ乗じて得た金額とする。また、当該合計出力の中に平成五年四月一日以降二十一年間に設置の工事が開始された原子力発電供用施設（以下「平成五年度以降設置施設」という。）に係るものが含まれる場合にあつては、当該施設の設置の工事が開始された日の属する年度（ただし、平成五年度以降設置施設の設置の工事の開始が当該年度の基準日の属する月の前々月の末日の翌日以降に行われる場合にあつては、設置の工事が行われる日の属する年度の翌年度（大型再処理施設にあつては、当該施設の設置の工事が開始された日の属する年度の翌年度）とし、別表第六において、「特別単価適用開始年度」という。）から、特別単価とする（大型再処理施設にあつては、特別単価のほか、特別単価適用開始年度から三年間に限り、大規模工業開発基地への企業の導入のための措置に要する費用に充てるための単価を六百円とする。）。

$$(1) 1+0.5 \times \frac{b}{a}$$

a は、当該市町村に係る事業所において設置が行われている原子力発電供用施設（市町村合併の日以前に着工が確実にしたものを含む。）の基準日の属する月の前々月の末日における設備能力の合計出力

b は、当該市町村に係る事業所において設置が行われている昭和五十六年度以降設置施設の基準日の属する月の前々月の末日における設備能力の合計出力

$$(2) \left(1+0.5 \times \frac{b}{a}\right) \times \left(1+0.5 \times \frac{c}{a}\right)$$

a 及び b は、それぞれ(1)に定めるところによる。

c は、当該市町村に係る事業所において設置が行われている平成四年度以降設置施設の基準日の属する月の前々月の末日における設備能力の合計出力

ロ 当該市町村に係る措置が第三条第十号である場合

$$\left(C + D \times \frac{1}{2}\right) \times \alpha$$

C は、原子力立地給付金の交付の対象となる当該市町村の区域内の基準日の電灯需要家の数（ただし、契約使用期間（需給契約上あらかじめ電気を使用できる期間を設定した場合の当該期間をいう。）を有する契約種別により一般電気事業者から電気の供給を受けている原子力立地給付金の交付対象者にあつては、基準日の属する月の前十二月分において、原子力立地給付金の交付対象者の各月分の検針日の前日に電気を使用した月を一の単位として表した数に十二分の一を乗じて得た数）とする。

D は、原子力立地給付金の交付の対象となる当該市町村の区域内の基準日の電力需要家の契約電力をキロワットを単位として表した数（ただし、契約使用期間を有する契約種別により一般電気事業者又は特定規模電気事業者から電気の供給を受けている原子力立地給付金の交付対象者にあつては、契約電力をキロワットを単位として表した数に、基準日の属する月の前十二月分において、原子力立地給付金の交付対象者の各月分の検針日の前日に電気を使用した月を一の単位として表した数に十二分の一を乗じて得た数）の合計数とする。ただし、特別単価が適用される市町村にあつては、

一 電力需要家の契約電力の上限を五千キロワットとして合計数を算定するものとする。

α は、イに定めるところによる。

- ハ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$$(C + B \times \frac{1}{2}) \times \alpha$$

C は、ロに定めるところによる。

B 及び α は、それぞれイに定めるところによる。

- ニ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電力需要家に係るものに限る。）である場合

$$(A + D \times \frac{1}{2}) \times \alpha$$

A 及び α は、それぞれイに定めるところによる。

D は、ロに定めるところによる。

- ホ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電灯需要家の全部及び電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(C + B \times \frac{1}{4} + D \times \frac{1}{4}) \times \alpha$$

C 及び D は、それぞれロに定めるところによる。

B 及び α は、それぞれイに定めるところによる。

- ヘ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(A + B \times \frac{1}{4} + D \times \frac{1}{4}) \times \alpha$$

A、B 及び α は、それぞれイに定めるところによる。

D は、ロに定めるところによる。

- 二 原子力発電供用施設隣接市町村（当該市町村に係る原子力発電供用施設所在市町村をその区域に含む原子力発電供用施設所在等都道府県の区域に含まれないものであってその中心の市街地と当該所在市町村の区域に含まれる事業所との距離が十キロメートル以上のもの（以下この条において「遠距離隣接市町村」という。）並びに第一号及び第四号から第六号までに掲げるものを除く。）及び原子力発電供用施設隣々接市町村（第六号及び第七号に掲げるものを除く。）

- イ 当該市町村に係る措置が第三条第一号から第九号まで又は第十一号である場合

$$(A + B \times \frac{1}{2}) \times \alpha \times \frac{1}{2}$$

A、B 及び α は、それぞれ前号イに定めるところによる。

- ロ 当該市町村に係る措置が第三条第十号である場合

$$(C + D \times \frac{1}{2}) \times \alpha \times \frac{1}{2}$$

C及びDは、それぞれ前号口に定めるところによる。

α は、前号イに定めるところによる。

- ハ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$$(C + B \times \frac{1}{2}) \times \alpha \times \frac{1}{2}$$

Cは、前号口に定めるところによる。

B及び α は、それぞれ前号イに定めるところによる。

- ニ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電力需要家に係るものに限る。）である場合

$$(A + D \times \frac{1}{2}) \times \alpha \times \frac{1}{2}$$

A及び α は、それぞれ前号イに定めるところによる。

Dは、前号口に定めるところによる。

- ホ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電灯需要家の全部及び電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(C + B \times \frac{1}{4} + D \times \frac{1}{4}) \times \alpha \times \frac{1}{2}$$

C及びDは、それぞれ前号口に定めるところによる。

B及び α は、それぞれ前号イに定めるところによる。

- ヘ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(A + B \times \frac{1}{4} + D \times \frac{1}{4}) \times \alpha$$

A、B及び α は、それぞれ前号イに定めるところによる。

Dは、前号口に定めるところによる。

- 三 原子力発電供用施設隣接市町村（遠距離隣接市町村に限り、第四号から第六号までに掲げるものを除く。）

- イ 当該市町村に係る措置が第三条第一号から第九号まで又は第十一号である場合

$$(A + B \times \frac{1}{2}) \times \alpha \times \frac{1}{4}$$

A、B及び α は、それぞれ第一号イに定めるところによる。

- ロ 当該市町村に係る措置が第三条第十号である場合

$$(C + D \times \frac{1}{2}) \times \alpha \times \frac{1}{4}$$

C及びDは、それぞれ第一号口に定めるところによる。

α は、第一号イに定めるところによる。

- ハ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電灯需要家に係るものに限る。）

である場合

$$(C + B \times \frac{1}{2}) \times \alpha \times \frac{1}{4}$$

Cは、第一号口に定めるところによる。

B及び α は、それぞれ第一号イに定めるところによる。

ニ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電力需要家に係るものに限る。）

である場合

$$(A + D \times \frac{1}{2}) \times \alpha \times \frac{1}{4}$$

A及び α は、それぞれ第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号口に定めるところによる。

ホ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電灯需要家の全部及び電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(C + B \times \frac{1}{4} + D \times \frac{1}{4}) \times \alpha \times \frac{1}{4}$$

C及びDは、それぞれ第一号口に定めるところによる。

B及び α は、それぞれ第一号イに定めるところによる。

ヘ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(A + B \times \frac{1}{4} + D \times \frac{1}{4}) \times \alpha \times \frac{1}{4}$$

A、B及び α は、それぞれ第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号口に定めるところによる。

四 原子力発電供用施設所在市町村であり、かつ、原子力発電供用施設隣接市町村である市町村

イ 当該市町村に係る措置が第三条第一号から第九号まで又は第十一号である場合

$$(A + B \times \frac{1}{2}) \times \beta$$

A及びBは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

β は、当該市町村を原子力発電供用施設所在市町村として算定して得た α （第一号イに定めるところによる。以下同じ。）と当該市町村を原子力発電供用施設隣接市町村として算定して得た α の三分の一に当たる金額を合計した金額とする。ただし、 β が当該市町村に係るすべての事業所が当該市町村の区域に含まれるものとして算定して得た α を超える場合にあっては、 β は、その α とする。

ロ 当該市町村に係る措置が第三条第十号である場合

$$(C + D \times \frac{1}{2}) \times \beta$$

C及びDは、それぞれ第一号口に定めるところによる。

β は、イに定めるところによる。

ハ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電灯需要家に係るものに限る。）

である場合

$$(C + B \times \frac{1}{2}) \times \beta$$

Cは、第一号口に定めるところによる。

Bは、第一号イに定めるところによる。

β は、イに定めるところによる。

ニ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電力需要家に係るものに限る。）

である場合

$$(A + D \times \frac{1}{2}) \times \beta$$

Aは、第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号口に定めるところによる。

β は、イに定めるところによる。

ホ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電灯需要家の全部及び電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(C + B \times \frac{1}{4} + D \times \frac{1}{4}) \times \beta$$

C及びDは、それぞれ第一号口に定めるところによる。

Bは、第一号イに定めるところによる。

β は、イに定めるところによる。

へ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(A + B \times \frac{1}{4} + D \times \frac{1}{4}) \times \beta$$

A及びBは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号口に定めるところによる。

β は、イに定めるところによる。

五 二の原子力発電供用施設所在市町村に係る原子力発電供用施設隣接市町村である市町村

イ 当該市町村に係る措置が第三条第一号から第九号まで又は第十一号である場合

$$(A + B \times \frac{1}{2}) \times \gamma$$

A及びBは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

γ は、当該市町村についてそれぞれ算定して得た α のうち、高いものの二分の一に当たる金額と低いものの四分の一に当たる金額を合計した金額とする。ただし、当該市町村がいずれも遠距離隣接市町村である場合にあっては、当該金額の二分の一に当たる金額とする。

ロ 当該市町村に係る措置が第三条第十号である場合

$$(C + D \times \frac{1}{2}) \times \gamma$$

C及びDは、それぞれ第一号口に定めるところによる。

γ は、イに定めるところによる。

- ハ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$$(C+B \times \frac{1}{2}) \times \gamma$$

Cは、第一号口に定めるところによる。

Bは、第一号イに定めるところによる。

γ は、イに定めるところによる。

- ニ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電力需要家に係るものに限る。）である場合

$$(A+D \times \frac{1}{2}) \times \gamma$$

Aは、第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号口に定めるところによる。

γ は、イに定めるところによる。

- ホ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電灯需要家の全部及び電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(C+B \times \frac{1}{4} + D \times \frac{1}{4}) \times \gamma$$

C及びDは、それぞれ第一号口に定めるところによる。

Bは、第一号イに定めるところによる。

γ は、イに定めるところによる。

- ヘ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(A+B \times \frac{1}{4} + D \times \frac{1}{4}) \times \gamma$$

A及びBは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号口に定めるところによる。

γ は、イに定めるところによる。

- 六 原子力発電供用施設隣接市町村であり、かつ、原子力発電供用施設隣々接市町村である市町村

- イ 当該市町村に係る措置が第三条第一号から第九号まで又は第十一号である場合

$$(A+B \times \frac{1}{2}) \times \delta$$

A及びBは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

δ は、当該市町村を原子力発電供用施設隣接市町村として算定して得た α の二分の一に当たる金額と当該市町村を原子力発電供用施設隣々接市町村として算定して得た α の四分の一に当たる金額を合計した金額とする。

ロ 当該市町村に係る措置が第三条第十号である場合

$$(C + D \times \frac{1}{2}) \times \delta$$

C及びDは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

δ は、イに定めるところによる。

ハ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$$(C + B \times \frac{1}{2}) \times \delta$$

Cは、第一号ロに定めるところによる。

Bは、第一号イに定めるところによる。

δ は、イに定めるところによる。

ニ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電力需要家に係るものに限る。）である場合

$$(A + D \times \frac{1}{2}) \times \delta$$

Aは、第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号ロに定めるところによる。

δ は、イに定めるところによる。

ホ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電灯需要家の全部及び電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(C + B \times \frac{1}{4} + D \times \frac{1}{4}) \times \delta$$

C及びDは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

Bは、第一号イに定めるところによる。

δ は、イに定めるところによる。

ヘ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(A + B \times \frac{1}{4} + D \times \frac{1}{4}) \times \delta$$

A及びBは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号ロに定めるところによる。

δ は、イに定めるところによる。

七 二の原子力発電供用施設所在市町村に係る原子力発電供用施設隣々接市町村である市町村

イ 当該市町村に係る措置が第三条第一号から第九号まで又は第十一号である場合

$$(A + B \times \frac{1}{2}) \times \epsilon$$

A及びBは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

ε は、当該市町村についてそれぞれ算定して得た α の四分の一に当たる金額を合計した金額とする。

ロ 当該市町村に係る措置が第三条第十号である場合

$$(C + D \times \frac{1}{2}) \times \epsilon$$

C 及び D は、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

ε は、イに定めるところによる。

ハ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$$(C + B \times \frac{1}{2}) \times \epsilon$$

C は、第一号ロに定めるところによる。

B は、第一号イに定めるところによる。

ε は、イに定めるところによる。

ニ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電力需要家に係るものに限る。）である場合

$$(A + D \times \frac{1}{2}) \times \epsilon$$

A は、第一号イに定めるところによる。

D は、第一号ロに定めるところによる。

ε は、イに定めるところによる。

ホ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電灯需要家の全部及び電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(C + B \times \frac{1}{4} + D \times \frac{1}{4}) \times \epsilon$$

C 及び D は、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

B は、第一号イに定めるところによる。

ε は、イに定めるところによる。

ヘ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(A + B \times \frac{1}{4} + D \times \frac{1}{4}) \times \epsilon$$

A 及び B は、それぞれ第一号イに定めるところによる。

D は、第一号ロに定めるところによる。

ε は、イに定めるところによる。

八 原子力発電供用施設所在市町村であり、かつ、二の原子力発電供用施設所在市町村に係る原子力発電供用施設隣接市町村である市町村

イ 当該市町村に係る措置が第三条第一号から第九号まで又は第十一号である場合

$$(A + B \times \frac{1}{2}) \times \zeta$$

A及びBは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

ζは、当該市町村を原子力発電供用施設所在市町村として算定して得たαに、当該市町村を原子力発電供用施設隣接市町村としてそれぞれ算定して得たαのうち、高いものの三分の一に当たる金額と低いものの四分の一に当たる金額を合計した金額とする。ただし、ζが、当該市町村に係るすべての事業所が当該市町村の区域に含まれるものとして算定して得たαを超える場合にあっては、ζは、そのαとする。

ロ 当該市町村に係る措置が第三条第十号である場合

$$(C + D \times \frac{1}{2}) \times \zeta$$

C及びDは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

ζは、イに定めるところによる。

ハ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$$(C + B \times \frac{1}{2}) \times \zeta$$

Cは、第一号ロに定めるところによる。

Bは、第一号イに定めるところによる。

ζは、イに定めるところによる。

ニ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電力需要家に係るものに限る。）である場合

$$(A + D \times \frac{1}{2}) \times \zeta$$

Aは、第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号ロに定めるところによる。

ζは、イに定めるところによる。

ホ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電灯需要家の全部及び電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(C + B \times \frac{1}{4} + D \times \frac{1}{4}) \times \zeta$$

C及びDは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

Bは、第一号イに定めるところによる。

ζは、イに定めるところによる。

ヘ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(A + B \times \frac{1}{4} + D \times \frac{1}{4}) \times \zeta$$

A及びBは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号ロに定めるところによる。

ηは、イに定めるところによる。

九 原子力発電供用施設所在市町村であり、かつ、原子力発電供用施設隣接市町村であり、かつ、原子力発電供用施設隣々接市町村である市町村

イ 当該市町村に係る措置が第三条第一号から第九号まで又は第十一号である場合

$$(A+B \times \frac{1}{2}) \times \eta$$

A及びBは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

ηは、当該市町村を原子力発電供用施設所在市町村として算定して得たαに、当該市町村を原子力発電供用施設隣接市町村として算定して得たαの三分の一に当たる金額と当該市町村を原子力発電供用施設隣々接市町村として算定して得たαの五分の一に当たる金額を合計した金額とする。ただし、ηが、当該市町村に係るすべての事業所が当該市町村の区域に含まれるものとして算定して得たαを超える場合にあっては、ηは、そのαとする。

ロ 当該市町村に係る措置が第三条第十号である場合

$$(C+D \times \frac{1}{2}) \times \eta$$

C及びDは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

ηは、イに定めるところによる。

ハ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$$(C+B \times \frac{1}{2}) \times \eta$$

Cは、第一号ロに定めるところによる。

Bは、第一号イに定めるところによる。

ηは、イに定めるところによる。

ニ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電力需要家に係るものに限る。）である場合

$$(A+D \times \frac{1}{2}) \times \eta$$

Aは、第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号ロに定めるところによる。

ηは、イに定めるところによる。

ホ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電灯需要家の全部及び電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(C+B \times \frac{1}{4} + D \times \frac{1}{4}) \times \eta$$

C及びDは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

Bは、第一号イに定めるところによる。

η は、イに定めるところによる。

へ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(A + B \times \frac{1}{4} + D \times \frac{1}{4}) \times \eta$$

A及びBは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号ロに定めるところによる。

η は、イに定めるところによる。

十 原子力発電供用施設隣接市町村であり、かつ、二の原子力発電供用施設所在市町村に係る原子力発電供用施設隣々接市町村である市町村

イ 当該市町村に係る措置が第三条第一号から第九号まで又は第十一号である場合

$$(A + B \times \frac{1}{2}) \times \theta$$

A及びBは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

θ は、当該市町村を原子力発電供用施設隣接市町村として算定して得た α の二分の一に当たる金額と原子力発電供用施設隣々接市町村としてそれぞれ算定して得た α の四分の一に当たる金額を合計した金額とする。

ロ 当該市町村に係る措置が第三条第十号である場合

$$(C + D \times \frac{1}{2}) \times \theta$$

C及びDは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

θ は、イに定めるところによる。

ハ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$$(C + B \times \frac{1}{2}) \times \theta$$

Bは、第一号イに定めるところによる。

Cは、第一号ロに定めるところによる。

θ は、イに定めるところによる。

ニ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電力需要家に係るものに限る。）である場合

$$(A + D \times \frac{1}{2}) \times \theta$$

Aは、第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号ロに定めるところによる。

θ は、イに定めるところによる。

ホ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあって、電灯需要家の全部及び電力需要家の

二分の一に係るものに限る)である場合

$$(C + B \times \frac{1}{4} + D \times \frac{1}{4}) \times \theta$$

Bは、第一号イに定めるところによる。

C及びDは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

θ は、イに定めるところによる。

ヘ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(A + B \times \frac{1}{4} + D \times \frac{1}{4}) \times \theta$$

A及びBは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号ロに定めるところによる。

θ は、イに定めるところによる。

十一 原子力発電供用施設所在市町村であり、かつ、原子力発電供用施設隣接市町村であり、かつ、二の原子力発電供用施設所在市町村に係る原子力発電供用施設隣々接市町村である市町村

イ 当該市町村に係る措置が第三条第一項から第九号まで又は第十一号である場合

$$(A + B \times \frac{1}{2}) \times \iota$$

A及びBは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

ι は、当該市町村を原子力発電供用施設所在市町村として算定して得た α に、当該市町村を原子力発電供用施設隣接市町村として算定して得た α の三分の一に当たる金額と原子力発電供用施設隣々接市町村としてそれぞれ算定して得た α の五分の一に当たる金額を合計した金額とする。ただし、 ι が、当該市町村に係るすべての事業所が当該市町村の区域に含まれるものとして算定して得た α を超える場合にあっては、 ι は、その α とする。

ロ 当該市町村に係る措置が第三条第十号である場合

$$(C + D \times \frac{1}{2}) \times \iota$$

C及びDは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

ι は、イに定めるところによる。

ハ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$$(C + B \times \frac{1}{2}) \times \iota$$

Cは、第一号ロに定めるところによる。

Bは、第一号イに定めるところによる。

ι は、イに定めるところによる。

ニ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電力需要家に係るものに限る。）である場合

$$(A + D \times \frac{1}{2}) \times \iota$$

Aは、第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号ロに定めるところによる。

ι は、イに定めるところによる。

ホ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電灯需要家の全部及び電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(C + B \times \frac{1}{4} + D \times \frac{1}{4}) \times \iota$$

C及びDは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

Bは、第一号イに定めるところによる。

ι は、イに定めるところによる。

ヘ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(A + B \times \frac{1}{4} + D \times \frac{1}{4}) \times \iota$$

A及びBは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号ロに定めるところによる。

ι は、イに定めるところによる。

十二 三の原子力発電供用施設所在市町村に係る原子力発電供用施設隣接市町村である市町村

イ 当該市町村に係る措置が第三条第一項から第九号まで又は第十一号である場合

$$(A + B \times \frac{1}{2}) \times \kappa$$

A及びBは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

κ は、当該市町村についてそれぞれ算定して得た α のうち、高いものから順に二分の一に当たる金額と四分の一に当たる金額と六分の一に当たる金額を合計した金額とする。ただし、当該市町村がいずれも遠距離隣接市町村である場合にあっては、当該金額の二分の一に当たる金額とする。

ロ 当該市町村に係る措置が第三条第十号である場合

$$(C + D \times \frac{1}{2}) \times \kappa$$

C及びDは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

κ は、イに定めるところによる。

ハ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$$(C + B \times \frac{1}{2}) \times \kappa$$

Cは、第一号ロに定めるところによる。

Bは、第一号イに定めるところによる。

κ は、イに定めるところによる。

- ニ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電力需要家に係るものに限る。）である場合

$$(A + D \times \frac{1}{2}) \times \kappa$$

A は、第一号イに定めるところによる。

D は、第一号ロに定めるところによる。

κ は、イに定めるところによる。

- ホ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電灯需要家の全部及び電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(C + B \times \frac{1}{4} + D \times \frac{1}{4}) \times \kappa$$

C 及び D は、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

B は、第一号イに定めるところによる。

κ は、イに定めるところによる。

- ヘ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(A + B \times \frac{1}{4} + D \times \frac{1}{4}) \times \kappa$$

A 及び B は、それぞれ第一号イに定めるところによる。

D は、第一号ロに定めるところによる。

κ は、イに定めるところによる。

- 十三 原子力発電供用施設所在市町村であり、かつ、原子力発電供用施設隣々接市町村である市町村

- イ 当該市町村に係る措置が第三条第一項から第九号まで又は第十一号である場合

$$(A + B \times \frac{1}{2}) \times \lambda$$

A 及び B は、それぞれ第一号イに定めるところによる。

λ は、当該市町村を原子力発電供用施設所在市町村として算定して得た α と当該市町村を原子力発電供用施設隣々接市町村として算定して得た α の五分の一に当たる金額を合計した金額とする。ただし、 λ が当該市町村に係るすべての事業所が当該市町村の区域に含まれるものとして算定して得た α を超える場合にあっては、 λ は、その α とする。

- ロ 当該市町村に係る措置が第三条第十号である場合

$$(C + D \times \frac{1}{2}) \times \lambda$$

C 及び D は、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

λ は、イに定めるところによる。

- ハ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$$(C + B \times \frac{1}{2}) \times \lambda$$

Cは、第一号口に定めるところによる。

Bは、第一号イに定めるところによる。

λ は、イに定めるところによる。

ニ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電力需要家に係るものに限る。）である場合

$$(A + D \times \frac{1}{2}) \times \lambda$$

Aは、第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号口に定めるところによる。

λ は、イに定めるところによる。

ホ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電灯需要家の全部及び電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(C + B \times \frac{1}{4} + D \times \frac{1}{4}) \times \lambda$$

C及びDは、それぞれ第一号口に定めるところによる。

Bは、第一号イに定めるところによる。

λ は、イに定めるところによる。

ヘ 当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(A + B \times \frac{1}{4} + D \times \frac{1}{4}) \times \lambda$$

A及びBは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号口に定めるところによる。

λ は、イに定めるところによる。

2 一の原子力発電供用施設が前項の算式による算定の対象となる期間は、当該原子力発電供用施設の設置の工事が開始した日が属する会計年度から当該原子力発電供用施設が廃止される日が属する会計年度までとする。

3 市町村合併により、第一項各号の区分に変更があった場合又は原子力発電供用施設所在市町村の区域に変更があった場合であって、市町村合併の日以前に当該区域内の原子力発電供用施設の着工が確実に終わった場合にあっては、当該原子力発電供用施設に係る交付金の交付限度額については、それぞれの合併前の市町村の区域を市町村とみなして第一項の規定を適用する。この場合において、市町村合併により原子力発電供用施設所在市町村となる市町村であって、第一項第二号の市町村にあっては、同号中「 $\alpha \times \frac{1}{2}$ 」とあるのは「合併前の $\alpha \times \frac{1}{2}$ と合併する原子力発電供用施設所在市町村が該当する各号中の α 、 β 、 ζ 又は η との平均した額」と、同項第三号の市町村にあっては、同号中「 $\alpha \times \frac{1}{4}$ 」とあるのは「合併前の $\alpha \times \frac{1}{4}$ と合併する原子力発電供用施設所在市町村が該当する各号中の α 、 β 、 ζ 又は η との平均した額」と、同項第五号の市町村にあっては、同号中「 γ 」とあるのは、「合併前の γ と合併する原子力発電供用施設所

在市町村が該当する各号

中の α 、 β 、 ζ 又は η との平均した額」と、同項第六号の市町村にあつては、同号中「 δ 」とあるのは「合併前の δ と合併する原子力発電供用施設所在市町村が該当する各号中の α 、 β 、 ζ 又は η との平均した額」と、同項第七号の市町村にあつては、同号中「 ϵ 」とあるのは「合併前の ϵ と合併する原子力発電供用施設所在市町村が該当する各号中の α 、 β 、 ζ 又は η との平均した額」と読み替えて適用する。

- 4 市町村合併により、合併前に原子力発電供用施設所在等市町村以外であった市町村が原子力発電供用施設所在市町村となる場合であつて、市町村合併の日以前に当該区域内の原子力発電供用施設の着工が確実に became した場合にあつては、当該原子力発電供用施設に係る交付金の交付限度額については、合併する原子力発電供用施設所在市町村が第一項第一号の場合には、同号の「 α 」を「 $\alpha \times \frac{1}{2}$ 」と、同項第四号の場合には、同号の「 β 」を「 $\beta \times \frac{1}{2}$ 」と、同項第八号の場合には、同号の「 ζ 」を「 $\zeta \times \frac{1}{2}$ 」と、同項第九号の場合には、同号の「 η 」を「 $\eta \times \frac{1}{2}$ 」と読み替えて第一項の規定を適用する。
- 5 前四項の規定にかかわらず、特別単価が適用される市町村について、契約電力が五千キロワットを超える電力需要家に関し、特別単価を適用しない場合において得た金額に当該電力需要家の契約電力をキロワットを単位として表した数を乗じて得た金額が特別単価に五千を乗じて得た金額を上回るものがある場合にあつては、その金額の差を合計して得た金額に十二を乗じて得た金額と当該金額のうち給付金交付助成措置に係る金額の三・五パーセントに当たる金額との合計額を前四項の交付限度額に加えたものを交付限度額とする。
- 6 原子力発電施設（機構が設置するものを除く。）が設置されている一の事業所において、初めて混合酸化物燃料を使用しようとする者が平成二十一年度の末日までに当該事業所の所在する市町村をその区域に含む都道府県に当該燃料の使用を申し入れた場合は、その申し入れた日の属する会計年度の翌会計年度から五年間、当該都道府県に対して毎会計年度、前五項の交付限度額に二千万円を加えた額を当該年度の交付限度額とする。
- 7 電気事業者が平成二十五年度の末日までに実用発電用原子力炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第十六条第一項第八号に掲げる事項の変更に係る同条第二項の申請を行った場合（原子炉の運転期間を延長しようとする場合に限る。）は、当該原子力発電供用施設に係る当該原子力発電供用施設所在等都道府県（当該原子力発電供用施設所在等都道府県の区域内に設置されている他の原子力発電供用施設について既に申請が行われている場合を除く。）に対して当該申請を行った日の属する会計年度又はその翌会計年度から五年間、毎会計年度、前六項の交付限度額に二千万円を限度とする額を加えて交付することができる。

第九条 一の電力移出県等（次の各号のいずれにも該当する道府県をいう。以下この条及び第二十八条において同じ。）に対して交付することができる毎会計年度の交付金（以下この条において単に「交付金」という。）の交付限度額は、次項及び第三項に定めるところにより算定した金額とする。

一 交付金の交付年度において、その区域内において設置が行われている別表第七各表の上欄に掲げる発電用施設等の発電電力量（別表第七各表の上欄に掲げる発電用施設等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数をキロワット時を単位として表した発電電力量をいう。以下この条において同じ。）を合計した電力量（以下この条において「道府県発電電力量」という。）がその区域内における消費電力量（電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）第二条第二号に規定する販売電気の電力量であつて、交付年度の前々会計年度のものをいう。以下同じ。）を合計した電力量の一・五倍以上である道府

- 県又は交付年度の前会計年度における道府県発電電力量が当該年度におけるその区域内における消費電力量を合計した電力量の一・五倍以上である道府県
- 二 工業再配置促進法を廃止する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十八年政令第七十八号）（以下「廃止整備政令」という。）第一条の規定による廃止前の工業再配置促進法施行令（昭和四十七年政令第三百八十三号）第二条に定める道県又はその区域内における同令別表第三に掲げる市町村の区域の面積の和がその面積の二分の一以上である府県
- 2 一の電力移出県等に対して交付することのできる毎会計年度の交付金の交付限度額は、当該電力移出県等の移出電力量（当該電力移出県等の道府県発電電力量からその区域内における消費電力量の合計を差し引いて得た電力量をいう。以下同じ。）をメガワット時を単位として表した数に二十八円を乗じて得た金額とする。ただし、交付年度において当該電力移出県等の道府県発電電力量がその区域内における消費電力量の合計の一・五倍未満の場合にあっては、交付年度の前会計年度における当該各号に掲げる交付限度額の二分の一の額を交付限度額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、原子力発電施設の初号機（当該市町村の区域において初めて設置されるものをいう。）の設置の工事（出力五十万キロワット以上のものに限る。）が行われる場合（平成四年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの期間に設置の工事が開始されるものに限る。）にあっては、設置の工事が開始される年度以降五年間に限り前項に定める額に十億円を加えたものを当該年度の交付限度額とする。
- 4 第二項の規定による一の電力移出県等に対して交付することのできる交付限度額と、別表第七各表の上欄に掲げる発電用施設等の種類に応じた当該各表の下欄の発電電力量の算式において、表(一)中「一・六」とあるのは「一・二」と、「一・三」とあるのは「一・二」と、表(二)中「二・四」とあるのは「一・八」と、「二・〇」とあるのは「一・八」と読み替えて算定して得られる当該電力移出県等の移出電力量をメガワット時を単位として表した数に二十八円を乗じて得た金額との差額（以下この条において「市町村枠」という。）については、原子力発電供用施設、地熱発電施設、火力発電施設及び水力発電施設の設置がその区域内において行われている市町村若しくはこれに隣接する市町村（市町村合併の日以前に原子力発電供用施設、地熱発電施設、火力発電施設及び水力発電施設の着工が確実になった場合であって、当該原子力発電供用施設、当該地熱発電施設、当該火力発電施設及び当該水力発電施設の所在市町村が合併することにより新たに隣接市町村となる市町村を除き、整備法第四条第七項の規定による同意を受けた同条第一項前段に規定する公共用施設整備計画が同項後段の規定により作成された場合にあっては、同項後段に規定する市町村に該当する市町村並びに整備法第十条第三項の規定による同意を受けた同条第一項に規定する利便性向上等事業計画が同条第二項に規定する市町村に該当する市町村を含む。）が行う第三条各号に掲げる措置に充てるものとする。ただし、市町村枠が一億五千万円未満である場合はこの限りではない。
- 5 この条における交付限度額の配分は、一の発電用施設等の発電電力量の道府県発電電力量に対する比率（以下この号において「発電電力量比率」という。）に応じて、当該発電用施設等に係る事業地域で行われる第三条各号に掲げる措置に要する費用に配分することを原則とし、特に一の地域に設置されている発電用施設等の発電電力量比率の合計が五割を超える場合にあっては、これらの発電用施設等に係る事業地域で行われる当該措置に要する費用として、総交付額の五割以上の比率の配分を行うものとする。
- 6 前二項の規定により難しい場合として認められる場合は、この限りでない。
- 7 一の電力移出県等の区域内において設置されている発電用施設等のうち、第二項の算定の対象となる期

間は、当該発電用施設等の設置の工事が開始された日が属する会計年度の翌会計年度から当該発電用施設等が廃止される日が属する会計年度までとする。

第十条 原子力発電供用施設（本条の規定に基づく交付金の交付年度において、第六条第一項の規定に基づく交付金の交付が行われないものに限る。以下この条において「対象原子力発電供用施設」という。）がその区域内において設置されている一の市町村の区域（以下この条及び第二十八条において「対象原子力発電供用施設所在市町村」という。）に対して交付することができる毎会計年度の交付金（以下この条において単に「交付金」という。）の交付限度額は、次の算式により算定した金額とする。

$$A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K$$

一 Aは、別表第八の上欄に掲げる当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている対象原子力発電供用施設の第十四条第一項の規定により交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度（以下この条において「申請年度」という。）の前会計年度の末日における設備能力の合計出力の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

二 Bは、別表第九の上欄に掲げる特別対象原子力発電供用施設（当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている対象原子力発電供用施設のうち、使用が開始された日から申請年度の前会計年度の末日までの期間が十五年以上のものをいう。ただし、当該施設の使用が開始された日から当該施設が設置されている事業所（機構が設置する原子力発電供用施設（深地層研究施設を除く。）の設置の用に供されるものに限る。次号において同じ。）の廃止に関する計画が確実にになった日が属する会計年度の前会計年度の末日までの期間が十五年未満のものを除く。以下同じ。）の申請年度の前会計年度の末日における設備能力の合計出力の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

三 Cは、別表第十の上欄に掲げる長期対象原子力発電供用施設（当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている対象原子力発電供用施設のうち、使用が開始された日から申請年度の末日までの期間が三十年以上のものをいう。ただし、当該施設の使用が開始された日から当該施設が設置されている事業所の廃止に関する計画が確実にになった日が属する会計年度の末日までの期間が三十年未満のものを除く。以下同じ。）の申請年度の前会計年度の末日における設備能力の合計出力の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。ただし、長期対象原子力発電供用施設のうち原子力発電施設（機構が設置するものを除く。）若しくは機構が設置する試験研究炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十三条第一項第三号に規定する試験研究の用に供する原子炉をいう。以下この条において同じ。）については、前段の金額に、これらの施設の申請年度の前会計年度の末日における設備能力の合計出力に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額を加えた金額とする。

四 Dは、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている附帯使用済燃料貯蔵設備（原子炉に附帯して設置されている使用済燃料を貯蔵するための設備であって別表第十一の上欄に掲げるもののうち、対象使用済燃料（使用済燃料であって、申請年度の前々会計年度の末日（以下この条において「基準日」という。）において原子炉として同表の下欄に掲げるものが設置されている事業所に現に貯蔵されているものをいう。（ただし、基準日において当該原子炉に初めて装荷された燃料の一・四八炉心分の重量を超えて当該事業所に現に貯蔵されている場合に限る。）以下この条及び第二十八条において同じ。）を貯蔵する設備をいう。以下同じ。）ごとに、次の算式により算定した金額の合計額とする。

$$\{(F_0 + f_0) - 1.48 \times r_0\} \times 400,000 \times \alpha + D' \times \alpha' + D_0$$

F_0 は、当該附帯使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されている対象使用済燃料のうち当該附帯使用済燃料貯蔵設備が附帯して設置されている原子炉として別表第十一の下欄に掲げるものから生じたものの重量をトン単位として表した値とする。

f_0 は、当該原子炉から生じた対象使用済燃料の重量をトン単位として表した値から F_0 を除いた値とする。

r_0 は、当該原子炉に初めて装荷された燃料の一炉心分の重量をトン単位として表した値とする。

α は、 $F_0 - 1.48 \times r_0$ が0以下の場合には0とし、それ以外の場合には次の算式により算定して得た値とする。

$$\frac{F_0 - 1.48 \times r_0}{(F_0 + f_0) - 1.48 \times r_0}$$

D' は、 $(F_0 - 1.48 \times r_0) - F_0'$ が0以下の場合にはイの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはロの算式により算定して得た値とする。

イ $(F_0 - 1.48 \times r_0) \times 400,000$

ロ $F_0' \times 400,000$

F_0' は、当該附帯使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されている対象使用済燃料のうち実用発電用原子炉において混合酸化燃料として使用されたものであって、当該附帯使用済燃料貯蔵設備が附帯して設置されている原子炉として別表第十一の下欄に掲げるもの（実用発電用原子炉に限る。）から生じたものの重量をトン単位として表した値とする（以下同じ。）。

α' は、 $F_0 - 1.48 \times r_0$ が0以下の場合には0とし、それ以外の場合には1とする。

D_0 は、当該附帯使用済燃料貯蔵設備に附帯貯蔵使用済燃料（附帯使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されている対象使用済燃料のうち、当該附帯使用済燃料貯蔵設備が附帯して設置されている原子炉として別表第十一の下欄に掲げるものから生じたものをいう。以下同じ。）のみが貯蔵されている場合には0とし、当該附帯使用済燃料貯蔵設備にその他貯蔵使用済燃料（附帯使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されている対象使用済燃料のうち、附帯貯蔵使用済燃料以外のものをいう。以下同じ。）が貯蔵されている場合には、当該その他貯蔵使用済燃料をその燃料として使用した原子炉ごとに、次の算式により算定して得た値の合計値とする。

$$\{(F_i + f_{0i} + f_{1i}) - 1.48 \times r_i\} \times 400,000 \times \beta + D_0'$$

F_i は、当該原子炉から生じた附帯貯蔵使用済燃料の重量をトン単位として表した値とする（以下同じ。）。

f_{0i} は、当該原子炉から生じたその他貯蔵使用済燃料のうち、当該附帯使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されているものの重量をトン単位として表した値とする（以下同じ。）。

f_{1i} は、当該原子炉から生じた対象使用済燃料の重量をトン単位として表した数値から F_i 及び f_{0i} を除いた数値とする（以下同じ。）。

r_i は、当該原子炉に初めて装荷された燃料の一炉心分の重量をトン単位として表した値とする（以下同じ。）。

β は、 $F_i - 1.48 \times r_i$ が0以下の場合にはイの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはロの算式により算定して得た値とする。

$$\text{イ} \quad \frac{f_{0i}}{f_{0i} + f_i}$$

$$\text{ロ} \quad \frac{f_{0i}}{(F_i + f_{0i} + f_i) - 1.48 \times r_i}$$

D_{0i}' は、 $\{(F_i + f_{0i} + f_i) - 1.48 \times r_i\} - (f_{0i}' + f_i')$ が、0 以下の場合にはイの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはロの算式により算定して得た値とする。

$$\text{イ} \quad \{(F_i + f_{0i} + f_i) - 1.48 \times r_i\} \times 400,000 \times \frac{f_{0i}'}{f_{0i}' + f_i'}$$

$$\text{ロ} \quad f_{0i}' \times 400,000$$

f_{0i}' は、当該原子炉（実用発電用原子炉に限る。）から生じたその他貯蔵使用済燃料のうち、混合酸化物燃料として使用されたものであって、当該附帯使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されているものの重量をトン単位として表した値とする（以下同じ）。

f_i' は、当該原子炉（実用発電用原子炉に限る。）から生じた対象使用済燃料のうち、混合酸化物燃料として使用されたものの重量をトン単位として表した数値から、 F_i' 及び f_{0i}' を除いた数値とする。

F_i' は、当該原子炉（実用発電用原子炉に限る。）から生じた附帯貯蔵使用済燃料のうち、混合酸化物燃料として使用されたものの重量をトン単位として表した値とする（以下同じ）。

五 E は、当該対象原子力発電供用施設所在市町村において、別に主務大臣が定める要件を満たす対象使用済燃料について、別に主務大臣が定める方法により得られる金額の合計額とする。

六 F は、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている独立使用済燃料貯蔵設備（対象使用済燃料を貯蔵する設備のうち、附帯使用済燃料貯蔵設備以外のものをいう。以下同じ。）ごとに、次の算式により算定した金額の合計額とする（以下同じ）。

$$\sum_{j=1}^k [\{(F_j + f_{0j} + f_j) - 1.48 \times r_j\} \times 400,000 \times \gamma] + F'$$

F_j は、当該独立使用済燃料貯蔵設備において貯蔵されている対象使用済燃料をその燃料として使用した原子炉が k 基ある場合の j 基目の原子炉から生じた附帯貯蔵使用済燃料の重量をトン単位として表した値とする（以下同じ）。

f_{0j} は、当該原子炉から生じた対象使用済燃料のうち、当該独立使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されているものの重量をトン単位として表した値とする（以下同じ）。

f_j は、当該原子炉から生じた対象使用済燃料の重量をトン単位として表した値から F_j 及び f_{0j} を除いた値とする（以下同じ）。

r_j は、当該原子炉に初めて装荷された燃料の一炉心分の重量をトン単位として表した値とする（以下同じ）。

γ は、 $F_j - 1.48 \times r_j$ が 0 以下の場合にはイの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはロの算式により算定して得た値とする。

$$\text{イ} \quad \frac{f_{0j}}{f_{0j} + f_j}$$

$$\text{ロ} \quad \frac{f_{0j}}{(F_j + f_{0j} + f_j) - 1.48 \times r_j}$$

F' は、 $\{(F_j + f_{0j} + f_j) - 1.48 \times r_j\} - (f_{0j}' + f_j')$ が 0 以下の場合にはイの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはロの算式により算定して得た値とする。

$$\text{イ} \quad \sum_{j=1}^k \left[\{(F_j + f_{0j} + f_j) - 1.48 \times r_j\} \times 400,000 \times \frac{f_{0j}'}{f_{0j}' + f_j'} \right]$$

$$\text{ロ} \quad \sum_{j=1}^k (f_{0j}' \times 400,000)$$

f_{0j}' は、当該独立使用済燃料貯蔵設備において貯蔵されている対象使用済燃料のうち混合酸化物燃料をその燃料として使用した原子炉（実用発電用原子炉に限る。）が k 基ある場合の j 基目の原子炉から生じた対象使用済燃料のうち混合酸化物燃料として使用されたものであって、当該独立使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されているものの重量をトン単位として表した値とする（以下同じ）。

f_j' は、当該独立使用済燃料貯蔵設備において貯蔵されている対象使用済燃料のうち混合酸化物燃料をその燃料として使用した原子炉（実用発電用原子炉に限る。）が k 基ある場合の j 基目の原子炉から生じた対象使用済燃料のうち混合酸化物燃料として使用されたものの重量をトン単位として表した値から F_j' 及び f_{0j}' を除いた値とする（以下同じ）。

F_j' は、当該独立使用済燃料貯蔵設備において貯蔵されている対象使用済燃料のうち、混合酸化物燃料をその燃料として使用した原子炉（実用発電用原子炉に限る。）が k 基ある場合の j 基目の原子炉から生じた附帯貯蔵使用済燃料であって、混合酸化物燃料として使用されたものの重量をトン単位として表した値とする（以下同じ）。

七 G は、別表第十二の上欄に掲げる当該対象原子力発電供用施設所在等市町村の区域内において設置されている対象原子力発電供用施設の申請年度の前々会計年度における発電電力量（別表第十五の上欄に掲げる原子力発電供用施設の種別に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数をメガワット時を単位として表した発電電力量をいう。以下この条及び第二十八条において同じ。）の合計の区分に応じそれぞれ別表第十二の下欄に掲げる金額とする。

八 H は、別表第十三の上欄に掲げる特別対象原子力発電供用施設の申請年度の前々会計年度における発電電力量の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

九 I は、別表第十四の上欄に掲げる長期対象原子力発電供用施設の申請年度の前々会計年度における発電電力量の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。ただし、長期対象原子力発電供用施設のうち原子力発電施設（機構が設置するものを除く。）若しくは機構が設置する試験研究炉については、前段の金額に、これらの施設の申請年度の前々会計年度の末日における発電電力量の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額を加えた金額とする。

十 J は、特別長期対象原子力発電供用施設（当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている対象原子力発電供用施設（原子力発電施設及び機構が設置する原子力発電密接関連施設（深地層研究施設を除く。）に限る。）のうち、使用が開始された日から申請年度の末日までの期間が四十年以上四十一年未満のものをいう。ただし、当該施設の使用が開始された日から当該施設が設置され

ている事業所の廃止に関する計画が確実にになった日が属する会計年度の末日までの期間が四十年未満のものを除く。以下同じ。) ごとに一億円とする。

十一 Kは、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている使用済燃料の貯蔵施設ごとに、次の算式により算定した金額の合計額とする。

$$T_0 \times 400,000$$

T₀は、当該使用済燃料の貯蔵施設に貯蔵されている対象中間貯蔵使用済燃料（使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されている対象使用済燃料であって、基準日において貯蔵が開始された日から三年を経過して当該施設に現に貯蔵されているものをいう。）の重量をトン単位として表した値とする。

2 前項の規定にかかわらず、二以上の市町村の区域にまたがって設置されている対象原子力発電供用施設（以下「複数立地対象原子力発電供用施設」という。）又は附帯使用済燃料貯蔵設備（以下「複数立地附帯使用済燃料貯蔵設備」という。）若しくは独立使用済燃料貯蔵設備（以下「複数立地独立使用済燃料貯蔵設備」という。）がその区域内において設置されている一の対象原子力発電供用施設等所在市町村に対して交付することのできる毎会計年度の交付金の交付限度額は、次の算式により算定した金額とする。

$$a_1 + a_2 + b_1 + b_2 + c_1 + c_2 + d_1 + d_2 + e_1 + e_2 + f_1 + f_2 + g_1 + g_2 + h_1 + h_2 + i_1 + i_2$$

一 a₁は、別表第八の上欄に掲げる当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている複数立地対象原子力発電供用施設の申請年度の前会計年度の末日における設備能力の合計出力の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額に、次の算式により算定して得た値を乗じて得た金額とする。

$$\frac{\text{当該複数立地対象原子力発電供用施設のうち} \\ \text{当該対象原子力発電供用施設所在市町村に係る部分の予定建設費}}{\text{当該複数立地対象原子力発電供用施設の予定建設費}}$$

二 a₂は、別表第八の上欄に掲げる当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている複数立地対象原子力発電供用施設以外の対象原子力発電供用施設の申請年度の前会計年度の末日における設備能力の合計出力の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

三 b₁は、別表第九の上欄に掲げる当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている複数立地特別対象原子力発電供用施設（当該区域内において設置されている複数立地対象原子力発電供用施設のうち使用が開始された日から申請年度の前会計年度の末日までの期間が十五年以上のものをいう。以下同じ。）の申請年度の前会計年度の末日における設備能力の合計出力の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額に、次の算式により算定して得た値を乗じて得た金額とする。

$$\frac{\text{当該複数立地特別対象原子力発電供用施設等のうち} \\ \text{当該対象原子力発電供用施設所在市町村に係る部分の予定建設費}}{\text{当該複数立地特別対象原子力発電供用施設の予定建設費}}$$

四 b₂は、別表第九の上欄に掲げる当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている複数立地特別対象原子力発電供用施設以外の特別対象原子力発電供用施設の申請年度の前会計年度の末日における設備能力の合計出力の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

五 c₁は、別表第十の上欄に掲げる当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置され

ている複数立地長期対象原子力発電供用施設（当該区域内において設置されている複数立地対象原子力発電供用施設のうち使用が開始された日から申請年度の末日までの期間が三十年以上のものをいう。以下同じ。）の申請年度の前会計年度の末日における設備能力の合計出力の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額に、次の算式により算定して得た値を乗じて得た金額とする。

$$\frac{\begin{array}{l} \text{当該複数立地長期対象原子力発電供用施設のうち} \\ \text{当該対象原子力発電供用施設所在市町村に係る部分の予定建設費} \end{array}}{\text{当該複数立地長期対象原子力発電供用施設の予定建設費}}$$

六 c2は、別表第十の上欄に掲げる当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている複数立地長期対象原子力発電供用施設以外の長期対象原子力発電供用施設の申請年度の前会計年度の末日における設備能力の合計出力の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

七 d1は、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている一の複数立地附帯使用済燃料貯蔵設備ごとに、次の算式により算定した金額の合計額とする。

$$\begin{array}{l} \{ (F_0 + f_0) - 1.48 \times r_0 \} \times 400,000 \times \alpha + D' \times \alpha' + D_0 \} \times \\ \text{当該複数立地附帯使用済燃料貯蔵設備のうち} \\ \text{当該対象原子力発電供用施設所在市町村に係る部分の設備床面積} \end{array} \times \frac{\text{当該複数立地附帯使用済燃料貯蔵設備の設備床面積}}$$

八 d2は、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている複数立地附帯使用済燃料貯蔵設備以外の一の附帯使用済燃料貯蔵設備ごとに、前項に規定するDを求める算式により算定した金額の合計額とする。

九 e1は、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている一の複数立地独立使用済燃料貯蔵設備ごとに、次の算式により算定した金額の合計額とする。

$$\sum_{j=1}^k \{ (F_j + f_{0j} + f_j) - 1.48 \times r_j \} \times 400,000 \times \gamma \} + F' \times \frac{\text{当該複数立地独立使用済燃料貯蔵設備のうち当該市町村に係る部分の設備床面積}}{\text{当該複数立地独立使用済燃料貯蔵設備の設備床面積}}$$

十 e2は、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている複数立地独立使用済燃料貯蔵設備以外の一の独立使用済燃料貯蔵設備ごとに、前項に規定するFを求める算式により算定した金額の合計額とする。

十一 f1は、別表第十二の上欄に掲げる当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている複数立地対象原子力発電供用施設の申請年度の前々会計年度における発電電力量の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額に、次の算式により算定して得た値を乗じて得た金額とする。

$$\frac{\begin{array}{l} \text{当該複数立地対象原子力発電供用施設のうち} \\ \text{当該対象原子力発電供用施設所在市町村に係る部分の予定建設費} \end{array}}{\text{当該複数立地原子力発電供用施設の予定建設費}}$$

十二 f₂は、別表第十二の上欄に掲げる当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている複数立地対象原子力発電供用施設以外の対象原子力発電供用施設の申請年度の前々会計年度における発電電力量の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

十三 g₁は、別表第十三の上欄に掲げる当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている複数立地特別対象原子力発電供用施設の申請年度の前々会計年度における発電電力量の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額に、次の算式により算定して得た値を乗じて得た金額とする。

$$\frac{\text{当該複数立地特別対象原子力発電供用施設のうち} \\ \text{当該対象原子力発電供用施設所在市町村に係る部分の予定建設費}}$$

当該複数立地特別対象原子力発電供用施設の予定建設費

十四 g₂は、別表第十三の上欄に掲げる当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている複数立地特別対象原子力発電供用施設以外の特別対象原子力発電供用施設の申請年度の前々会計年度における発電電力量の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

十五 h₁は、別表第十四の上欄に掲げる当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている複数立地長期対象原子力発電供用施設の申請年度の前々会計年度における発電電力量の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額に、次の算式により算定して得た値を乗じて得た金額とする。

$$\frac{\text{当該複数立地長期対象原子力発電供用施設のうち} \\ \text{当該対象原子力発電施設所在市町村に係る部分の予定建設費}}$$

当該複数立地長期対象原子力発電供用施設の予定建設費

十六 h₂は、別表第十四の上欄に掲げる当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている複数立地長期対象原子力発電供用施設以外の長期対象原子力発電供用施設の申請年度の前々会計年度における発電電力量の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

十七 i₁は、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている複数立地特別長期対象原子力発電供用施設ごとに、一億円に次の算式により算定して得た値を乗じて得た金額とする。

$$\frac{\text{当該複数立地特別長期対象原子力発電供用施設のうち} \\ \text{当該対象原子力発電施設所在市町村に係る部分の予定建設費}}$$

当該複数立地特別長期対象原子力発電供用施設の予定建設費

十八 i₂は、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている複数立地特別長期対象原子力発電供用施設以外の特別長期対象原子力発電供用施設ごとに一億円とする。

3 前二項の規定にかかわらず、対象関連設備（対象原子力発電供用施設の利用に供する取水路又は放水路をいう。以下この条において同じ。）のみがその区域内において設置されている市町村の区域に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額と、当該対象関連設備がその利用に供される対象原子力発電供用施設がその区域内において設置されている対象原子力発電供用施設所在市町村の区域に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額との配分については、当該対象関連設備及び当

該対象原子力発電供用施設が設置されている一の事業所のうちそれぞれの市町村に係る部分の面積の比率に応じ、主務大臣が配分するものとする。

4 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定する政令で指定された激甚災害（地震による災害に限る。以下単に「災害」という。）に起因して、対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内に所在する対象原子力発電供用施設（機構が設置する原子力発電施設及び原子力発電密接関連施設を除く。以下この項において同じ。）が設置されている一の事業所において、当該事業所に設置されているすべての対象原子力発電供用施設の運転が停止しており、かつ、当該事業所に設置されている対象原子力発電供用施設に係る電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）第三条第一項若しくは第二項又は実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第十九条の十七の規定による報告がされている場合であって、当該事業所に設置されているすべての対象原子力発電供用施設における指定会計年度（当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第一項の規定により指定された日の属する会計年度をいう。以下同じ。）の三会計年度前から前会計年度までの三年間に発電されたキロワット時を単位とする電力量を表す数を合算して得た数を三で除して得た数が四百五十億キロワット時以上であるときは、当該事業所をその区域に含む市町村に対して交付することができる指定会計年度の交付金の交付限度額は、主務大臣が、原子力発電供用施設の運転の円滑化に資するため特に必要と認める場合に限り、前三項で定めた交付限度額に三を乗じて得た金額とすることができる。

5 一の対象原子力発電供用施設所在市町村に係る交付金の交付限度額の前四項までの算定の対象となる期間は、対象原子力発電供用施設（対象関連設備のみがその区域内に設置されている場合にあつては「対象関連設備」をいう。以下この項において同じ。）の使用が開始された日（対象関連設備のみがその区域内に設置されている場合にあつては、当該対象関連設備を利用に供する原子力発電供用施設の使用が開始された日）が属する会計年度の翌会計年度（現に第六条第一項の規定に基づく交付金の交付が行われている会計年度を除く。）から当該対象原子力発電供用施設が廃止される日（対象関連設備のみがその区域内に設置されている場合にあつては、当該対象関連設備を利用に供する原子力発電供用施設が廃止される日）が属する会計年度までとする。

ただし、当該対象原子力発電供用施設が廃止された場合であっても、当該対象原子力発電供用施設に係る第一項第四号に規定する附帯使用済燃料貯蔵設備が現に存している場合にあつては、当該附帯使用済燃料貯蔵設備に係る対象使用済燃料が貯蔵されている日が属する会計年度までを第一項第四号の算定の対象となる期間とする。

6 市町村合併により、対象原子力発電供用施設所在市町村の区域に変更があつた場合であつて、市町村合併の日以前に当該区域内の原子力発電供用施設の着工が確実となつた場合にあつては、当該原子力発電供用施設に係る交付金の交付限度額については、合併前の対象原子力発電供用施設所在市町村の区域を市町村とみなして前項までの規定を適用

7 対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内に所在する対象原子力発電供用施設（機構が設置する原子力発電施設及び原子力発電密接関連施設を除く。）が設置されている一の事業所において、初めて混合酸化物燃料を使用しようとする者が平成二十一年度の末日までに当該事業所をその区域に含む市町村に当該燃料の使用を申し入れた場合は、その申し入れた日の属する会計年度の翌会計年度から五年間、当該市町村に対して第一項又は第三項で定める毎会計年度の交付限度額（第四項の規定の適用がある場合にあつて

は、同項で定める交付限度額)に二千万円を限度とする額を加えて交付することができる。

- 8 前項の規定にかかわらず、二以上の対象原子力発電供用施設所在市町村の区域にまたがって所在する対象原子力発電供用施設(機構が設置する原子力発電施設及び原子力発電密接関連施設を除く。)が設置されている一の事業所において、初めて混合酸化物燃料を使用しようとする者が平成二十一年度の末日までに当該事業所をその区域に含む市町村に当該燃料の使用を申し入れた場合は、その申し入れた日の属する会計年度の翌会計年度から五年間、当該事業所をその区域に含むそれぞれの市町村に対して第二項で定める毎会計年度の交付限度額(第四項の規定の適用がある場合にあっては、同項で定める交付限度額)に二千万円を限度とする額を加えて交付することができる。
- 9 前項に規定する一の事業所をその区域に含む二以上の対象原子力発電供用施設所在市町村間の市町村合併により一の市町村となった場合であって、市町村合併の日以前に当該事業所において初めて混合酸化物燃料を使用しようとする者が平成二十一年度の末日までに当該合併後の市町村に当該燃料の使用を申し入れた場合にあっては、合併前の市町村の区域を市町村とみなして前項の規定を適用する。
- 10 電気事業者が平成二十五年の末日までにその所有する対象原子力発電供用施設に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十六条第一項第八号に掲げる事項の変更に係る同条第二項の申請を行った場合(原子炉の運転期間を延長しようとする場合に限る。)は、当該対象原子力発電供用施設に係る対象原子力発電供用施設所在市町村(その区域内に当該対象原子力発電供用施設が設置されている事業所が所在する市町村の区域内に設置されている他の対象原子力発電供用施設について既に当該申請が行われている場合を除く。)に対して、当該申請の日の属する会計年度又はその翌会計年度から五年間、第一項、第二項又は第三項で定める毎会計年度の交付限度額(第四項の規定の適用がある場合にあっては、同項で定める交付限度額)に二千万円を限度とする額を加えて交付することができる。
- 11 平成二十五年の末日までに二以上の対象原子力発電供用施設所在市町村が市町村合併により一の市町村となった場合であって、当該市町村合併の行われた日以前に前項の申請が行われた場合にあっては、当該市町村合併前の市町村の区域を市町村とみなして前項の規定を適用する。

第十一条 一の水力発電施設周辺市町村の区域に対して交付することができる毎会計年度の交付金(以下この条において単に「交付金」という。)の交付限度額は、次の算式により算定した金額とする。ただし、当該金額が四百五十万円に満たない場合にあっては四百五十万円、五千万円を超える場合にあっては四千五百万円とする。

$$A \times 0.075 + B \times 0.0375 \text{円}$$

- 一 Aは、当該会計年度における当該市町村の区域に含まれる特定区分施設等(第三項に規定する当該特定区分施設等に係る交付金の交付期間中にあるものに限る。以下「対象特定区分施設等」という。)の基準発電電力量のうち、自流式の水力発電施設に係るものの合計をキロワット時を単位として表した数
- 二 Bは、当該会計年度における当該市町村の区域に含まれる対象特定区分施設等の基準発電電力量のうち、揚水式の水力発電施設に係るものの合計をキロワット時を単位として表した数

- 2 市町村合併(前項の規定を適用して算出した交付金の交付限度額が、合併前の市町村の区域に係る交付金の交付限度額の合計額を下回るものに限る。以下この項において同じ。)により、水力発電施設周辺市町村の区域に変更があった場合であって、市町村合併の日以前に当該区域内の水力発電施設の着工が確実に終わった場合にあっては、当該水力発電施設に係る交付金の交付限度額については、それぞれの合併前の市町村の区域を市町村とみなして前項の規定を適用する。この場合において、この項の前段に定める交付

限度額の合計が五千万円未満の場合であって、市町村合併の日の次の日以降に水力発電施設の着工が確実となった場合の交付限度額については、前項の規定にかかわらず、この項の前段に定める交付限度額に前項の規定により算出した当該水力発電施設に係る交付限度額を加えた金額（当該金額が五千万円を超える場合にあっては五千万円）とする。

- 3 一の水力発電施設周辺市町村の区域に含まれる一の特定区分施設等のうち、前二項の交付金の交付限度額の算定の対象となる期間（以下この条において「算定期間」という。）は、当該特定区分施設等に係る対象水力発電施設であって、当該市町村の区域に含まれる算定特定区分施設等（当該市町村の区域に含まれる特定区分施設等のうち、当該特定区分施設等に係る交付金が初めて交付された会計年度の開始の日から八年以上経過したものを除いたものをいう。以下同じ。）の評価出力の合計が初めて千キロワット以上で、かつ、基準発電電力量の合計が五百万キロワット時以上となったもの（昭和五十六年度以降のものに限り、以下「算定開始年度」という。）の開始の日から七年間とする。ただし、その期間中に当該市町村の区域に含まれる算定特定区分施設等の評価出力の合計が千キロワット未満又は基準発電電力量の合計が五百万キロワット時未満となる会計年度が含まれる場合にあっては、当該会計年度の前会計年度の末日までとする。
- 4 前項ただし書の場合であって、同項ただし書に規定する算定期間の終了後の会計年度（算定開始年度の七年後の会計年度以前のものに限る。）において再び当該市町村の区域に含まれる算定特定区分施設等の評価出力の合計が千キロワット以上で、かつ、基準発電電力量の合計が五百万キロワット時以上となるときは、当該会計年度の開始の日から算定開始年度の七年後の会計年度の末日までの期間も算定期間とする。
- 5 前二項の規定にかかわらず、当該市町村が前二項に規定する算定期間中に当該市町村の区域内において行われる国又は電気事業者による発電水力の調査又は開発に協力した場合であって、当該協力が水力発電施設の設置及び運転の円滑化に特に資すると認められる場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間を算定期間とする。
 - 一 第三項本文に規定する算定期間中又は同項ただし書に規定する算定期間及び前項に規定する算定期間中に当該協力を行った場合 第三項本文に規定する算定期間を更に八年間延長した期間
 - 二 第三項ただし書に規定する算定期間中のみに当該協力を行った場合 同項ただし書に規定する算定期間を更に八年間延長した期間
 - 三 前項に規定する算定期間中のみに当該協力を行った場合 第三項ただし書に規定する算定期間及び前項に規定する算定期間を更に八年間延長した期間
- 6 前三項の規定にかかわらず、当該市町村が前項各号において延長した八年間の期間中に、新規の水力開発の推進に関して協力する旨を明らかにした場合には、同項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間を更に七年間延長した期間を算定期間とする。
- 7 第三項から前項までの規定にかかわらず、当該市町村が前項に規定する算定期間のうち前項において延長した七年間の期間中に当該市町村の区域内において行われる国又は電気事業者による発電水力の調査又は開発に協力した場合であって、当該協力が水力発電施設の設置及び運転の円滑化に特に資すると認められる場合は、第五項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ前項に規定する期間を更に八年間延長した期間を算定期間とする。

第十二条 廃止に関する計画が確実である事業所（機構が設置する原子力発電供用施設（深地層研究施設を除く。以下同じ。）の設置の用に供されるものに限る。）の所在市町村に対して原子力発電供用施設の使用

の終了の日が属する会計年度まで交付することのできる毎会計年度の交付金の交付限度額及びこれに隣接する市町村（原子力発電供用施設隣接市町村若しくは原子力発電供用施設隣々接市町村のうち文部科学大臣が地域経済の自力的発展を促すために特に必要と認めるものに限る。）に対して原子力発電供用施設所在等都道府県を経由して原子力発電供用施設の使用の終了の日が属する会計年度まで交付することのできる毎会計年度の交付金の交付限度額の合計額は、それぞれ一億円とする。

- 2 市町村合併により、原子力発電供用施設所在市町村の区域に変更があった場合であって、市町村合併の日以前に当該区域内の事業所の廃止に関する計画が確実となった場合にあっては、当該事業所に係る本条の交付金の交付限度額については、それぞれの合併前の市町村の区域を市町村とみなして前項の規定を適用する。

（交付限度額の特例）

第十三条 主務大臣は、発電用施設等の設置及び運転の円滑化に資するため特に必要と認める場合は、第四条から前条までの規定にかかわらず、別に主務大臣が定める金額を交付金の交付限度額とすることができる。

（交付金の交付申請）

第十四条 交付金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年四月一日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日（主務大臣が、特に必要と認める場合は、別に主務大臣が定める期間）までの間に、様式第一による申請書二通（正本及び副本各一通）に様式第二による交付金事業計画書を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に総事業費に占める交付金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第十五条 主務大臣は、前条第一項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要と認める場合は、交付金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて決定し、これを通知するものとする。

- 2 前条第一項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項の規定による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、九十日とする。
- 3 主務大臣は、前条第二項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税等仕入控除税額について、第二十条第一項の規定により交付すべき交付金を額の確定した後に必要な減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

（交付の条件）

第十六条 主務大臣は、第十五条第一項の規定による交付金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

- 一 第三条第一項各号に掲げる措置に係る交付金事業毎の交付対象経費の各費目又は各費目の内訳に配分された額を変更しようとするとき（ただし、交付対象経費の各費目又は各費目の内訳に配分された額のいずれか低い額の十五パーセント以内の範囲で流用を行おうとする場合を除く。）は、主務大臣の承認を受けるべきこと。
- 二 第十五条第一項の通知を受けた事業（以下「交付金事業」という。）を行うため契約を締結する場合には、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条によるべきこと。
- 三 交付金事業の内容の変更をしようとするときは、様式第三による申請書二通（正本及び副本各一通）を主務大臣に提出し、承認を受けるべきこと。
- 四 交付金事業を中止し、又は廃止しようとするときは、主務大臣の承認を受けるべきこと。
- 五 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、様式第四による報告書二通（正本及び副本各一通）を速やかに主務大臣に提出してその指示を受けるべきこと。

（申請の取下げ）

第十七条 第十五条第一項の通知を受けた者（以下「交付金事業者」という。）であって、当該通知書に係る交付金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服がある者は、交付金の交付の申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により申請の取下げをしようとする者は、第十五条第一項の通知があった日から十五日以内に、様式第五による届出書二通（正本及び副本各一通）を主務大臣に提出しなければならない。

（状況報告）

第十八条 交付金事業者は、主務大臣が特に必要と認めて要求したときは、様式第六による交付金事業実施状況報告書を主務大臣が要求する期日までに提出しなければならない。

（実績報告等）

第十九条 交付金事業者は、交付金事業が完了した日若しくは第十六条第一項第四号の規定による交付金事業の廃止の承認があった日から一月を経過した日又は同号の規定による交付金事業が完了した日若しくは交付金事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の翌会計年度の四月十日のいずれか早い日（交付金事業が完了せずに会計年度が終了した場合にあっては、翌会計年度の四月三十日）までに、様式第七による実績報告書二通（正本及び副本各一通）を主務大臣に提出しなければならない。ただし、主務大臣が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

- 2 交付金事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 交付金事業者は、第一項の実績報告書のほかに、交付金事業が完了した日又は第十六条第一項第四号の規定による交付金事業の廃止の承認があった日から三月を経過した日までに、当該交付金事業の成果の評価を記載した様式第八による評価報告書二通（正本及び副本各一通）を主務大臣に提出しなければならない。ただし、主務大臣が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。
- 4 主務大臣は、前項の規定により評価報告書の提出があったときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表することができる。

（交付金の額の確定）

第二十条 主務大臣は、交付金事業者から交付金事業の完了又は廃止に係る前条第一項の実績報告書の提出

があったときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る交付金事業の成果が第十五条第一項の交付金の交付の決定の内容及び第十六条の規定により付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、当該交付金事業者に通知するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により交付金事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 交付金事業者は、前項の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第十九条第二項で定めるところにより納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の規定により交付金の額を確定したときは、第三条第一項各号に掲げる措置ごとに次の各号に掲げる当該交付金に関する事項をインターネットその他の方法により公表するものとする。

一 交付金事業の名称

二 交付金事業の実施場所

三 交付金事業の概要

四 交付金事業に要した費用及び交付金の額

(交付金の支払)

第二十一条 交付金は、前条第一項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。

ただし、主務大臣が必要と認める場合には、交付金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 交付金事業者は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、様式第九による交付金支払請求書二通（正本及び副本各一通）を主務大臣に提出しなければならない。

(交付金事業による収益の一部の納付)

第二十二条 交付金事業者は、第三条第一項後段に規定する事業のうち相当の収益が生ずる可能性があると思われる事業（交付金事業者が委託した事業も含む）については、当該交付金事業の業務又は会計の状況に関する報告及び資料を、事業を実施する年度ごとに、速やかに主務大臣に提出しなければならない。

2 主務大臣は、前項の報告の結果、交付金事業者等に相当の収益が生じたと認められる場合においては、当該交付金事業により生じた収益から必要な経費を控除した額（交付金の額を超えない範囲に限る。）の納付を命ずることができる。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第二十三条 交付金事業者は、交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第十により速やかに主務大臣に報告しなければならない。

2 主務大臣は、前項の報告があった場合には、期限を定めて、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 第二十条第三項の規定は、前項の返還の場合について準用する。

(交付決定の取消し)

第二十四条 主務大臣は、第十六条第一項第四号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当するときは、第十五条第一項の決定の全部又は一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれ

に付した条件を変更することができる。

- 一 交付金事業者が交付金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく主務大臣の処分に違反した場合
- 二 交付金事業者が交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合
- 三 発電用施設等の設置計画が中止又は廃止された場合
- 四 発電用施設等の設置の工事が中止又は廃止された場合
(財産処分の制限)

第二十五条 交付金事業者は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金事業の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 交付金事業者は、交付金事業により取得した不動産、設備その他の財産（取得価格及び効用の増加価格の単価が五十万円未満のものを除く。）を交付金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、様式第十一による申請書二通（正本及び副本各一通）を主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、主務大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

(交付金事業の経理)

第二十六条 交付金事業者は、交付金事業の経理について交付金事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を交付金事業が完了した日の属する会計年度の終了後五年間保存しておかななければならない。

(交付金調書)

第二十七条 交付金事業者は、当該交付金事業に係る支出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため様式第十二による交付金調書を作成しておかななければならない。

(主務大臣)

第二十八条 この規則における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 機構が設置する原子力発電供用施設（深地層研究施設を除く。以下この号において同じ。）に係る第六条、第八条（原子力発電供用施設所在等市町村の事業所の区域内に機構が設置する原子力発電供用施設の合計出力の当該原子力発電供用施設所在等市町村に設置されている事業所の合計出力に対する割合に相当する部分に限る。）、第九条（電力移出県等に機構が設置する原子力発電供用施設の発電電力量の当該電力移出県等の道府県発電電力量に対する割合に相当する部分に限る。）、第十条（対象原子力発電供用施設所在市町村の事業所の区域内に機構が設置する原子力発電供用施設の合計出力又は合計した発電電力量の当該対象原子力発電供用施設所在市町村の事業所の合計出力又は合計した発電電力量に対する割合に相当する部分及び機構が設置する原子力発電供用施設に貯蔵される対象使用済燃料に係る部分に限る。）及び第十二条の交付金に関する事項については、文部科学大臣
- 二 前号に規定する交付金に関する事項以外の事項については、経済産業大臣

附 則（平成十六年二月六日 文部科学省・経済産業省告示第二号）

- 1 この規則は公布の日から施行し、平成十五年度予算から適用する。
- 2 平成十五年度予算に係る交付金の交付の申請については、第十三条第一項中「毎年五月十六日から五月

三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日まで」とあるのは、「平成十六年二月六日から二月二十七日まで」とする。

- 3 電源立地等初期対策交付金交付規則（平成十二年科学技術庁・通商産業省告示第三号）、原子力発電施設等に係る電源立地促進対策交付金交付規則（昭和四十九年科学技術庁・通商産業省告示第二号）、火力発電施設及び水力発電施設に係る電源立地促進対策交付金交付規則（昭和四十九年通商産業省告示第四百七十八号）、電源立地特別交付金交付規則（平成十二年科学技術庁・通商産業省告示第十号）、原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金交付規則（平成九年科学技術庁・通商産業省告示第十号）、水力発電施設周辺地域交付金交付規則（昭和五十六年通商産業省告示第四百六十五号）、電源開発促進対策特別会計法施行令第一条第一項第二十号の文部科学大臣及び経済産業大臣が定める基準（平成十二年総理府・通商産業省告示第六号）及び電源開発促進対策特別会計法施行令第一条第一項第二十八号の通商産業大臣が定める基準（昭和五十六年通商産業省告示第四百六十四号）は廃止する。ただし、この規則の公布の日以前にこれらの告示に基づく交付の決定を受けた交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成十六年十二月十日 文部科学省・経済産業省告示第七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の電源立地地域対策交付金交付規則の規定は、平成十六年度予算から適用する。
- 2 平成十六年度予算に係る交付金の交付の申請については、電源立地地域対策交付金交付規則第十三条第一項中「毎年度十月十六日から十月三十一日まで」とあるのは、「平成十六年十月十六日から十二月十七日まで」とする。

附 則（平成十七年三月一日 文部科学省・経済産業省告示第一号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の電源立地地域対策交付金交付規則の規定は、平成十六年度予算から適用する。

附 則（平成十七年九月二十七日 文部科学省・経済産業省告示第二号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の電源立地地域対策交付金交付規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成十七年度予算から適用する。ただし、第二条第一号、第十一条第一項及び第二十七条第一号の改正規定、別表第三原子力発電施設の項の改正規定、別表第六の改正規定（同表発電用原子炉に燃料として使用された核燃料物質の再処理施設（機構が設置するものを除く。）の項の改正規定を除く。）並びに別表第十六の改正規定（同表備考五及び備考十四の改正規定並びに同表備考に次のように加える改正規定を除く。）は、平成十七年十月一日から施行する。
- 2 旧要対策重要電源（電力の長期的な需給安定確保のために特に重要な電源として平成二十一年十一月十七日以前に総合エネルギー対策推進閣僚会議に報告された電源をいう。）のうち、火力発電施設は、新規則第五条の適用については、重要電源促進地点（「電源開発に係る地点の指定について」（平成十六年九月十日閣議了解）を踏まえ、電源開発の円滑な推進を図るために、資源エネルギー庁長官が指定する地点をいう。以下同じ。）とみなす。
- 3 開発促進重要地点（積極的に電源立地の推進を図る電源として資源エネルギー庁長官が指定した地点を

いう。)であったもののうち、平成十七年二月十八日にその指定が解除された火力発電施設は、新規則第五条の適用については、重要電源促進地点とみなす。

- 4 平成十七年度予算に係る交付金の交付の申請については、新規則第十三条第一項中「毎年五月十六日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日まで」とあるのは「平成十七年五月十六日から平成十七年九月三十日まで又は平成十七年十月十六日から平成十七年十月三十一日まで」とする。

附 則（平成十七年十二月二十二日 文部科学省・経済産業省告示第七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の電源立地地域対策交付金交付規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成十七年度予算から適用する。
- 2 平成十七年度予算に係る使用済燃料の貯蔵施設に関する新規則第五条に規定する交付金の交付の申請については、新規則第十三条第一項中「毎年五月十六日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日」とあるのは「平成十七年五月十六日から平成十七年五月三十一日まで又は平成十七年十月十六日から平成十八年一月十日」とする。

附 則（平成十八年九月二十五日 文部科学省・経済産業省告示第五号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の電源立地地域対策交付金交付規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成十八年度予算から適用する。
- 2 施行日前の発電用施設等の運転の停止又は出力を低下させた運転に対する別表第八の表(二)の備考二十四及び二十五並びに別表第十六の備考十四から十六の規定については、なお従前の例による。
- 3 平成十八年度予算に係る交付金の交付の申請については、新規則第十三条第一項中「毎年五月十六日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日まで」とあるのは、「平成十八年五月十六日から平成十八年十月二日まで又は平成十八年十月十六日から平成十八年十月三十一日まで」とする。

附 則（平成十八年十月六日 文部科学省・経済産業省告示第六号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の電源立地地域対策交付金交付規則の規定は、平成十八年度予算から適用する。

附 則（平成十九年三月三十一日 文部科学省・経済産業省告示第二号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年十二月十四日 文部科学省・経済産業省告示第九号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の電源立地地域対策交付金交付規則の規定は、平成十九年度予算から適用する。

附 則（平成二十年三月三十一日 文部科学省・経済産業省告示第二号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第十条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年六月二十七日 文部科学省・経済産業省告示第三号）

この規則は、平成二十年六月二十七日から施行する。

附 則（平成二十年七月三十一日 文部科学省・経済産業省告示第五号）

この規則は、平成二十年七月三十一日から施行する。

附 則（平成二十年十二月一日 文部科学省・経済産業省告示第十一号）

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則（平成二十一年三月三十一日 文部科学省・経済産業省告示第一号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年九月十四日 文部科学省・経済産業省告示第三号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の電源立地地域対策交付金交付規則の規定は、平成二十一年度予算から適用する。

附 則（平成二十二年一月八日 文部科学省・経済産業省告示第一号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の電源立地地域対策交付金交付規則の規定は、平成二十一年度予算から適用する。

附 則（平成二十二年三月三十一日 文部科学省・経済産業省告示第三号）

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 平成二十二年度予算に係る交付金の交付の申請については、第十条第一項第十号中「四十年以上四十一年未満のもの」とあるのは、「四十年以上のもの」とする。

附 則（平成二十二年九月十三日 文部科学省・経済産業省告示第五号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の電源立地地域対策交付金交付規則の規定は、平成二十二年度予算から適用する。

別表第一（第二条、第六条、第八条、第九条、第十条関係）

原子力発電供用施設の種類		出力	金額
原子力発電施設（機構が設置するものを除く。）		当該施設の出力をキロワットを単位として表した数	五百五十円
機構が設置する原子力発電供用施設	原子力発電施設（高速増殖炉の原型炉を除く。）	当該施設の予定建設費を十萬円で除して得た数	五百五十円
	原子力発電施設のうち高速増殖炉の原型炉	当該施設の予定建設費を三十六萬二千円で除して得た数	五百五十円
	使用済燃料の再処理施設	当該施設のトン単位とする年間再処理能力を十萬分の二十トンのトンで除して得た数	五百五十円
	使用済燃料の試験検査施設（平成三年度において設置の工事が行われたものに限る。）	当該施設の予定建設費を三十三萬円で除して得た数	五百五十円
	使用済燃料の試験検査施設（平成三年度において設置の工事が行われたものを除く。）	当該施設の建設費を十萬円で除して得た数	五百五十円
	使用済燃料の再処理施設に係る安全性に関する研究の用に供される施設	当該施設の建設費を三十三萬円で除して得た数	五百五十円
	使用済燃料から核燃料物質その他の有用物質を分離した後に残存する放射性廃棄物の固化に必要な技術を実証するための施設	当該施設の予定建設費を三十三萬円で除して得た数	五百五十円
	使用済燃料の再処理施設から生ずる放射性廃棄物（使用済燃料から核燃料物質その他の有用物質を分離した後に残存する放射性廃棄物を除く。）の処理に必要な技術を実証するための施設	当該施設の予定建設費を三十二萬三千円で除して得た数	五百五十円
	高速増殖炉に燃料として使用された核燃料物質の再処理に必要な技術を実証するための施設	当該施設の予定建設費を三十七萬円で除して得た数	五百五十円
	発電用原子炉に係る安全性に関する研究の用に供される原子炉	当該施設の建設費を十萬円で除して得た数	三百円
	高速増殖炉の実験炉（昭和五十七年度又は平成九年度において設置の工事が行われたものを除く。）	当該施設の予定建設費を十萬円で除して得た数	五百五十円
	高速増殖炉の実験炉（昭和五十七年度において設置の工事が行われたものに限る。）	当該施設の予定建設費を二十三萬円で除して得た数	五百五十円
	高速増殖炉の実験炉（平成九年度において設置の工事が行われたものに限る。）	当該施設の予定建設費を三十八萬円で除して得た数	五百五十円
	高速増殖炉に燃料として使用される核燃料物質の加工施設	当該施設のトン単位とする核燃料物質の年間加工能力を十五萬分の四トンのトンで除して得た数	五百五十円

	実験用ウラン濃縮施設	当該施設のトン単位とする濃縮ウランの年間生産能力を十万分の三トンで除して得た数	五百五十円
	実用ウラン濃縮施設の建設及び運転に必要な技術を実証するためのウラン濃縮施設	当該施設のトン単位とする濃縮ウランの年間生産能力を十万分の九トンで除して得た数	五百五十円
	深地層研究施設	当該施設の予定建設費を三十四万六千円で除して得た数	五百五十円
使用済燃料の試験検査施設（昭和五十年年度若しくは昭和六十年年度又は平成三年度において設置の工事が行われたものを除く。）		当該施設の予定建設費を十萬円で除して得た数	五百五十円
使用済燃料の試験検査施設（昭和六十年年度において設置の工事が行われたものに限る。）		当該施設の建設費を三十四万円で除して得た数	五百五十円
使用済燃料の再処理施設（機構が設置するものを除く。）		当該施設のトン単位とする年間再処理能力を十万分の二十五トンで除して得た数（再処理施設を構成する高レベル放射性廃棄物ガラス固化体貯蔵管理施設（増設したものに限る。）にあっては、当該施設の予定建設費を七千七百九十五億円で除して得た数に当該再処理施設のトン単位とする年間再処理能力を十万分の二十五トンで除して得た数を乗じて得た数）	五百五十円
混合酸化物燃料の加工施設		当該施設のトンHMを単位とする年間加工能力を八萬分の十一トンHMで除して得た数	五百五十円
実用ウラン濃縮施設		当該施設のトンSWUを単位とする年間分離能力を一万分の十八トンSWUで除して得た数	五百五十円
使用済燃料の貯蔵施設		当該施設の予定建設費を三十二万八千円で除して得た数	五百五十円
廃棄施設（整備法施行令第三条第十二号に掲げる施設であって、原子力発電施設を設置した工場又は事業所内におけるものを除く。以下単に「廃棄施設」という。）		当該施設の予定建設費を三十万八千円で除して得た数	五百五十円

別表第二（第二条関係）

- 一 水力発電所の建物（発電設備が設置されているものに限る。）
- 二 貯水池又は調整池（人工のものであって、総容量が百万立方メートル以上のもの（建設の目的として発電以外のものを含むものにあつては、発電のための有効容量が百万立方メートル以上のもの）に限る。）
- 三 ダム（高さが十五メートル以上のもの（建設の目的として発電以外のものを含むものにあつては、高さが十五メートル以上であり、かつ、当該ダムに係る貯水池又は調整池の発電のための有効容量が百万立方メートル以上のもの）に限る。）

四 特定区間（次の表の上欄に掲げる河川の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区間をいう。）

一 取水口の下流域に放水口が設置されている河川	取水口から放水口までの区間（長さが五百メートル未満のものを除く。）
二 取水口の下流域に放水口が設置されていない河川	取水口から当該河川に存する地点であって当該地点に係る集水地域の面積が当該取水口に係る集水地域の面積の一・五倍となる地点までの区間
第一号及び第二号の下欄に掲げる区間において当該河川が海又は湖沼へ流入する場合にあっては、取水口から海又は湖沼へ流入する地点までの区間とする。	

別表第三（第二条関係）

特定区分施設等の設置の種類	評価出力	基準発電電力量
一 一の市町村の区域のみに含まれるもの	次の算式により算定して得た出力 $C \times \frac{1}{E}$	次の算式により算定して得た発電電力量 $D \times \frac{1}{E}$
二 二以上の市町村の区域に含まれるもの	次の算式により算定して得た出力 $C \times \frac{1}{E} \times \frac{1}{F}$	次の算式により算定して得た発電電力量 $D \times \frac{1}{E} \times \frac{1}{F}$

（備考）

- 一 Cは、交付年度の十六年前の会計年度の末日における当該特定区分施設等に係る対象水力発電施設の出力
- 二 Dは、交付年度の十一年前の会計年度から前々会計年度までの当該特定区分施設等に係る対象水力発電施設の平均年間発電電力量
- 三 Eは、当該特定区分施設等に係る対象水力発電施設に係る特定区分施設等の数
- 四 Fは、当該特定区分施設等がその区域に含まれる市町村の数

別表第四（第七条関係）

火力発電施設（第一種地域に設置されるものであって、石炭を主たる燃料とするもの）	五百五十円	四
地熱発電施設及び火力発電施設（第一種地域に設置されるものであって、石炭を主たる燃料とするもの以外のもの）	五百五十円	三
火力発電施設（第二種地域に設置されるものであって、石炭を主たる燃料とするもの）	二百五十円	四
地熱発電施設及び火力発電施設（第二種地域に設置されるものであって、石炭を主たる燃料とするもの以外のもの）	二百五十円	三
水力発電施設	二百五十円	五

（備考）

- 一 工業再配置促進法を廃止する法律（平成十八年法律第三十二号）（以下「工配法廃止法」という。）の施行日前に、イ又はロに掲げる地域に含まれる地点が整備法第三条の規定により指定されていた場合において、イ又はロに掲げる地域は、それぞれイ又はロに定める区域をいう。

イ 第一種指定地域工配法廃止法による廃止前の工業再配置促進法（昭和四十七年法律第七十三号）第二条第二項に規定する誘導地域又は廃止整備政令による廃止前の工業再配置促進法施行令第三条第二項に規定する工業集積度が一未満の市町村の区域

ロ 第二種指定地域イに定める区域以外の区域

二 工配法廃止法の施行日以降に、イ又はロに掲げる地域に含まれる地点が整備法第三条の規定により指定された場合において、イ又はロに掲げる地域は、それぞれイ又はロに定める区域をいう。

イ 第一種地域工業の集積の程度が低く、かつ、人口の増加の割合が低い道県若しくは当該道県とその区域が接続し、かつ、工業の集積の程度及び人口の増加の割合が当該道県に類する市町村又は整備法施行令第五条第二項に規定する工業集積度が一未満の市町村の区域

ロ 第二種地域イに定める区域以外の区域

別表第五（第八条関係）

設備能力の合計出力	金額
百万キロワット未満	三百円
百万キロワット以上二百万キロワット未満	四百円
二百万キロワット以上三百万キロワット未満	五百円
三百万キロワット以上四百万キロワット未満	六百円
四百万キロワット以上五百万キロワット未満	七百元
五百万キロワット以上六百万キロワット未満	八百元
六百万キロワット以上七百万キロワット未満	九百元
七百万キロワット以上八百万キロワット未満	千円
八百万キロワット以上九百万キロワット未満	千二百円
九百万キロワット以上	千二百円

別表第六（第八条関係）

原子力発電供用施設の新設の工事が開始された市町村	特別単価適用開始年度から三年間	三千円
	特別単価適用開始年度の三年後の年度から二年間	千八百円
原子力発電供用施設の増設の工事が開始された市町村	特別単価適用開始年度から三年間	第八条第一項第一号イ(2)の算式により算定して得た数×d/a + 三千円×e/a
	特別単価適用開始年度の三年後の年度から二年間	第八条第一項第一号イ(2)の算式により算定して得た数×d/a + 千八百円×e/a
大型再処理施設の新設の工事が開始された市町村	特別単価適用開始年度から三年間	二千四百円
	特別単価適用開始年度の三年後の年度から二年間	千八百円
使用済燃料の貯蔵施設の新設の工事が開始された市町村	特別単価適用開始年度から三年間	二千四百円
	特別単価適用開始年度の三年後の年度から二年間	千八百円
混合酸化物燃料の加工施設の新設の工事が開始された市町村	特別単価適用開始年度から三年間	二千四百円
	特別単価適用開始年度の三年後の年度から二年間	千八百円

(備考)

- 一 当該市町村が原子力発電供用施設隣接市町村及び原子力発電供用施設隣々接市町村である場合にあっては、当該市町村が産業再配置促進環境整備費補助金交付規則（昭和四十八年通商産業省告示第三百三号）第三条に定める特別誘導地域に指定された市町村又は過去五年間で域内の総人口が減少している市町村に限る。
- 二 aは、第八条第一項第一号イに定めるところによる。
- 三 dは、当該市町村の事業所内に設置されている既存の原子力発電供用施設の基準日の属する月の前々月の末日における設備能力の合計出力
- 四 eは、当該市町村の事業所内において増設の工事が開始された原子力発電供用施設の基準日の属する月の前々月の末日における出力
- 五 深地層研究施設を除く。

別表第七（第九条関係）

表(一)

発電用施設等の種類		発電電力量
一 一般電気事業者により設置が行われている発電施設	イ 交付年度の前々会計年度の開始の日において使用されているもの	次の算式により算定して得た数 $a \times b \times c \times j$
	ロ 交付年度の前々会計年度において使用が開始されたもの	次の算式により算定して得た数 $(a \times d \times c + a \times e \times c \times f) \times j$
	ハ 交付年度の前会計年度において設置の工事が行われたもの（当該年度において使用が開始されたものを含む。）	次の算式により算定して得た数 $a \times b' \times c \times f \times j$
二 卸電気事業者、特定規模電気事業者又は卸供給事業者により設置が行われている発電施設	イ 交付年度の前々会計年度の開始の日において使用されているもの	次の算式により算定して得た数 $g \times b \times c \times j$
	ロ 交付年度の前々会計年度において使用が開始されたもの	次の算式により算定して得た数 $(g \times d \times c + g' \times e \times c \times f) \times j$
	ハ 交付年度の前会計年度において設置の工事が行われたもの（当該年度において使用が開始されたものを含む。）	次の算式により算定して得た数 $g' \times b' \times c \times f \times j$
三 機構により設置が行われている原子力発電施設及び原子力発電密接関連施設	イ 交付年度の前々会計年度の開始の日において使用されているもの	次の算式により算定して得た数 $h \times b \times i \times j$
	ロ 交付年度の前々会計年度において使用が開始されたもの	次の算式により算定して得た数 $(h \times d \times i + h' \times e \times i \times f) \times j$
	ハ 交付年度の前会計年度において設置の工事が行われたもの（当該年度において使用が開始されたものを含む。）	次の算式により算定して得た数 $h' \times b' \times i \times f \times j$

表 (二)

発電用施設等の種類		発電電力量
一 一般電気事業者により設置が行われている発電施設	イ 交付年度の前々会計年度の開始の日において使用されているもの	(交付年度の前々会計年度における発電電力量 (発電端におけるものをいう。以下同じ。)) $\times j'$
	ロ 交付年度の前々会計年度において使用が開始されたもの	(次に掲げる電力量の合計電力量) $\times j'$ (1) 交付年度の前々会計年度における発電電力量 (2) 次の算式により算定して得た数 $a \times e \times c \times f$
	ハ 交付年度の前会計年度において設置の工事が行われたもの (当該年度において使用が開始されたものを含む。)	次の算式により算定して得た数 $a \times b' \times c \times f \times j'$
二 卸電気事業者、特定規模電気事業者又は卸供給事業者により設置が行われている発電施設	イ 交付年度の前々会計年度の開始の日において使用されているもの	(交付年度の前々会計年度における当該地域から一般電気事業者が受電した電力量 (以下「受電電力量」という。)) $\times j'$
	ロ 交付年度の前々会計年度において使用が開始されたもの	(次に掲げる電力量の合計電力量) $\times j'$ (1) 交付年度の前々会計年度における受電電力量 (2) 次の算式により算定して得た数 $g' \times e \times c \times f$
	ハ 交付年度の前会計年度において設置の工事が行われたもの (当該年度において使用が開始されたものを含む。)	次の算式により算定して得た数 $g' \times b' \times c \times f \times j'$
三 機構により設置が行われている原子力発電施設及び原子力発電密接関連施設 (実用ウラン濃縮施設、廃棄施設、使用済燃料の再処理施設 (機構が設置するものを除く。)) を除く。	イ 交付年度の前々会計年度の開始の日において使用されているもの	次の算式により算定して得た数 $h \times b \times i \times f \times j'$
	ロ 交付年度の前々会計年度において使用が開始されたもの	次の算式により算定して得た数 $(h \times d \times i \times f + h' \times e \times i \times f) \times j'$
	ハ 交付年度の前会計年度において設置の工事が行われたもの (当該年度において使用が開始されたものを含む。)	次の算式により算定して得た数 $h' \times b' \times i \times f \times j'$
四 実用ウラン濃縮施設	イ 交付年度の前々会計年度の開始の日において使用が開始されたもの	次の算式により算定して得た数 $k \times l \times j'$
	ロ 交付年度の前々会計年度において使用が開始されたもの	(次に掲げる電力量の合計電力量) $\times j'$ (1) $k \times l$ (2) 次の算式により算定して得た数 $h' \times e \times i \times f$
	ハ 交付年度の前会計年度において設置の工事が行われたもの (当該年度において使用が開始されたものを含む。)	次の算式により算定して得た数 $h' \times b' \times i \times f \times j'$

五 廃棄施設	イ 交付年度の前々会計年度の開始の日において使用されているもの	次の算式により算定して得た数 $m \times n \times j'$
	ロ 交付年度の前々会計年度において使用が開始されたもの	(次に掲げる電力量の合計電力量) $\times j'$ (1) $k \times l$ (2) 次の算式により算定して得た数 $h' \times e \times i \times f$
	ハ 交付年度の前会計年度において設置の工事が行われたもの(当該年度において使用が開始されたものを含む。)	次の算式により算定して得た数 $h' \times b' \times i \times f \times j'$
六 使用済燃料の再処理施設(機構が設置するものを除く。)	イ 交付年度の前々会計年度の開始の日において使用されているもの	次の算式により算定して得た数 $(o \times p + q \times r) \times j'$
	ロ 交付年度の前々会計年度において使用が開始されたもの	(次に掲げる電力量の合計電力量) $\times j'$ (1) $o \times p + q \times r$ (2) 次の算式により算定して得た数 $h' \times e \times i \times f$
	ハ 交付年度の前会計年度において設置の工事が行われたもの(当該年度において使用が開始されたものを含む。)	次の算式により算定して得た数 $h' \times b' \times i \times f \times j'$
七 混合酸化物燃料の加工施設	イ 交付年度の前会計年度において設置の工事が行われたもの(当該年度において使用が開始されたものを含む。)	次の算式により算定して得た数 $h' \times b' \times i \times f \times j'$

(備考)

- 一 aは、当該発電施設の出力をキロワットを単位として表した数
- 二 bは、交付年度の前々会計年度の期間を日を単位として表した数に二十四を乗じて得た数
- 三 b'は、交付年度の前会計年度の期間を日を単位として表した数に二十四を乗じて得た数
- 四 cは、当該発電施設が原子力発電施設である場合にあっては0.81、火力発電施設であって石炭又は天然ガスを主たる燃料とするものである場合にあっては0.85、揚水式水力発電施設である場合にあっては0.08、その他の水力発電施設である場合にあっては0.5、その他の発電施設である場合にあっては0.51
- 五 dは、当該発電用施設等の使用が開始された日から、交付年度の前々会計年度の末日までの期間を日を単位として表した数に二十四を乗じて得た数
- 六 eは、交付年度の前々会計年度の開始の日から当該発電用施設等の使用が開始された日の前日までの期間を日を単位として表した数に二十四を乗じて得た数
- 七 fは、表(一)においては、当該発電用施設等が原子力発電施設又は原子力発電密接関連施設である場合にあっては四分之三、その他の発電施設である場合にあっては二分の一、表(二)においては、二分の

一

八 g は、当該発電施設から一般電気事業者が受電する電力をキロワットを単位として表した数

九 g' は、当該発電施設から一般電気事業者が受電すると見込まれる電力をキロワットを単位として表した数

十 h は、別表第一の原子力発電供用施設の種類の欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の出力の欄に掲げる数

十一 h' は、別表第一の原子力発電供用施設の種類の欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の出力の欄に掲げる数

十二 i は、〇・八一

十三 j は、表(一)においては当該発電施設等が原子力発電施設及び原子力発電密接関連施設である場合にあっては一・六、水力発電施設である場合にあっては一・三、地熱発電施設である場合にあっては一・三、火力発電施設である場合にあっては一・〇、その他の発電施設である場合にあっては一・〇

十四 j' は、表(二)においては当該発電施設等が原子力発電施設及び原子力発電密接関連施設である場合にあっては二・四、水力発電施設である場合にあっては二・〇、地熱発電施設である場合にあっては二・〇、火力発電施設である場合にあっては一・五、その他の発電施設である場合にあっては一・〇

十五 k は、トンウランを単位とする交付年度の前々会計年度における製品ウランの生産量を表した数

十六 l は、七百六十万

十七 m は、本を単位とする交付年度の前々会計年度における容器（二百リットルドラム缶相当）の搬入量を表した数

十八 n は、二十万

十九 o は、本を単位とする交付年度の前々会計年度における国内で生産されたガラス固化体の搬入量を表した数

二十 p は、千二百四十万

二十一 q は、本を単位とする交付年度の前々会計年度における海外から返還されたガラス固化体の搬入量を表した数

二十二 r は、四千九百六十万

二十三 発電電力量は、表(一)により得られた数の三分の一と表(二)により得られた数の三分の二を加算するものとする。

二十四 表(二)の一の項イ若しくはロ又は二の項のイ若しくはロに掲げる施設のうち原子力発電施設が前々会計年度において施設の安全性を確保するために運転を停止し、又は出力を低下させて運転した場合（当該年度においてあらかじめ計画されていたもの（災害その他の理由により当該年度の前年度から継続して運転を停止したもの又は出力を低下させて運転したものを除く。）を除く。）は、運転を停止していた期間（以下「運転停止期間」という。）又は出力を低下させて運転していた期間（以下「出力低下期間」という。）も平常時と同等に運転していたものとみなして、次の算式により算定した数（以下「みなし発電電力量」という。）に千を乗じて得た数に j' を乗じて得た数を同表下欄に掲げる数に加えるものとする。ただし、みなし発電電力量は、次の算式の A の数に B の数及び二十四を

乗じて得た数に〇・八一を乗じて得た数を上限とする。

$$A \times (B - C) \times 24 - D + E - F$$

Aは、前々会計年度における当該原子力発電施設の出力（その出力の変更について電事法第九条第一項又は第二項の規定による届出がされたものであって、当該原子力発電施設の損傷等により、一時的に出力が低下するものにあつては、当該届出前の出力）をメガワットを単位として表した数

Bは、前々会計年度の期間を日を単位として表した数（前々会計年度の会計年度中に当該原子力発電施設が初めて運転を開始した場合にあつては、当該運転の開始の日から前々会計年度の会計年度末までの期間を日を単位として表した数）

Cは、前々会計年度における当該原子力発電施設に係る实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第四条第一項の規定に基づき届け出られた運転計画に記載された計画的な運転停止期間、電事法第五十四条第一項の規定により経済産業大臣が行う検査による運転停止期間（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号。以下「電事法施行規則」という。）第九十三条の二第一項の規定に基づいて定める検査実施要領書に記載された検査を実施する時期の最終期日以降の期間を除く。）及び経済産業大臣が運転を再開して差し支えないことを確認した場合であつて当該確認をした日から三月を経過した日から運転を再開した日の前日までの期間を日を単位として表した数（ただし、災害その他の理由により前々会計年度の全期間において運転を停止していた場合にあつては、零とする。）

Dは、前々会計年度における当該原子力発電施設において発電されたメガワット時を単位とする発電電力量を表した数

Eは、当該原子力発電施設が定格熱出力一定運転（原子炉の熱出力を定格熱出力に保ち運転することを用いる。以下同じ。）を行い、定格出力を超える状態で運転を行っている場合において、前々会計年度に定格出力を超える状態で運転を行った期間に発電されたメガワット時を単位とする発電電力量を表す数から当該期間を時を単位として表した数に前々会計年度における定格出力をメガワットを単位として表した数を乗じて得た数を減じて得た数

Fは、当該原子力発電施設が定格熱出力一定運転を行い、定格出力に満たない状態で運転を行っている場合において、前々会計年度に定格出力を低下させて運転した期間（安全性を確保するための出力低下期間を除く。）を時を単位として表した数に前々会計年度における定格出力をメガワットを単位として表した数を乗じて得た数から当該期間に発電されたメガワット時を単位とする発電電力量を表す数を減じて得た数

二十五 表(二)の四の項イ又はロに掲げる施設が前々会計年度において施設の安全性を確保するために運転を停止又は出力を低下させて運転した場合は当該運転停止期間中も平常時と同等に運転していたものとみなして、前々会計年度における個別の運転停止ごとに当該施設の三会計年度前の会計年度におけるトンウランを単位とする製品ウランの生産量を三会計年度前の会計年度の期間を日を単位として表した数に二十四を乗じて得た数から三会計年度前の会計年度における施設の安全性を確保するための運転停止の期間を時を単位として表した数を減じて得た数で除して得た数に当該運転停止期間を時を単位として表した数及び七千六百を乗じて得た数に「j」を乗じて得た数を同表下欄に掲げる数に加えるものとする。

二十六 二十五において、三会計年度前の会計年度の全期間において運転を停止又は出力を低下させて

運転した場合にあっては、二十五中「三会計年度前の会計年度」とあるのは「全期間において運転を停止していない又は出力を低下させて運転していない直近の会計年度」と読み替えて適用する。

別表第八（第十条関係）

設備能力の合計出力	金額
百万キロワット未満	一億円
百万キロワット以上二百万キロワット未満	二億円
二百万キロワット以上三百万キロワット未満	三億円
三百万キロワット以上四百万キロワット未満	四億円
四百万キロワット以上五百万キロワット未満	五億円
五百万キロワット以上六百万キロワット未満	六億円
六百万キロワット以上七百万キロワット未満	七億円
七百万キロワット以上八百万キロワット未満	八億円
八百万キロワット以上九百万キロワット未満	九億円

別表第九（第十条関係）

設備能力の合計出力	金額
百万キロワット未満	五千万円
百万キロワット以上二百万キロワット未満	一億円
二百万キロワット以上三百万キロワット未満	一億五千万円
三百万キロワット以上四百万キロワット未満	二億円
四百万キロワット以上五百万キロワット未満	二億五千万円
五百万キロワット以上六百万キロワット未満	三億円
六百万キロワット以上七百万キロワット未満	三億五千万円
七百万キロワット以上八百万キロワット未満	四億円
八百万キロワット以上九百万キロワット未満	四億五千万円

別表第十（第十条関係）

設備能力の合計出力	金額
百万キロワット未満	五千万円
百万キロワット以上二百万キロワット未満	七千五百万円
二百万キロワット以上三百万キロワット未満	八千七百五十万円
三百万キロワット以上四百万キロワット未満	九千三百七十五万円
四百万キロワット以上五百万キロワット未満	九千六百八十七万円
五百万キロワット以上六百万キロワット未満	九千八百四十三万円
六百万キロワット以上七百万キロワット未満	九千九百二十一万円
七百万キロワット以上八百万キロワット未満	九千九百六十万円
八百万キロワット以上九百万キロワット未満	九千九百八十万円

別表第十一（第十条関係）

原子炉に附帯して設置されている使用済燃料を貯蔵するための設備	原 子 炉
五七資庁第一〇五八八号により、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下この表において「法」という。）第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	泊発電所一号炉
五七資庁第一〇五八八号により、法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同発電所二号炉
八資庁第九七九三号により、法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	東通原子力発電所一号炉
四五原第七六六二号により、法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	女川原子力発電所一号炉
六二資庁第五四四二号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同 発電所二号炉
六資庁第七二六五号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同 発電所三号炉
四一原第四五九一号により、法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	福島第一原子力発電所一号炉
四三原第一六一七号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同 発電所二号炉
四四原第六六七〇号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同 発電所三号炉
四六原第九八一三号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた四号炉使用済燃料貯蔵設備	同 発電所四号炉
四六原第五八六六号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた五号炉使用済燃料貯蔵設備	同 発電所五号炉
四七原第一〇九一八号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた六号炉使用済燃料貯蔵設備	同 発電所六号炉
四九原第三九八九号により、法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	福島第二原子力発電所一号炉
五三安（原規）第一九九号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同 発電所二号炉
五四資庁第一〇一号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同 発電所三号炉
五四資庁第一〇一号により、法第二六条第一項に規定する設置許可を受けた四号炉使用済燃料貯蔵設備	同 発電所四号炉
五二安（原規）第二五〇号により、法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	柏崎刈羽原子力発電所一号炉
五六資庁第六七五四号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同 発電所二号炉
六〇資庁第五三〇三号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同 発電所三号炉

六〇資庁第五三〇三号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた四号炉使用済燃料貯蔵設備	同	発電所四号炉
五六資庁第六七五四号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた五号炉使用済燃料貯蔵設備	同	発電所五号炉
六三資庁第六六四四号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた六号炉使用済燃料貯蔵設備	同	発電所六号炉
六三資庁第六六四四号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた七号炉使用済燃料貯蔵設備	同	発電所七号炉
四六原第七二五八号により、法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	浜岡原子力発電所一号炉	
四八原第五五八〇号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同	発電所二号炉
五四資庁第一〇一号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同	発電所三号炉
六一資庁第一五六八八号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた四号炉使用済燃料貯蔵設備	同	発電所四号炉
平成〇九・〇四・一五資第六号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた五号炉使用済燃料貯蔵設備	同	発電所五号炉
六二資庁第八〇五号により、法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	志賀原子力発電所一号炉	
平成〇九・〇五・二〇資第一号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同	発電所二号炉
四一原第四五九二号により、法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	美浜発電所一号炉	
四三原第二〇四三号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同	発電所二号炉
四七原第二七二五号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同	発電所三号炉
四四原第六一四三号により、法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	高浜発電所一号炉	
四五原第七〇二四号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同	発電所二号炉
五四資庁第一〇一号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同	発電所三号炉
五四資庁第一〇一号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた四号炉使用済燃料貯蔵設備	同	発電所四号炉
四七原第六七三三号により、法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた使用済燃料貯蔵設備	大飯発電所一号炉 同 発電所二号炉	
六〇資庁第一九八九号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同	発電所三号炉
六〇資庁第一九八九号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた四号炉使用済燃料貯蔵設備	同	発電所四号炉

四四原第五五四〇号により、法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	島根原子力発電所一号炉
五六資庁第一〇九五三号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同 発電所二号炉
四七原第一〇九二一号により、法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	伊方発電所一号炉
五二安（原規）第一〇〇号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同 発電所二号炉
五九資庁第七五七七号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同 発電所三号炉
四五原第七六六一号により、法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	玄海原子力発電所一号炉
五〇原第一〇三五八号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同 発電所二号炉
五七資庁第一六二八七号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同 発電所三号炉
五七資庁第一六二八七号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた四号炉使用済燃料貯蔵設備	同 発電所四号炉
五二安（原規）第三七八号により、法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	川内原子力発電所一号炉
五四資庁第一〇一号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同 発電所二号炉
四七原第一一六二四号により、法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた使用済燃料貯蔵設備	東海第二発電所
四一原第一四五五号により、法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	敦賀発電所一号炉
五四資庁第四一〇六号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同 発電所二号炉
四五原第六六三号により、法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた使用済燃料貯蔵設備	高速増殖炉実験炉「常陽」
四五原第七六五九号により、法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた使用済燃料貯蔵設備	新型転換炉原型炉「ふげん」

別表第十二（第十条関係）

発電電力量の合計	金額
百万メガワット時未満	一千万円
百万メガワット時以上二百万メガワット時未満	二千万円
二百万メガワット時以上三百万メガワット時未満	三千万円
三百万メガワット時以上四百万メガワット時未満	四千万円
四百万メガワット時以上五百万メガワット時未満	五千万円
五百万メガワット時以上六百万メガワット時未満	六千万円
六百万メガワット時以上七百万メガワット時未満	七千万円
七百万メガワット時以上八百万メガワット時未満	八千万円
八百万メガワット時以上九百万メガワット時未満	九千万円
九百万メガワット時以上一千万メガワット時未満	一億円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	一億一千万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	一億二千万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	一億三千万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	一億四千万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	一億五千万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	一億六千万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	一億七千万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	一億八千万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	一億九千万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	二億円
二千万メガワット時以上二千万メガワット時未満	二億一千万円
二千万メガワット時以上二千万メガワット時未満	二億二千万円
二千万メガワット時以上二千万メガワット時未満	二億三千万円
二千万メガワット時以上二千万メガワット時未満	二億四千万円
二千万メガワット時以上二千万メガワット時未満	二億五千万円
二千万メガワット時以上二千万メガワット時未満	二億六千万円
二千万メガワット時以上二千万メガワット時未満	二億七千万円
二千万メガワット時以上二千万メガワット時未満	二億八千万円
二千万メガワット時以上二千万メガワット時未満	二億九千万円
二千万メガワット時以上二千万メガワット時未満	三億円
三千万メガワット時以上三千万メガワット時未満	三億一千万円
三千万メガワット時以上三千万メガワット時未満	三億二千万円
三千万メガワット時以上三千万メガワット時未満	三億三千万円
三千万メガワット時以上三千万メガワット時未満	三億四千万円
三千万メガワット時以上三千万メガワット時未満	三億五千万円
三千万メガワット時以上三千万メガワット時未満	三億六千万円
三千万メガワット時以上三千万メガワット時未満	三億七千万円
三千万メガワット時以上三千万メガワット時未満	三億八千万円
三千万メガワット時以上三千万メガワット時未満	三億九千万円
三千万メガワット時以上三千万メガワット時未満	四億円

別表第十三（第十条関係）

発 電 電 力 量 の 合 計	金 額
百万メガワット時未満	五百万円
百万メガワット時以上二百万メガワット時未満	一千万円
二百万メガワット時以上三百万メガワット時未満	一千五百万円
三百万メガワット時以上四百万メガワット時未満	二千万円
四百万メガワット時以上五百万メガワット時未満	二千五百万円
五百万メガワット時以上六百万メガワット時未満	三千万円
六百万メガワット時以上七百万メガワット時未満	三千五百万円
七百万メガワット時以上八百万メガワット時未満	四千万円
八百万メガワット時以上九百万メガワット時未満	四千五百万円
九百万メガワット時以上一千万メガワット時未満	五千万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	五千五百万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	六千万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	六千五百万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	七千万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	七千五百万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	八千万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	八千五百万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	九千万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	九千五百万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	一億円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	一億五百万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	一億一千万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	一億一千五百万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	一億二千万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	一億二千五百万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	一億三千万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	一億三千五百万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	一億四千万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	一億四千五百万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	一億五千万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	一億五千五百万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	一億六千万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	一億六千五百万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	一億七千万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	一億七千五百万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	一億八千万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	一億八千五百万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	一億九千万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	一億九千五百万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	二億円

別表第十四（第十条関係）

発 電 電 力 量 の 合 計	金 額
百万メガワット時未満	六百六十四万円
百万メガワット時以上二百万メガワット時未満	一千二百七十二万八千円
二百万メガワット時以上三百万メガワット時未満	一千八百三十一万二千元
三百万メガワット時以上四百万メガワット時未満	二千三百四十三万一千円
四百万メガワット時以上五百万メガワット時未満	二千八百十二万六千円
五百万メガワット時以上六百万メガワット時未満	三千二百四十三万二千元
六百万メガワット時以上七百万メガワット時未満	三千六百三十八万円
七百万メガワット時以上八百万メガワット時未満	四千万円
八百万メガワット時以上九百万メガワット時未満	四千三百三十二万円
九百万メガワット時以上一千万メガワット時未満	四千六百三十六万四千円
一千万メガワット時以上一千百万メガワット時未満	四千九百十五万六千円
一千百万メガワット時以上一千二百万メガワット時未満	五千百七十一万六千円
一千二百万メガワット時以上一千三百万メガワット時未満	五千四百六万三千円
一千三百万メガワット時以上一千四百万メガワット時未満	五千六百二十一万六千円
一千四百万メガワット時以上一千五百万メガワット時未満	五千八百十九万円
一千五百万メガワット時以上一千六百万メガワット時未満	六千万円
一千六百万メガワット時以上一千七百万メガワット時未満	六千百六十六万円
一千七百万メガワット時以上一千八百万メガワット時未満	六千三百十八万二千元
一千八百万メガワット時以上一千九百万メガワット時未満	六千四百五十七万八千円
一千九百万メガワット時以上二千万メガワット時未満	六千五百八十五万八千円
二千万メガワット時以上二千百万メガワット時未満	六千七百三万二千元
二千百万メガワット時以上二千二百万メガワット時未満	六千八十万八千円
二千二百万メガワット時以上二千三百万メガワット時未満	六千九百九万五千円
二千三百万メガワット時以上二千四百万メガワット時未満	七千万円
二千四百万メガワット時以上二千五百万メガワット時未満	七千八十三万円
二千五百万メガワット時以上二千六百万メガワット時未満	七千百五十九万一千円
二千六百万メガワット時以上二千七百万メガワット時未満	七千二百二十八万九千円
二千七百万メガワット時以上二千八百万メガワット時未満	七千二百九十二万九千円
二千八百万メガワット時以上二千九百万メガワット時未満	七千三百五十一万六千円
二千九百万メガワット時以上三千万メガワット時未満	七千四百五万四千円
三千万メガワット時以上三千百万メガワット時未満	七千四百五十四万七千円
三千百万メガワット時以上三千二百万メガワット時未満	七千五百万円
三千二百万メガワット時以上三千三百万メガワット時未満	七千五百四十一万五千円
三千三百万メガワット時以上三千四百万メガワット時未満	七千五百七十九万六千円
三千四百万メガワット時以上三千五百万メガワット時未満	七千六百十四万四千円
三千五百万メガワット時以上三千六百万メガワット時未満	七千六百四十六万四千円
三千六百万メガワット時以上三千七百万メガワット時未満	七千六百七十五万八千円
三千七百万メガワット時以上三千八百万メガワット時未満	七千七百二万七千円
三千八百万メガワット時以上三千九百万メガワット時未満	七千七百二十七万四千円
三千九百万メガワット時以上四千万メガワット時未満	七千七百五十万円

別表第十五（第十条関係）

原子力発電供用施設の種 類		発電電力量
原子力発電施設（機構が設置するものを除く。）		次の算式により算定して得た数 $a+b \times 2$
機構が設置する原子力発電供用施設	原子力発電施設（高速増殖炉の原型炉を除く。）	次の算式により算定して得た数 $c \times d \times e$
	高速増殖炉の実験炉（昭和五十七年度又は平成九年度において設置の工事が行われたものを除く。）	次の算式により算定して得た数 $c \times d \times e$
	高速増殖炉の実験炉（昭和五十七年度において設置の工事が行われたものに限る。）	次の算式により算定して得た数 $c \times d \times e$
	高速増殖炉の実験炉（平成九年度において設置の工事が行われたものに限る。）	次の算式により算定して得た数 $c \times d \times e$
	使用済燃料の再処理施設	次の算式により算定して得た数 $c \times d \times e$
	使用済燃料の試験検査施設（平成三年度において設置の工事が行われたものに限る。）	次の算式により算定して得た数 $c \times d \times e$
	使用済燃料の試験検査施設（平成三年度において設置の工事が行われたものを除く。）	次の算式により算定して得た数 $c \times d \times e$
	発電用原子炉に係る安全性に関する研究の用に供される原子炉	次の算式により算定して得た数 $c \times d \times e$
	使用済燃料の再処理施設に係る安全性に関する研究の用に供される施設	次の算式により算定して得た数 $c \times d \times e$
	使用済燃料から核燃料物質その他の有用物質を分離した後に残存する放射性廃棄物の固化に必要な技術を実証するための施設	次の算式により算定して得た数 $c \times d \times e$
	高速増殖炉に燃料として使用される核燃料物質の加工施設	次の算式により算定して得た数 $c \times d \times e$
	実験用ウラン濃縮施設	次の算式により算定して得た数 $c \times d \times e$
	実用ウラン濃縮施設の建設及び運転に必要な技術を実証するためのウラン濃縮施設	次の算式により算定して得た数 $c \times d \times e$
使用済燃料の試験検査施設（昭和五十年若しくは昭和六十年又は平成三年度において設置の工事が行われたものを除く。）		次の算式により算定して得た数 $c \times d \times e$
使用済燃料の試験検査施設（昭和六十年において設置の工事が行われたものに限る。）		次の算式により算定して得た数 $c \times d \times e$
使用済燃料の再処理施設（機構が設置するものを除く。）		次の算式により算定して得た数 $f \times g + h \times m$
実用ウラン濃縮施設		次の算式により算定して得た数 $i \times j$
廃棄施設		次の算式により算定して得た数 $k \times l$

(備考)

- 一 aは、前々会計年度におけるメガワット時を単位とする当該施設において発電された電力量を表す数
- 二 bは、前々会計年度におけるメガワット時を単位とする当該施設の混合酸化物燃料の使用により発電された電力量（前々会計年度において当該施設が混合酸化物燃料を使用して運転した期間内に発電されたメガワット時を単位とする電力量を表す数に、当該施設の原子炉に装荷されている燃料のうち混合酸化物燃料の重量をトン単位として表した数を当該施設に設置されている原子炉に装荷されている燃料の総重量をトン単位として表した数で除して得た数（以下「混合酸化物燃料の装荷割合」という。）を乗じて得た数をいう。）を表す数
- 三 cは、別表第一の原子力発電供用施設の種類の欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の出力の欄に掲げる数を千で除して得た数
- 四 dは、前々会計年度の期間を日を単位として表した数に二十四を乗じて得た数
- 五 eは、〇・八一
- 六 fは、本を単位とする前々会計年度における国内で生産されたガラス固化体の搬入量を表した数
- 七 gは、一万二千四百
- 八 hは、本を単位とする前々会計年度における海外から返還されたガラス固化体の搬入量を表した数
- 九 iは、トンウランを単位とする前々会計年度における製品ウランの生産量を表した数
- 十 jは、七千六百
- 十一 kは、本を単位とする前々会計年度における容器（二百リットルドラム缶相当）の搬入量を表した数
- 十二 lは、二百
- 十三 mは、四万九千六百
- 十四 原子力発電施設（機構が設置するものを除く。）が前々会計年度において施設の安全性を確保するために運転を停止し、又は出力を低下させて運転した場合（当該年度においてあらかじめ計画されていたもの（災害その他の理由により当該年度の前年度から継続して運転を停止したもの又は出力を低下させて運転したものを除く。）を除く。）は、運転停止期間又は出力低下期間も平常時と同等に運転していたものとみなして、次の算式により算定した数をaに加えるものとする。ただし、みなし発電電力量は、次の算式のAの数にBの数及び二十四を乗じて得た数に〇・八一を乗じて得た数を上限とする。

$$A \times (B - C) \times 24 - D + E - F$$

Aは、前々会計年度における当該原子力発電施設の出力（その出力の変更について電事法第九条第一項又は第二項の規定による届出がされたものであって、当該原子力発電施設の損傷等により、一時的に出力が低下するものにあつては、当該届出前の出力）をメガワットを単位として表した数

Bは、前々会計年度の期間を日を単位として表した数（前々会計年度の会計年度中に当該原子力発電施設が初めて運転を開始した場合にあつては、当該運転の開始の日から前々会計年度の会計年度末までの期間を日を単位として表した数）

Cは、前々会計年度における当該原子力発電施設に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第四条第一項の規定に基づき届け出られた運転計画に記載された計画的な運転停止期間、電事法第五十四条第一項の規定により経済産業大臣が行う検査による運転停止期間（電事法施行規則第九十三条の二第一項の規定に基づいて定める検査実施要領書に記載された検査を実施する時期の最終期日以降

の期間を除く。)及び経済産業大臣が運転を再開して差し支えないことを確認した場合であって当該確認をした日から三月を経過した日から運転を再開した日の前日までの期間を日を単位として表した数(ただし、災害その他の理由により前々会計年度の全期間において運転を停止していた場合にあっては、零とする。)

Dは、前々会計年度における当該原子力発電施設において発電されたメガワット時を単位とする発電電力量を表した数

Eは、当該原子力発電施設が定格熱出力一定運転を行い、定格出力を超える状態で運転を行っている場合において、前々会計年度に定格出力を超える状態で運転を行った期間に発電されたメガワット時を単位とする発電電力量を表す数から当該期間を時を単位として表した数に前々会計年度における定格出力をメガワットを単位として表した数を乗じて得た数を減じて得た数

Fは、当該原子力発電施設が定格熱出力一定運転を行い、定格出力に満たない状態で運転を行っている場合において、前々会計年度に定格出力を低下させて運転した期間(安全性を確保するための出力低下期間を除く。)を時を単位として表した数に前々会計年度における定格出力をメガワットを単位として表した数を乗じて得た数から当該期間に発電されたメガワット時を単位とする発電電力量を表す数を減じて得た数

十五 原子力発電施設(機構が設置するものを除く。)のうち混合酸化物燃料を使用するものにあつては、十四中の算式により算定した数に混合酸化物燃料の装荷割合を乗じて得た数をbに加えるものとする。

十六 実用ウラン濃縮施設が前々会計年度において施設の安全性を確保するために運転を停止した場合は当該運転停止期間中も平常時と同等に運転していたものとみなして、個別の運転停止ごとに当該施設の三会計年度前の会計年度におけるトンウランを単位とする製品ウランの生産量を三会計年度前の会計年度の期間を日を単位として表した数に二十四を乗じて得た数から運転停止の期間を時を単位として表した数を減じて得た数で除して得た数に当該運転停止期間を時を単位として表した数及び七千六百を乗じて得た数を合算し $i \times j$ により算出された数に加えるものとする。

十七 十六において、三会計年度前の会計年度の全期間において運転を停止又は出力を低下させて運転した場合にあつては、十六中「三会計年度前の会計年度」とあるのは「全期間において運転を停止していない又は出力を低下させて運転していない直近の会計年度」と読み替えて適用する。

福島県発電用施設周辺地域振興基金条例

〔昭和56年10月13日〕
〔福島県条例第44号〕

改正：〔昭和58年10月14日〕
〔福島県条例第34号〕

改正：〔昭和62年3月20日〕
〔福島県条例第11号〕

改正：〔平成13年3月27日〕
〔福島県条例第13号〕

改正：〔平成16年3月26日〕
〔福島県条例第20号〕

改正：〔平成17年3月25日〕
〔福島県条例第21号〕

(設 置)

第1条 発電の用に供する施設の設置の必要性に関する知識の普及、発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号）第7条の規定に基づく交付金の交付を受けて整備した公共用施設の運営及び次に掲げる措置又は事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、福島県発電用施設周辺地域振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

- 1 発電用施設（発電用施設周辺地域整備法第2条に規定する発電用施設をいう。以下同じ。）のうち原子力発電施設、地熱発電施設若しくは火力発電施設から排出される温水の有効な利用に関する調査、研修、広報、試験研究の実施若しくは計画の策定に係る措置若しくはこれらを支援する事業又は発電用施設のうち原子力発電施設、地熱発電施設若しくは火力発電施設から排出される温水若しくは蒸気の有効な利用を行うための施設の整備若しくは運営を行う事業（当該事業のために行う温水又は蒸気の有効な利用に関する調査、試験研究の実施又は計画の策定に係る措置を含む。）
- 2 立地市町村等（発電の用に供する施設の設置が行われ、若しくは行われることが見込まれる市町村又はこれに隣接する市町村若しくは当該隣接する市町村に隣接する市町村をいう。以下同じ。）の振興に関する計画の作成に係る措置
- 3 立地市町村等における医療機関等の整備又は運営その他の立地市町村等の住民の福祉の向上を図るための措置
- 4 立地市町村等への企業の導入その他の立地市町村等の産業の活性化に資する措置
- 5 立地市町村等の環境の保全に資する措置
- 6 立地市町村等における教育、スポーツ及び文化の振興に資する措置

(積 立 て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管 理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 知事は、預金保険法（昭和46年法律第34号）第49条第2項に規定する保険事故が発生した場合に限り、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の管理及び運用から生じた収益の額は、これを基金に編入するものとする。

(運用益金等を計上すべき予算)

第6条 基金の管理及び運用から生じる収益並びに基金の管理及び運用に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

(委 任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

改正附則〔略〕

福島県企業立地資金貸付基金条例

昭和五十七年十二月二十一日

福島県条例第六十三号

(設 置)

第一条 発電用施設（発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第二条に規定する発電用施設をいう。）の周辺地域（当該発電用施設が設置されている市町村及びこれに隣接する市町村の区域をいう。）の住民が通常通勤することができる地域（以下「事業地域」という。）における企業立地の促進を図るための資金の貸付けを行うため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、福島県企業立地資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第二条 基金の額は、二億円とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、予算の定めるところにより、基金に追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立額相当額増加するものとする。

(貸付対象者)

第三条 基金に属する現金は、事業地域内の製造業その他知事が別に定める事業の用に供する建築物（以下「工場等」という。）の適地として知事が別に定める地域において、工場等を建設しようとする企業に対し、知事が当該地域内への企業立地の促進に資すると認める設備資金を融資する金融機関で、知事が指定するものに貸し付けるものとする。

(貸付条件)

第四条 基金に属する現金の貸付条件は、次の各号に定めるところによる。

- 一 貸付金利 無利子
- 二 貸付期間 十五年以内（うち据置期間二年）
- 三 償還方法 均等年賦償還

2 知事は、前項に定めるもののほか、基金の設置目的を達成するために必要な貸付条件を付することができる。

(繰替運用)

第五条 知事は、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第四十九条第二項に規定する保険事故が発生した場合に限り、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

(運用純益金の処理)

第六条 基金の管理及び運用から生じた収益の額が基金の管理及び運用に要した経費の額を超過した場合における当該超過額に相当する額は、これを基金に編入するものとする。

(運用益金等を計上すべき予算)

第七条 基金の管理及び運用から生ずる収益並びに基金の管理及び運用に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

(委 任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年条例第二一号)

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年条例第四二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年条例第六〇号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県企業立地資金貸付基金条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十年四月一日から適用する。
- 2 改正後の条例第四条第一項第二号の規定は、平成二十年四月一日以後福島県企業立地資金貸付基金（以下「基金」という。）に属する現金を改正後の条例第三条に規定する金融機関（以下単に「金融機関」という。）に貸し付ける場合における貸付期間について適用し、同日前に基金に属する現金を金融機関に貸し付けた場合における貸付期間については、なお従前の例による。

(趣 旨)

第1条 県は、発電用施設の周辺地域における公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化に資するため、市町村に対し、電源立地地域対策交付金交付規則（平成16年2月6日 文部科学省・経済産業省告示第2号。以下「交付規則」という。）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で、福島県市町村電源立地地域対策交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、交付規則及び規則において使用する用語の例による。

(交付の対象及び交付額)

第3条 交付金は、市町村が、次に掲げる措置を行う場合に、これに要する費用の全部又は一部について市町村に対して交付するものとし、その額は、交付対象事業（交付の申請後に着手し、交付の決定前に完了した事業を含む。）ごとに、国から交付される交付金の額の範囲内において知事が定める額とする。この場合において、当該交付金の交付の対象となる事業のうちその経費の全部又は一部に交付金が充てられる事業の一部に、収益が生ずる可能性があると認められる事業が含まれる場合には、交付の目的に照らして適当であると認められるときに限り交付金を交付するものとする。

- 一 地域振興計画作成等措置
- 二 発電用施設温排水有効利用措置
- 三 発電用施設温排水有効利用実証調査等措置
- 四 発電用施設温排水影響事業支援措置
- 五 発電用施設温排水等有効利用施設整備等措置
- 六 公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置
- 七 企業導入・産業活性化措置
- 八 福祉対策措置
- 九 地域活性化措置
- 十 給付金加算等措置

(交付の申請)

第4条 規則第4条第1項に規定する申請は、電源立地地域対策交付金交付申請書（様式第1）に電源立地地域対策交付金事業計画書（様式第2）を添えて行うものとし、その提出期間は3月16日から5月15日まで、又は10月1日から10月15日までとする。

2 規則第4条第2項第1号に定める書類は添付の必要がないものとする。

3 市町村は、第1項の交付金の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地

方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の決定)

第5条 規則第5条第1項に規定する交付金の交付の決定の内容には、次に掲げる費目ごとの経費の配分を含むものとする。

一 第三条第一号から第九号に掲げる措置

イ 事業費

- (1) 工事費
- (2) 用地費及び補償費
- (3) 調査設計費
- (4) 設備費
- (5) 調査費、広報費及び研修費
- (6) 維持運営費
- (7) 事業運営費
- (8) 附帯雑費

ロ 補助金

ハ 出資金

ニ 貸付金

ホ 基金造成費（ハに掲げるものを除く。）

- (1) 事業運営基金
- (2) 施設整備基金
- (3) 維持補修基金
- (4) 維持運営基金

二 給付金加算等措置

2 知事は、前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第3項により交付金に係る消費税仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第3項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、交付金に係る仕入控除税額について、交付金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第6条第1項の規定による交付の条件は、次の各号のとおりとする。

一 規則第7条の規定による通知を受けた事業（以下「交付金事業」という。）の内容又は交付金事業に要する前条第1項第1号イに掲げる措置に係る経費の配分の変更をしようとする場合においては、別表に定める軽微な変更を除き、速やかに電源立地地域対策交付金事業変更承認申請書（様式第3）を提出して知事の承認を受けること。

二 交付金事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、速やかに電源立地地域対策交付金事業

中止（廃止）承認申請書（様式第4）を提出して知事の承認を受けること。

三 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに電源立地地域対策交付金事業遅延等報告書（様式第5）を提出して知事の指示を受けること。

四 交付金事業を行うため契約を締結する場合においては、交付金事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不適當である場合を除き、競争入札によること。

2 規則第6条第2項の規定による交付の条件は、交付金事業によって取得した財産について、交付金事業の完了後においても当該財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ることとする。

（申請の取り下げ）

第7条 規則第8条第1項に規定する申請の取り下げは、規則第7条の規定による通知のあった日から10日以内に、電源立地地域対策交付金交付申請取下届出書（様式第6）を知事に提出して行うものとする。

（状況報告）

第8条 規則第11条に規定する事業の遂行の報告は、毎四半期（第4・四半期を除く。）終了後10日以内に、電源立地地域対策交付金事業実施状況報告書（様式第7）を知事に提出して行うものとする。ただし、当該四半期に事業を完了し又は廃止した場合は、この限りでない。

（実績報告）

第9条 規則第13条に規定する実績報告は、交付金事業が完了した日（交付の決定前に事業が完了した場合には交付の決定を受けた日、または、事業廃止について知事の承認を受けた場合には承認を受けた日）から起算して20日を経過した日又は当該交付金事業が完了した日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日（交付金事業が完了せずに会計年度が終了した場合においては翌会計年度の4月20日）までに、電源立地地域対策交付金事業実績報告書（様式第8）を知事に提出して行うものとする。

2 市町村は、前項の実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税額及び地方消費税額に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 市町村は、第1項の実績報告書のほかに、交付金事業が完了した日、または、事業廃止の承認があった日から70日を経過した日までに、当該交付金事業の成果を記載した様式第8の2による評価報告書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めてその期間を繰り下げたときは、この限りではない。

4 知事は、前項の規定により評価報告書の提出があったときは、当該報告書の全部または一部をインターネットその他の方法により公表することができる。

（交付金の額の確定）

第10条 知事は、前条第1項の規定による報告書を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る交付金事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、市町村に通知するものとする。

2 知事は、第1項の規定により交付金の額を確定したときは、第3条に掲げる措置ごとに次の各号に掲げる当該交付金に関する事項をインターネットその他の方法により公表するものとする。

一 交付金事業の名称

二 交付金事業の実施場所

三 交付金事業の概要

四 交付金事業に要した費用及び交付金の額

(消費税仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第11条 市町村は、交付金事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに電源立地地域対策交付金に係る消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第9）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、期限を定めて当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(交付決定の取り消し)

第12条 知事は、規則第16条第1項の規定によるほか、市町村が第8条、第9条、第10条及び次条の規定に違反した場合は、規則第5条第1項の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(財産処分の制限)

第13条 規則第18条第1項に規定する知事の承認を受けようとするときは、電源立地地域対策交付金事業財産処分承認申請書（様式第10）を提出するものとする。

2 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、設備その他の財産（取得価格及び効用の増加価格が単価50万円未満のものを除く。）とする。

(交付金の支払い)

第14条 交付金は、規則第14条の規定により交付すべき交付金の額を確定したあとに支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、交付金の全部又は一部について概算払いをすることができる。

2 市町村は、前項の規定により交付金の支払いを受けようとするときは、電源立地地域対策交付金支払請求書（様式第11）を知事に提出しなければならない。

(交付金事業の経理)

第15条 市町村は、交付金事業の経理について交付金事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を交付金事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(交付金調書)

第16条 市町村は、当該交付金事業に係る支出の予算書及び決算書における計上科目別計上金額を明らかにするため、電源立地地域対策交付金調書（様式第12）を作成しておかなければならない。

(基金の運用・処分)

第17条 市町村は、交付金により造成した基金（以下「基金」という。）の運用・処分計画の内容を変更（軽微なものを除く。）しようとする場合においては、速やかに基金運用・処分計画の変更承認申請書（様式第13）を提出して知事の承認を受けること。

2 市町村は、処分期間内に基金を充当して行う事業が完了しない場合又は基金を充当して行う事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに処分期間内における事業遅延等報告書（様式第14）を提出して知事の指示を受けること。

3 市町村は、基金の運用・処分計画について、当該基金の存続している毎年度終了後90日以内にその造成・運用・処分の実績について電源立地地域対策交付金交付決定通知書の規定による基金運用・処分の実

績報告書（様式第15）を知事に提出しなければならない。

4 市町村は、一会計年度において造成した基金の処分については、別表2で定める期間内に行わなければならない。

（附 則）

1 この要綱は、平成16年2月6日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

2 福島県電源立地等初期対策交付金交付要綱、福島県市町村電源立地特別交付金交付要綱、福島県電源立地促進対策交付金交付要綱及び福島県水力発電施設周辺地域交付金交付要綱は、廃止する。ただし、これらの要綱に基づく交付の決定を受けた交付金については、従前の例による。

（附 則）

この要綱は、平成16年4月30日から施行し、平成16年度の交付金から適用する。

この要綱は、平成16年8月25日から施行し、平成16年度の交付金から適用する。

（附 則）

この要綱は、平成18年1月6日から施行し、平成17年度の交付金から適用する。

（附 則）

この要綱は、平成20年3月31日から施行し、平成20年度の交付金から適用する。

この要綱は、平成20年9月25日から施行し、平成20年度の交付金から適用する。

別表（第6条関係）

経費配分の軽微な変更	内容の軽微な変更
2以上の費目に係る配分額のいずれか低い額の15%以内の範囲内で当該配分額の流用を行おうとする場合	次の各号に掲げるもの以外のもの 1 工事施工箇所の変更で、工事の重要な部分に関するもの 2 構造及び工法の変更のうち、工事の重要な部分に関するもの並びに規模の変更で交付金の交付の決定の基礎となった設計（変更設計を含む）に基づく工事の内容を著しく変更するもの 3 機械及び備品の仕様の変更で、重要な部分に関するもの 4 第5条第1項第1号イに掲げる費目（附帯雑費を除く。）の種別ごとの金額の20%（当該種別の金額の20%に相当する金額が60万円以下であるときは60万円）を超える変更又は1,000万円を超えるもの 5 附帯雑費のうち食糧費の増額 6 個別事業ごとの交付金の額の変更で、増額又は15%を超える減額

別表2（第17条関係）

基金の種類	処分期間
1 事業運営基金	造成年度の翌年度から5年以内
2 施設整備基金	造成年度の翌年度から5年以内
3 維持補修基金	基金の充当対策施設が供用されている期間
4 維持運営基金	基金の充当対策施設が供用されている期間

福島県原子力立地給付金交付事業補助金交付要綱

最終改正 平成21年 3月30日

(趣 旨)

第1条 県は、原子力発電施設等の設置の円滑化に資するため知事が適当と認める者が行う原子力立地給付金交付事業に要する経費について予算の範囲内で、福島県原子力立地給付金交付事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付等に関しては、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この要綱において使用する用語は、電源立地地域対策交付金交付規則（平成16年 2月 6日付け文部科学省・経済産業省告示第2号。以下「交付規則」という。）及び規則において使用する用語の例による。

(交付の対象)

第3条 交付の対象となる経費は、知事が適当と認めるものが原子力立地給付金交付事業を行う場合に、当該事業に要する経費の全部又は一部に対して交付するものとし、その額は県の予算の範囲内において知事が定める額とする。

(交付限度額)

第4条 知事が交付することができる1の市町村に係る交付限度額は、別表の左欄に掲げる対象市町村の区分に応じそれぞれの同表の右欄に掲げる算式により算定して得た金額に12を乗じて得た金額と当該合計額の3.5%にあたる金額との合計額とする。

(交付の申請)

第5条 規則第4条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1によるものとし、その提出部数は2部（正本1部及び副本1部）、その提出期限は3月16日から4月30日まで、又は10月1日から10月15日までとする。

2 規則第4条第2項第1号に規定する収支予算書は、添付を要しないものとする。

3 規則第4条第2項第2号の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、別記様式第2による事業計画書とする。

(申請を取り下げることができる期日)

第6条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、規則第7条の規定による通知のあった日から起算して10日を経過した日とする。

(実績報告)

第7条 規則第13条の規定による事業実績報告書の様式は別記様式第3によるものとし、その提出部数は2部（正本1部及び副本1部）その提出期限は、補助事業が完了した日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して20日を経過した日又は当該補助事業の完了した日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日（補助事業が完了せず会計年度が終了した場合にあっては、翌会計年度の4月25日）までに提出しなければならない。ただし、概算払いにより、交付決定の通知をした交付金の額の全額を支出した場合にあっては、実績報告書の提出期限は4月30日までとする。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は規則第14条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、必要と認められる場合には、補助金の全部又は一部について概算払をすることができるものとする。

2 前項の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第4による支払請求書2部(正本1部及び副本1部)を知事に提出しなければならない。

(補助事業の経理)

第9条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を示す会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(補助金調書)

第10条 補助事業者は、当該補助事業に係る歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするために別記様式第5による補助金調書を作成しておかなければならない。

(附 則)

1 この要綱は、昭和56年10月26日から施行し、昭和56年8月25日から適用する。

2 昭和56年度予算に係る補助金の交付の申請時期については、昭和56年10月28日までとする。

(附 則)

1 この要綱は、昭和57年3月26日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

(附 則)

1 この要綱は、昭和59年2月7日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

(附 則)

1 この要綱は、昭和60年9月13日から施行し、昭和60年度分の補助金から適用する。

(附 則)

1 この要綱は、平成元年6月27日から施行し、平成元年度分の補助金から適用する。

2 平成元年度分の補助金の交付申請は、第5条第1項の規定にかかわらず平成元年6月27日までとする。

(附 則)

1 この要綱は、平成4年12月8日から施行し、改正後の平成4年度分の補助金から適用する。

2 改正後の平成4年度分の補助金について、別表備考中「毎年10月1日」とあるのは「平成4年12月1日」とする。

3 改正後の平成4年度分の補助金の交付申請は、第5条第1項の規定にかかわらず平成4年12月15日までとする。

(附 則)

1 この要綱は、平成12年11月10日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。

(附 則)

1 この要綱は、平成16年2月6日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

(附 則)

1 この要綱は、平成17年3月10日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

(附 則)

1 この要綱は、平成18年3月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(附 則)

1 この要綱は、平成21年3月30日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

別 表

対 象 市 町 村	算 式
1 所在市町村 大熊町・双葉町・楡葉町・富岡町	$A \times 933円 + B \times 466円$
2 2の所在市町村に係る隣接市町村である市町村 川内村	$A \times 525円 + B \times 262円$
3 隣接市町村 浪江町・広野町・田村市（ただし、旧都路村の区域に限る。）	$A \times 350円 + B \times 175円$
4 隣接市町村（3に掲げるものを除く。）及び隣々接市町村 いわき市・南相馬市（ただし、旧小高町の区域に限る。）・ 葛尾村	$A \times 338円 + B \times 169円$

(備 考)

1 Aは、原子力立地給付金の交付の対象となる当該市町村の区域内の毎年10月1日（以下「基準日」という。）の電灯需要家（一般電気事業者から電灯需要に充てるため電気の供給を受けているものであって、知事が認めるものをいう。）の数とする。

ただし、契約使用期間を有する契約種別により電気の供給を受けている交付対象者にあつては、基準日の属する月の前12月分において、各月分の検針日の前日に電気を使用した月を1の単位として表した数に12分の1を乗じて得た数とする。

2 Bは、原子力立地給付金の交付の対象となる当該市町村の区域内の基準日の電力需要家（一般電気事業者又は特定規模電気事業者から電力需要に充てるための電気の供給を受けているものであって、知事が認めるものをいう。）の契約電力をキロワットを単位として表した数の合計額とする。

ただし、契約使用期間を有する契約種別により電気の供給を受けている交付対象者にあつては、契約電力をキロワットを単位として表した数に、基準日の属する月の前12月分において、各月分の検針日の前日に電気を使用した月を1の単位として表した数及び12分の1を乗じて得た数とする。

3 計算の都度円未満の端数が生じたときは、円未満は切り捨てるものとする。

福島県石油貯蔵施設立地対策等交付金交付要綱

最終改正 平成19年7月2日

(趣 旨)

第1条 県は、石油貯蔵施設の周辺の地域における住民の福祉の向上を図るため特に必要があると認められる公共用の施設で、石油貯蔵施設の設置に伴って整備することが必要と認められるものの整備を図り、もって石油貯蔵施設の設置の円滑化に資するため、市町村等に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で石油貯蔵施設立地対策等交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則（昭和53年9月28日付通商産業省告示第434号。以下「交付規則」という。）及び規則において使用する用語の例による。

(交付の対象及び交付額)

第3条 交付金は市町村及びその他の者（以下「市町村等」という。）が石油貯蔵施設の新設又は、増設等に伴って公共用の施設の整備の事業（以下「交付対象事業」という。）を行う場合に当該交付対象事業に要する経費の全部又は一部について、市町村等に対して交付するものとし、その額は、交付対象事業ごとに、国から交付される交付金の額の範囲内において知事が定める額とする。

(交付金の交付の申請)

第4条 規則第4条第1項の規定による申請は、様式第1による申請書3通（正本1通及び副本2通）に様式第2による説明書を添えて行うものとし、その提出期限は、5月1日から5月15日まで又は10月1日から10月15日までとする。

2 規則第4条第2項第1号に規定する収支予算書は、添付を要しないものとする。

3 市町村等は、前項の交付金の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付金の交付の決定)

第5条 規則第5条第1項に規定する交付金の交付の決定の内容には、次に掲げる費目ごとの経費の配分を含むものとする。

(1) 事業費

ア 工事費

イ 用地費及び補償費

ウ 調査設計費

エ 付帯雑費

(2) 基金造成費

ア 施設整備基金

イ 維持補修基金

2 知事は、前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第3項により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第3項のただし書きによる交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、交付金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付金の交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、別表のとおりとする。

2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、前条の決定に係る交付対象事業（以下「交付金事業」という。）の実施に関し契約をする場合において、交付金事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合を除き競争入札によるべきこととする。

(変更等の承認申請)

第7条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けようとするときには、様式第3による交付金事業変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げは、規則第7条の規定による通知のあった日から10日以内に様式第4による申請取下げ届出書を知事に提出して行うものとする。

(交付金の概算払)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、概算払いの方法により交付金の交付をすることができる。

(状況報告)

第10条 市町村等は、知事が特に必要と認めて要求したときは、交付金事業の実施状況に関し様式第5による状況報告書を、知事が要求する期日までに提出するものとする。

(事業完了の報告)

第11条 市町村等は、当該事業が完了したときは、すみやかに様式第6による事業報告書を知事に提出するものとする。

(実績報告及び評価報告)

第12条 規則第13条に規定する実績報告は、様式第7による実績報告書3通（正本1通、副本2通）を交付金事業が完了した日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して20日を経過した日又は当該交付金事業の完了の日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出して行うものとする。

2 市町村等は、前項の実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 市町村等は、第1項の実績報告書のほか、交付金事業が完了した日又は交付金事業の廃止の承認があった日から70日を経過した日までに、当該交付金事業の成果の評価を記載した様式第7の2による評価報告書3通（正本1通及び副本2通）を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めてそ

の期日を繰り下げたときは、この限りでない。

4 知事は、前項の規定により評価報告書の提出があったときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットの利用その他の方法により公表することができる。

(交付金の額の確定)

第13条 規則第14条の規定による交付金事業の成果確認のための調査は別に定めるところにより行うものとする。

2 知事は、前項の調査を行ったときは、様式第8による交付金事業成果確認書を作成しその結果を明らかにしておくものとする。

3 第1項の規定による調査の結果、交付金事業の成果が交付金の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるとき、交付すべき交付金の額について様式第9による交付金の額の確定調書により確定し、当該交付金事業者に通知するものとする。

4 知事は、前項の規定により交付金の額を確定したときは、次の各号に掲げる当該交付金に関する事項をインターネットの利用その他の方法により公表することができる。

(1) 交付金事業の名称

(2) 交付金事業の実施場所

(3) 交付金事業の概要

(4) 交付金事業に要した費用及び交付金の額

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第14条 交付対象市町村等は、交付対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第10による報告書3通（正本1通、副本2通）をすみやかに知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の報告があった場合には、期限を定めて当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 知事は、規則第16条第1項の規定によるほか次の各号の1に該当するときは、規則第5条第1項の決定の全部又は一部を取消することができる。

1 市町村等が第10条、第11条、第12条又は次条及び規則第18条の規定に違反した場合

2 交付金事業に係る石油貯蔵施設の設置の工事が中止又は廃止された場合

(財産処分の制限)

第16条 市町村等は、交付金事業により取得し又は効用を増加させた財産については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金事業の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 規則第18条第1項に規定する知事の承認を受けようとするときは、様式第11による申請書を提出するものとする。

3 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、設備その他の財産（取得価格及び効用の増加価格が単価50万円未満のものを除く。）とする。

(交付金の交付の請求)

第17条 交付金の交付決定の通知を受けた市町村等が第9条の規定により交付金の概算払いの交付を受けよ

うとするとき、又は交付金事業が完了し、第12条の規定により実績報告書を提出し、交付金の支払を受けようとするときは、様式第12により支払請求書を知事に提出するものとする。

(交付金事業の経理)

第18条 市町村等は、交付金事業の経理について、交付金事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を交付金事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(交付金調書)

第19条 市町村等は、当該交付金事業に係る歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第13による交付金調書を作成しておくものとする。

附 則

- 1 この要綱は昭和53年10月11日から施行し、昭和53年度分の交付金から適用する。
- 2 昭和53年度分の交付金に係る第4条に規定する提出期間は、同上の規定にかかわらず昭和53年10月11日から10月25日までとする。

附 則

- 1 この要綱は昭和60年9月20日から施行し、昭和60年度分の交付金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は平成6年4月1日から施行し、平成6年度分の交付金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は平成19年7月2日から施行し、平成19年度分の交付金から適用する。

別表（第6条関係）

経費の配分の軽微な変更	内容の軽微な変更
2以上の費目に係る配分額のいずれか低い額の20%以内の範囲内で当該配分額の流用を行う変更	<p>次の各号に掲げるもの以外で、交付金の額に変更を生じないもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工事施工箇所の変更で工事の重要な部分に関するもの 2 構造及び工法の変更で工事の重要な部分に関するもの並びに規模の変更で当初設計に基づく工事の程度を著しく変更するもの 3 機械及び備品の仕様の変更で重要な部分に関するもの 4 工事区分ごとの内容、数量、金額を大きく変更するもの